嬉野市緑の基本計画

【素案】

お茶と温泉、街道宿、豊かな緑と田園風景、母なる塩田川に抱かれ

四季の彩りに包まれて
みんながほっとするまち、うれしの



目 次

1章 緑の基本計画の前提 1

1－1 計画の背景 1
1－2 緑の基本計画とは 1
1－3 緑の機能と対象となる緑 2
（1） 緑の機能 2
（2） 対象となる緑 2
（3） 緑地の分類 3
1－4 緑の基本計画の位置づけ 4
1－5 計画のフレーム 5

2章 嬉野市の概要と緑の現状 6

2－1 嬉野市の概要 6
（1） 嬉野市の概要 6
（2） 位置・面積 6
（3） 地 形 6
（4） 気 候 8
（5） 人口・世帯 8
（6） 歴史・文化 9
（7） 市街地開発事業 10
（8） 交通網 11
（9） 法規制 11
（10） イベント 13
（11） レクリエーション施設 17
（12） 防 災 22

2－2 嬉野市の緑 24
（1） 緑の現状 24
（2） 植 生 24
（3） 水 系 26
（4） 動植物 26
（5） 名木・古木 33
（6） 緑の景観 35

（7） 嬉野市の緑の特性 ……36

2－3 嬉野市の緑地現況 ……41
（1） 緑地現況 ……41
（2） 街路樹の整備状況 ……50
緑地現況図 ……52
（3） 緑化活動の現状 ……53

3章 緑の解析・評価と課題の整理及び市民アンケートの結果 54

3－1 系統別解析・評価 ……54
3－2 緑の課題 ……63
3－3 市民アンケートの結果 ……65

4章 基本方針と緑の将来像 70

4－1 緑の基本理念 ……70
4－2 緑の基本方針 ……71
4－3 緑の将来像 ……73
4－4 計画目標の設定 ……74
（1） 緑地の目標 ……74
（2） 公園緑地の整備目標 ……76
（3） 緑化の目標 ……77

5章 緑の配置方針と配置計画 78

5－1 緑の配置方針 ……78
5－2 系統別緑の配置計画 ……79
（1） 環境保全系統における緑の配置計画 ……79
（2） レクリエーション系統における緑の配置計画 ……82
（3） 防災系統における緑の配置計画 ……84
（4） 景観系統における緑の配置計画 ……87
5－3 緑の配置計画総括図 ……93

6章 緑化推進計画 94

6－1 守る緑の推進計画 ……94
（1）主な施策 ……94
（2）具体的な取組み ……94
6－2 創る緑の推進計画 ……102
（1）主な施策 ……102
（2）具体的な取組み ……102
6－3 育てる緑の推進計画 ……108
（1）主な施策 ……108
（2）具体的な取組み ……108
6－4 活性化につながる緑の推進計画 ……111
（1）主な施策 ……111
（2）具体的な取組み ……111
6－5 活用する緑の取組み～将来像に向けて～ ……115

7章 施設緑地の整備方針 116

7－1 用途地域地区の施設緑地整備 ……117
（1）地区の緑の現況と課題 ……117
（2）緑の整備方針 ……117
7－2 嬉野地区の用途地域外の地区の施設緑地整備 ……119
（1）地区の緑の現況と課題 ……119
（2）緑の整備方針 ……119
7－3 塩田地区の施設緑地整備 ……121
（1）地区の緑の現況と課題 ……121
（2）緑の整備方針 ……121
7－4 今後の公園整備の基本方針 ……123

8章 緑化重点地区 125

8－1 緑化重点地区とは …… 125
8－2 緑化重点地区の指定 …… 125
（1）緑化を重点的に進める地域－その 1 …… 127
（2）緑化を重点的に進める地域－その 2 …… 130
（3）緑化を重点的に進める地域－その 3 …… 133

9章 保全配慮地区・風致地区の設定 136

9－1 保全配慮地区の設定 …… 136
9－2 風致地区の設定 …… 137

10 章 計画の推進に向けて 139

10－1 計画推進のための体制づくり …… 139
10－2 緑の基本計画の効果的な運用 …… 139
10－3 計画の進行管理と見直し …… 140

参考資料 142

参考資料 1： 緑地の保全・緑化に関する主な制度 …… 143
参考資料 2： その他まちづくりの中で検討できる制度 …… 144
参考資料 3： 制度の概要 …… 145

用語の解説 用-1

策定の経緯

第1章
緑の基本計画の前提



春日大明神のイチョウ

1章　緑の基本計画の前提

1－1　計画の背景

本市は、明治 22 年市町村制度が導入されて以降、幾多の合併を経てきた旧嬉野町、旧塩田町が、平成 18 年 1 月 1 日に合併し成立した都市である。合併前の平成 15 年に旧嬉野町では「嬉野町 緑の基本計画」を策定しており、「緑と水に抱かれた ほっとするまち うれしの」を緑の将来像とし、様々な施策に取り組んできた。

一方で、平成 16 年 6 月に景観緑三法※が成立し、都市環境の整備にあたり、美しい景観づくりと豊かな緑の形成を一体となって進めることが重要であるとされ、「緑の基本計画」においてもこれらに対応したものに改訂等が求められている。

こうした状況を踏まえ、本市が総合計画で掲げる**『歓声が聞こえる嬉野市』**の中での緑に関する**「自然と共生する安全で快適なまち」**を目指すべく、新しい「緑の基本計画」を策定することとなった。

※景観緑三法･･･「景観法」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律を合わせた呼称

1－2　緑の基本計画とは

『緑の基本計画』とは、都市緑地法第 4 条に規定された「市町村の緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が独自性、創意工夫を発揮して、緑地の保全から公園緑地の整備、その他公共公益施設及び民有地の緑化推進まで、「まちの緑」について将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにする総合的な計画である。

◆みどりの基本計画の特徴

① 法律に根拠をおく計画制度である。
② 市町村の緑とオープンスペースの全てに関する総合的な計画である。
③ 住民に最も身近な地方公共団体で、総合行政を行う市町村がその自治事務として策定する計画である。
④ 計画の策定に際して住民の意見の反映が義務付けられている。
⑤ 計画内容の公表が義務付けられている。
⑥ 都市緑地法担当部局が、都市の緑に関する総合的な調整役となり、策定するマスタープランである。

1－3 緑の機能と対象となる緑

（１）緑の機能

『緑』には様々な役割があり、地球環境や都市全体、地域、人々の生活だけでなく、人の心や精神面へも大きな影響を与えるものである。こうした緑のもつ役割を再認識し、まちづくりに活かすことが大切である。

◆緑の機能

- ●都市部の生活環境や地球全体に関わる**環境保全機能**
- ●動植物の生息環境など**生態系の維持機能**
- ●嬉野市らしい景観を形成する**景観形成機能**
- ●自然とのふれあいや余暇活動空間を確保する**レクリエーション機能**
- ●災害時のバリアや避難地となる**防災機能**
- ●農地・山林等、生産の場としての**生産機能**

（２）対象となる緑

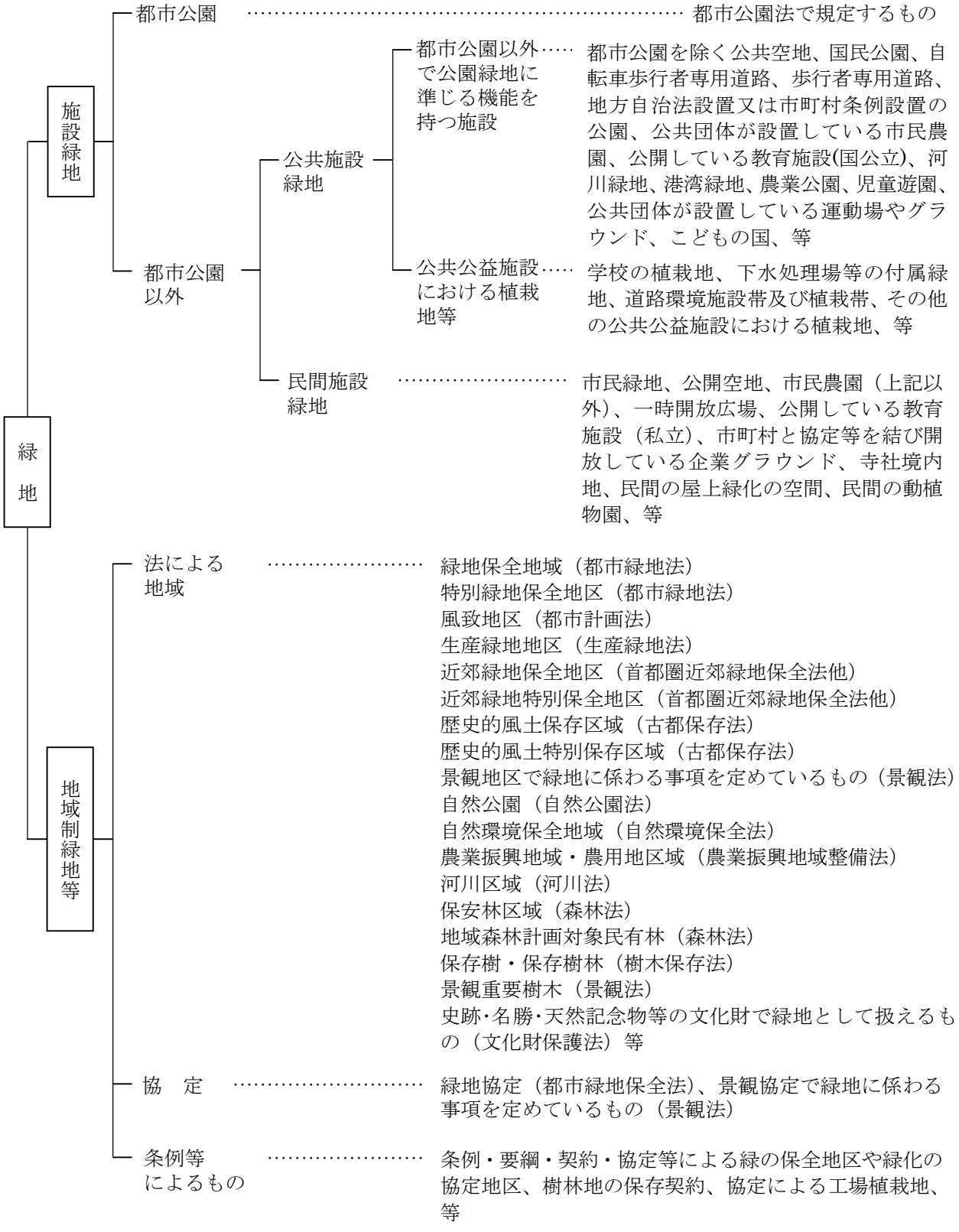
本計画で対象とする緑は、我々の身近に存在するもので、保全する緑と、新たに創出する緑も含まれる。

◆対象となる緑

- ●**山林の緑**・・・森林、雑木林など
- ●**農地の緑**・・・田んぼ、畑、果樹園など
- ●**水辺の緑**・・・河川、ダム、ため池など
- ●**公共施設の緑**・・・公園、緑地、街路樹、公共公益施設の緑など
- ●**民間の緑**・・・企業、工場、公開空地等の緑など
- ●**個人の緑**・・・生垣、庭木、花など

（３）緑地の分類

本計画における緑地の分類を以下に示す。



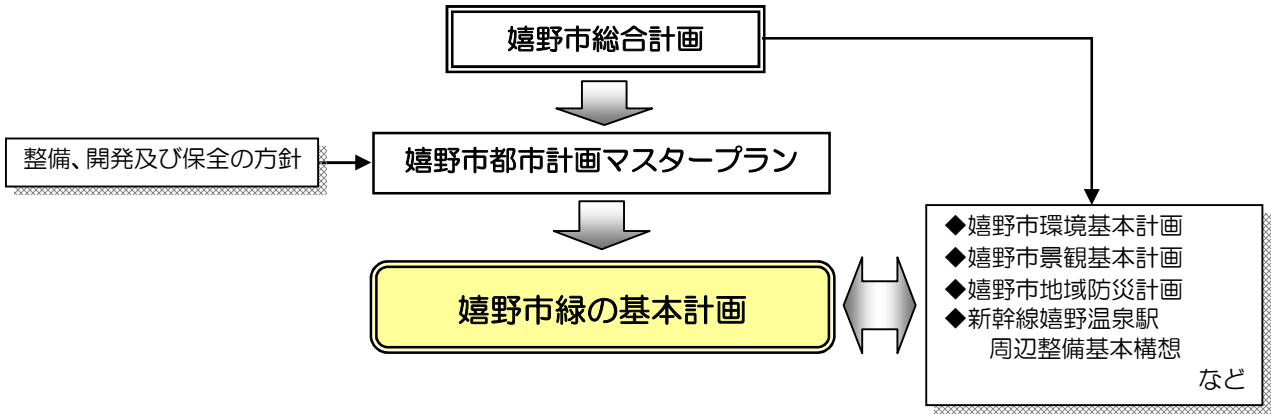
※出典：新編 緑の基本計画ハンドブック

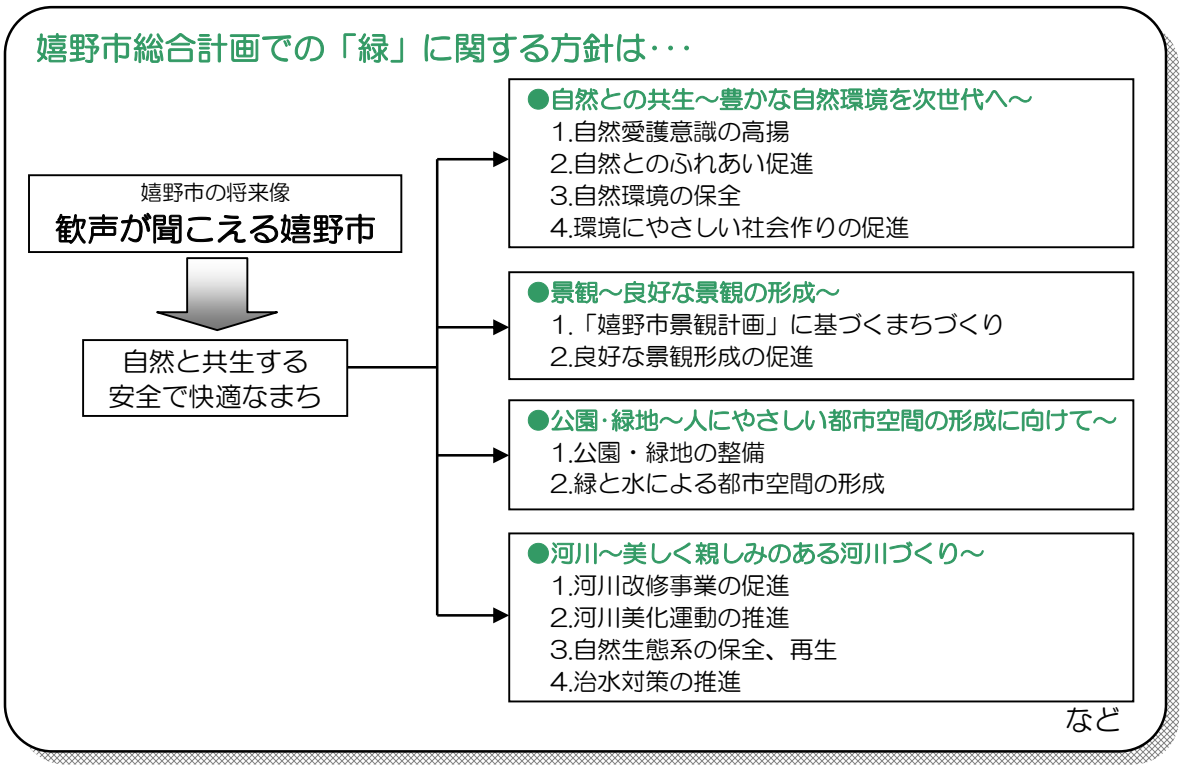
1－4 緑の基本計画の位置づけ

本計画は、都市計画法や都市緑地法に基づいて策定する計画であり、計画の目標年次や将来人口などの基本的な枠組みについては、上位計画となる県の計画や市の総合計画、都市計画マスタープランやその他の様々な関連計画との整合を図り、計画を進める必要がある。

本計画はこれらの関連計画の中の「緑」について担当し、それぞれの施策の連携により、よりよいまちづくりを進めるものである。

■緑の基本計画の位置づけ■





1－5 計画のフレーム

本計画の目標年次は、「嬉野市都市計画マスタープラン」と整合性を図り、概ね 20 年後の 2030 年（平成 42 年）とし、中間年次を 2020 年（平成 32 年）と設定する。

本計画の対象区域は、本来、『緑の基本計画』では都市計画区域を対象とするが、ここでは本市の緑の特徴を考慮し、都市計画区域周辺の緑についても重要な役割を果たしていると認識し、市域全体 126.51 km^2 を対象とし、都市公園の整備や都市緑化に関しては都市計画区域を対象とする。

なお、都市計画区域については、現在の都市計画区域（旧嬉野町の一部）を近い将来拡大し、旧塩田町を含む範囲で見直す予定である。よって、本計画では、現況以外の計画及び整備方針等については、現在の旧嬉野町の一部と旧塩田町を含めた、将来計画の都市計画区域を対象とすることとする。

目標年次：2030 年（平成 42 年）　中間年次：2020 年（平成 32 年）

■計画対象区域■

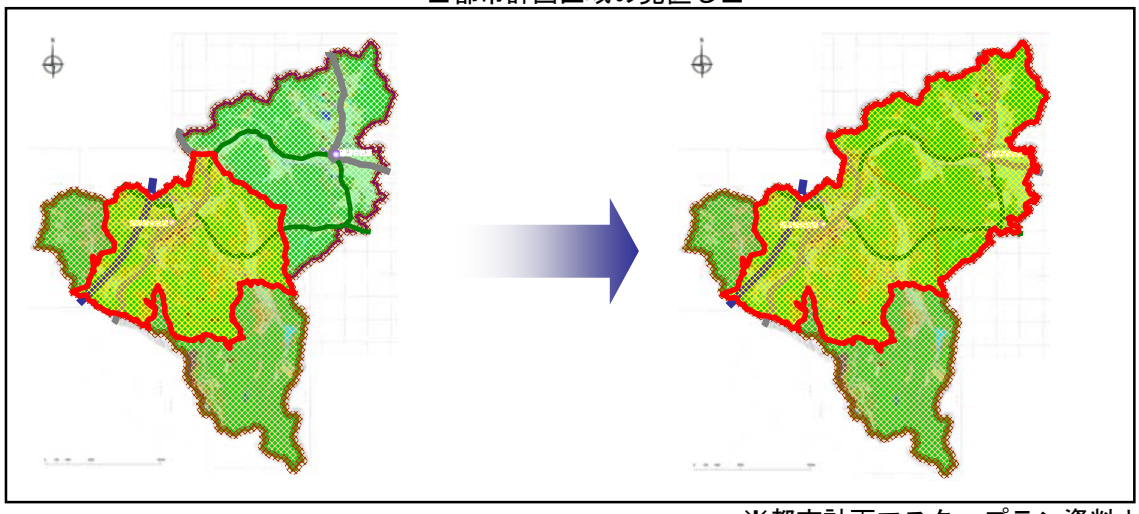
用途地域	都市計画区域	市域全体
現　　況：274 ha 将来計画：302 ha	現　　況：4,568 ha 将来計画：9,173 ha	126.51 km^2

■将来人口■

	2005 年	2020 年	2030 年
総人口	30,392 人	28,000 人	26,000 人
都市計画区域人口	17,359 人	26,900 人	25,200 人

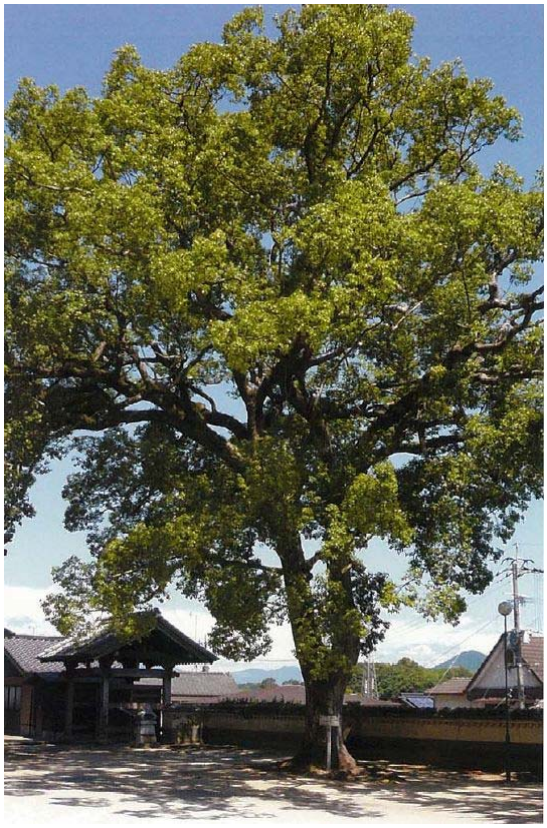
※2020 年及び 2030 年の都市計画区域人口は都市計画区域拡大後の人口とする

■都市計画区域の見直し■



※都市計画マスタープラン資料より

第2章
嬉野市の概要と緑の現状



豊玉姫神社のクスノキ

第２章　嬉野市の概要と緑の現状

２－１　嬉野市の概要

（１）嬉野市の概要

現在の嬉野市は、明治 22 年市町村制度が導入されて以降、幾多の合併を経てきた、旧嬉野町と旧塩田町が平成 18 年１月１日に合併し成立した都市である。

本市は佐賀県の南西部に位置し、長崎県との県境にまたがる多良岳を中心として山麓斜面が形成され、山間部・盆地・平野からなり、それらの自然の恵みを受け、お茶や米麦、施設園芸などが盛んに行われている。

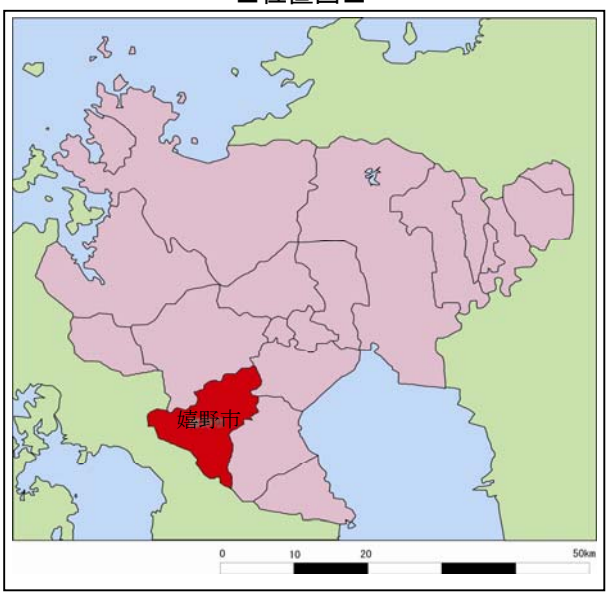
また、本市は九州でも有数の温泉観光地で、この良質で高温の温泉資源は多良岳火山の余勢によるとみられている。

本市は現在、『歓声が聞こえる嬉野市』を将来像として、次代を担う子供たちが嬉野市に生まれ育ったことを、誇りに思うことができるまちづくりを進めているところである。

（２）位置・面積

本市は佐賀県南西部の 130 度３分 44 秒、33 度 07 分 31 秒に位置し、市域面積 126.51km²、北は武雄市、北東に白石町、南東に鹿島市、西は長崎県に隣接した都市である。

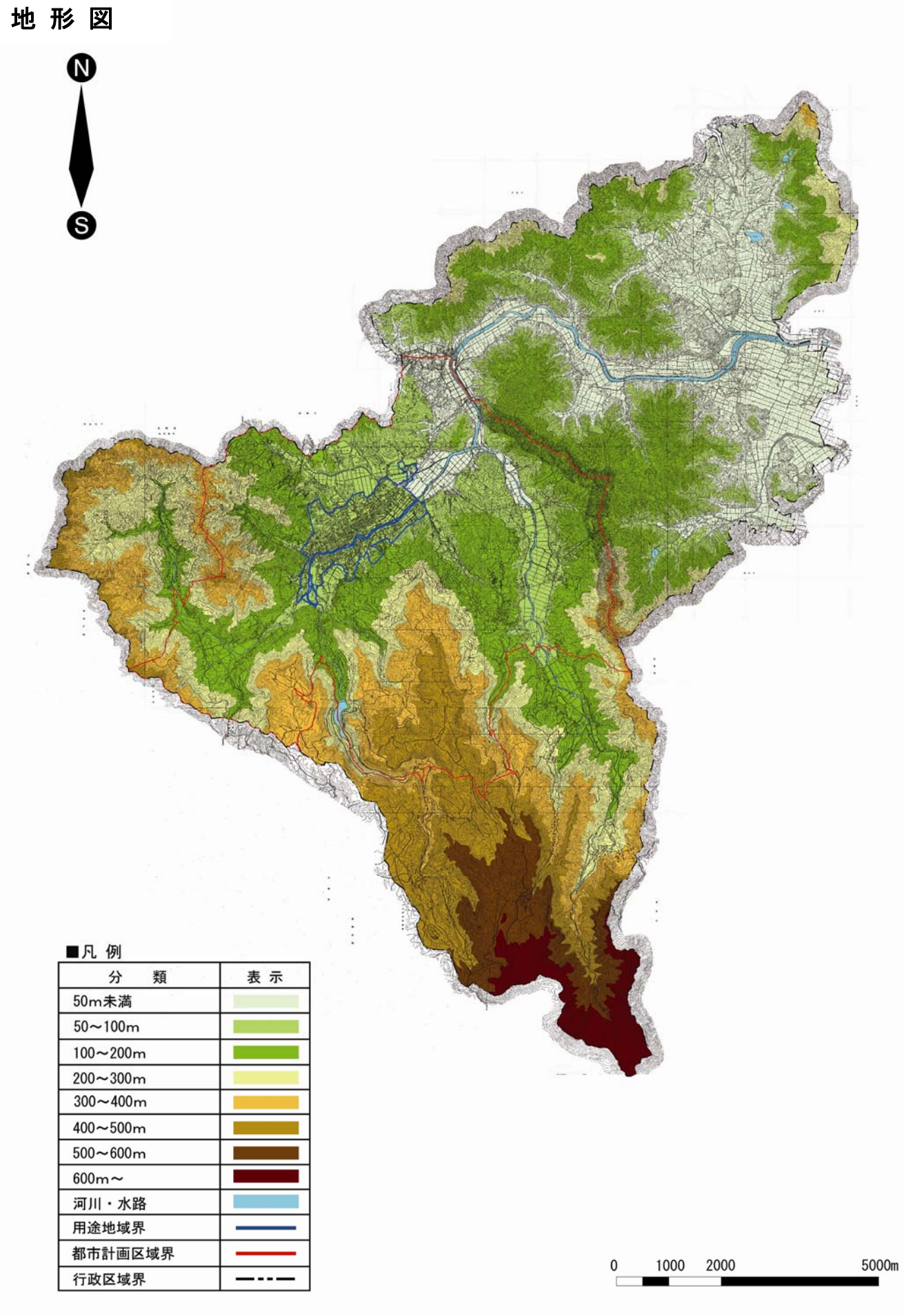
■位置図■



（３）地形

本市の地形は、西に宝冠をかぶったような鋭鋒をもつ虚空蔵山、南に国見岳、中心部に肥前小富士と呼ばれる唐泉山、北東部に杵島山があり、これらの比較的緩やかな山に囲まれた盆地と、東側の塩田町の白石平野の一部で形成されている。

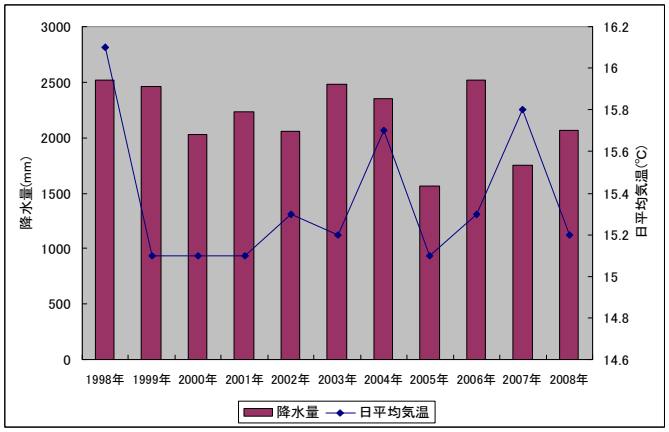
地 形 図


N
S
■凡 例
分 類
表 示
50m未満
50～100m
100～200m
200～300m
300～400m
400～500m
500～600m
600m～
河川・水路
用途地域界
都市計画区域界
行政区域界
0
1000
2000
5000m

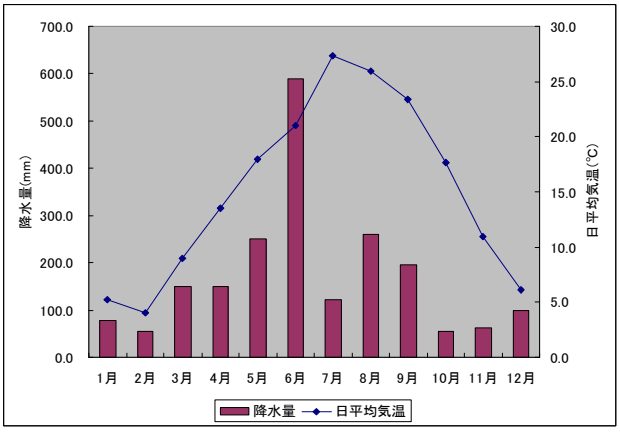
（4）気候

近年、地球規模での温暖化が問題となっている。本市においては、市域に広大な自然を有することから、この十数年間の年間平均気温は 15～16℃とほぼ一定で、比較的温暖で過ごしやすい気候となっている。降水量は年によってばらつきはあるが、夏は南からの季節風の影響で山間部を中心に雨が多い。

■過去 10 年平均気温・降水量■



■2008 年平均気温・降水量■

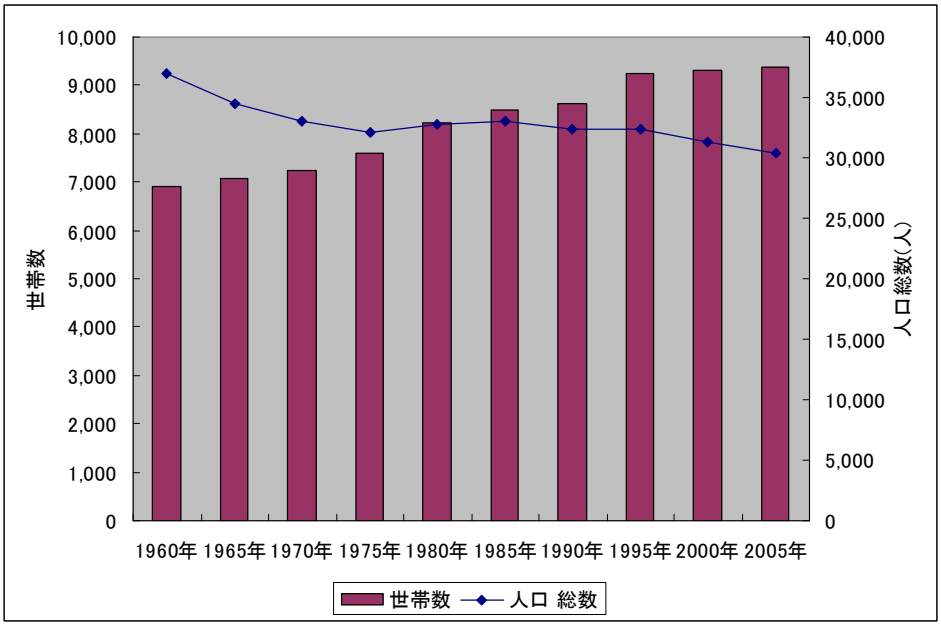


出典：気象庁過去の気象データ

（5）人口・世帯

本市は平成 17 年（2005 年）国勢調査時点で、総人口 30,392 人　世帯数 9,372 世帯となっており、人口は緩やかではあるが減少傾向にある。

■人口・世帯数推移■



（６）歴史・文化～嬉野温泉･塩田津～

「嬉野」の起こりは昔、神功皇后が三韓出兵の帰りに傷ついた兵士を入湯させ、傷が癒えたのを見て「あな、うれしの」と言ったことに由来するといわれている。これはあくまで伝説で、神功皇后が実在の人物かどうかも不明であるが、嬉野温泉の歴史が古いのは確かで、8 世紀の文献『肥前風土記』に「塩田川岸東のあたりに湯の泉涌出して人の病を癒す」との記述がある。

戦国時代には肥前佐賀の大名・龍造寺隆信が弟の長信に、嬉野へ傷の治療に行くように勧めて（『多久家文書』）いたり、文政 9 年（1826）、来日中だったシーボルトが、オランダ商館長の将軍謁見随行時に嬉野に立ち寄ったことが、『江戸参府紀行』の中で詳しく書かれている。嬉野はその時代時代で湯治客で賑わっていたことが想像できる。

1876 年（明治 9 年）に民間の共同出資で設置された「嬉野温泉場」は 1922 年（大正 11 年）の大火で消失し、その後 1924 年にゴシック調の「古湯温泉」が建設された。嬉野温泉のシンボルとして親しまれたこの公衆浴場も老朽化などで 1996 年に閉鎖され、2005 年に解体されてしまった。現在その「古湯温泉」再建計画が進められ、木造の 2 階建ての建物となり、2010 年に再現することとなった。



■嬉野温泉「シーボルトの湯」■

また、本市は長崎街道の宿場町（嬉野宿・塩田津）であった。特に塩田津は、運河として利用されていた塩田川もあり、水陸交通の要衝ということもあわせ、県内屈指の「商都」として栄えていた。船からは主に天草陶石が荷揚げされ、有田・伊万里まで馬車で運ばれ「世界に誇る焼き物が生まれたのは塩田のおかげ」と言われたほどである。

街道は幕府役人、参勤交代の大名行列、オランダ使節、商人などでにぎわい、象やラクダ、クジャクなどの珍しい動物が通ったときには沿道は大変な騒ぎだったといわれている。明治 14 年（1881）に国道 34 号が新設されると長崎街道は廃止された。

本市には、こうした歴史を感じられるような数多くの建造物や彫刻などが文化財に指定され分布しており、嬉野市の歴史を物語っている。

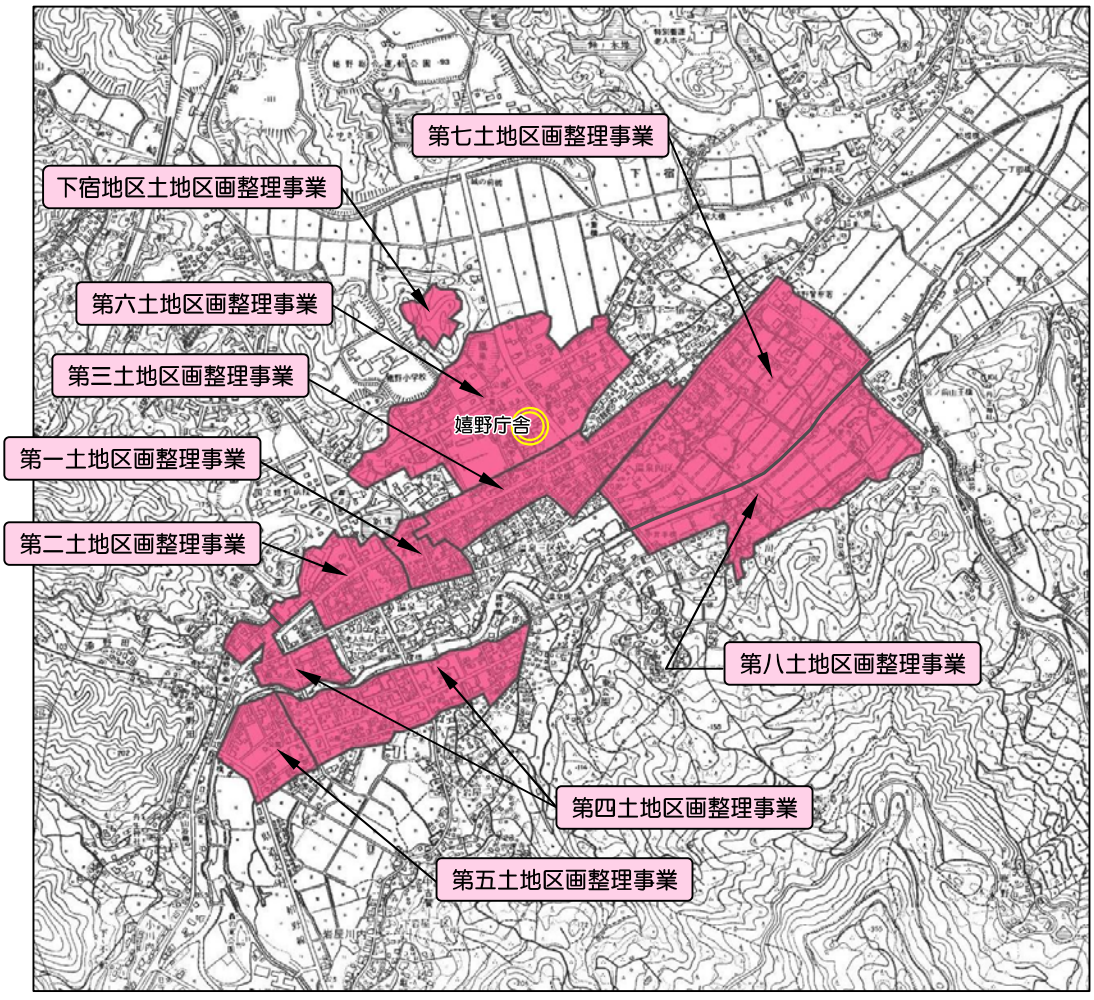


■塩田津の町並み■

（７）市街地開発事業

本市は、昭和 19 年から嬉野地区内の市街地を対象に、土地区画整理事業を手法とする市街地開発事業に取り組んでおり、平成 24 年 3 月末で 9 地区、計 117.8ha が完了し、3 地区、計 44.6ha が施工中となっている。また、塩田地区においては、土地開発公社による工業団地造成事業（久間工業団地、8.5ha）が実施されている。

■土地区画整理事業整備状況■



（土地区画整理事業）

事業名	事業主体	施行面積（ha）	事業期間	備考
第一土地区画整理事業	組合	5.7	S17～S25	
第二土地区画整理事業	嬉野市	8.5	S29～S33	嬉野町施行
第三土地区画整理事業	嬉野市	11.4	S32～S42	嬉野町施行
第四土地区画整理事業	嬉野市	17.8	S37～S48	嬉野町施行
第五土地区画整理事業	嬉野市	5.8	S46～S59	嬉野町施行
第六土地区画整理事業	嬉野市	24.0	S58～H2	嬉野町施行
第七土地区画整理事業	嬉野市	26.9	H6～H23	
第八土地区画整理事業	嬉野市	15.6	H9～H23	
下宿地区土地区画整理事業	個人	2.1	H19～H22	

（８）交通網～九州新幹線西九州ルート 新幹線嬉野温泉駅～

本市には、高速道路の長崎自動車道が市域西北部を通り、嬉野 IC が福岡、長崎方面からの玄関口となっている。また、国道 3 号の鳥栖より分岐して長崎へ向う一般国道の国道 34 号が高速道と同様に市域西北部を縦断しており、これが旧長崎街道を辿っている。

九州新幹線西九州ルートは、平成 20 年 3 月に国から着工認可を受け、平成 29 年度頃の完成をめざして、現在工事が進められているところである。本市は新幹線を活かしたまちづくりを検討するため、平成 20 年 5 月に「嬉野市新幹線を活かしたまちづくり協議会」を発足し、新幹線の開業効果を最大限に発揮するための協議を続け、平成 21 年 3 月に「新幹線嬉野温泉駅周辺整備基本構想」を策定した。新駅となる新幹線嬉野温泉駅（仮称）は、西九州地域の交通の結節点として、非常に大きな期待が持たれている。



■新幹線嬉野温泉駅完成予想

（９）法規制

都市計画法及び農振法による地域指定状況を示す。

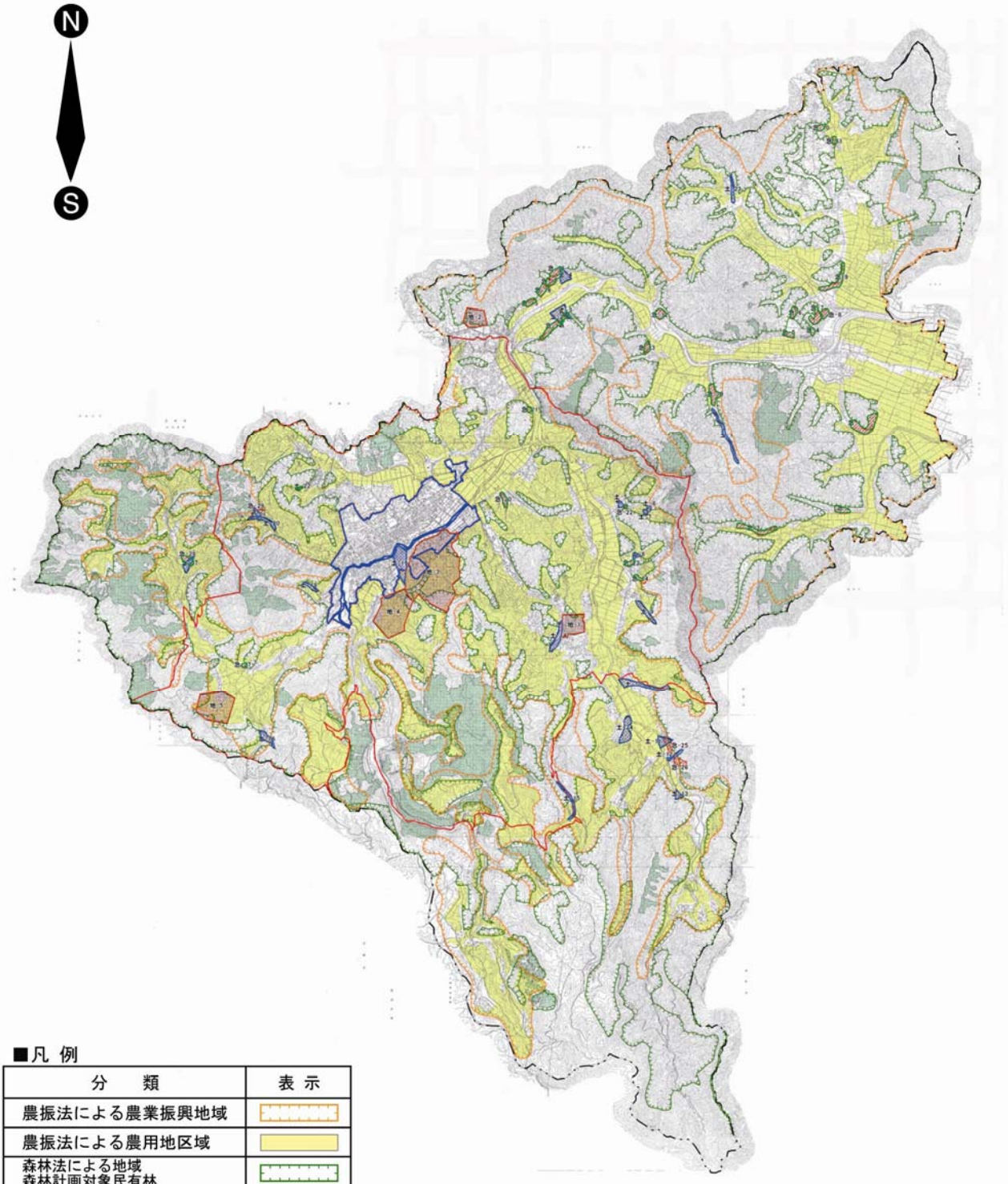
都市計画区域は嬉野地区の 4568.0ha が指定されており、そのうち 274.0ha が用途地域に指定されている。

■法適用状況■

地域・地区	名　　称	面積(ha)	根 拠 法
都市計画区域	嬉野市都市計画区域	4,568.0	都市計画法
用途地域		274.0	
準防火地域		59.8	
農業振興地域		8,131.0	農業振興地域の整備に関する法律
〃	農用地区域	3,518.0	
地域森林計画対象民有林	地域森林計画対象民有林	6,508.0	森林法
保安林	保安林	1,131.5	
急傾斜地崩壊危険区域		62.6	急傾斜地の崩壊等による災害の防止に関する法律
土石流危険区域		55.7	
地すべり発生危険区域		162.9	

資料：H20 年度基礎調査

法適用現況図



■凡 例

分　類	表 示
農振法による農業振興地域	
農振法による農用地区域	
森林法による地域 森林計画対象民有林	
森林法による保安林	
自然公園法による特別地区	
急傾斜地法による 急傾斜崩壊危険区域	
急傾斜地法による 土石流危険渓流	
急傾斜地法による 地すべり発生危険区域	
用途地域界	
都市計画区域界	
行政区域界	

0　1000　2000　5000m

（10）イベント～うれしの茶のイベントから地域の神社のお祭りまで～

本市では、年間を通じて様々な祭りやイベントが、公園や公共・民間施設などで行われている。特に特産品であるお茶のイベントは、春の新茶の時期には様々な催しが行われ、市内外からの来訪者で賑わいをみせている。

また、吉田焼や志田焼の窯元も春と秋にはイベントを行い、陶器市として販売するだけでなく、実際に焼きものづくりや絵付けを体験でき、交流ができるイベントとなっている。

地域の祭りで「塩田おやまさん」は吉浦神社で開催され、ここはツツジ、桜の名所でもあり、当日は面浮立等の郷土芸能や踊り等が披露され、露店も立つ。そのほか、丹生神社の「丹生神社おくんち」は本年が 1300 年式年大祭であり、地区内をみこし行列が練り歩くなどしてにぎわった。同神社は 709 年に創建され、近くを流れる塩田川流域の住民の安全や五穀豊穣などを祈願している。

■嬉野市の祭り･イベント一覧（1/3）■

祭り・イベント	開催日 場　所	概　　要
うれしの茶ミット	4 月初旬 嬉茶楽館	新茶のシーズン到来にさきがけて開催される「日本一早い新茶の祭典」。新茶の試飲や手揉み実演･体験、お茶あてクイズ、茶摘み体験ツアー、絵画展、茶もちつき、お茶工場見学などお茶づくしの 2 日間のイベント。
ＪＲウォーキング	4 月初旬 嬉野川遊歩道	桜並木と嬉野温泉春まつりを楽しむウォーキング。この時期は嬉野が新茶の香に包まれ、最も茶畑が美しい。
吉田おやまさん陶器まつり	4 月初旬 肥前吉田焼 窯元会館 及び会場周辺	陶器市を通して「作り手」と「使い手」の交流を図るために行われているイベント。窯元市・楽焼コーナーなどさまざまなコーナーが設けられる。
嬉野温泉芸能組合花まつり	4 月初旬 温泉橋～温泉公園～足湯	艶やかな嬉野温泉芸能組合の芸妓さんが、嬉野市内各所で舞を披露するイベント。
塩田おやまさん	4 月 5 日 吉浦神社	おやまさんとは、初代蓮池藩主で、吉田地区に窯行を普及させた鍋島直澄公のことで、その威徳を偲ぶ祭りとして、毎年４月に至誠山にある吉浦神社において開催されるまつり。
茶祖新兵衛まつり	4 月中旬 （八十八夜の日） 嬉野町上不動 皿屋谷	うれしの茶を再興した「吉村新兵衛」の供養と新茶を奉納し、本年度の茶の生産安定を祈願するまつり。
広川原キャンプ場山開き	4 月中旬 広川原キャンプ場	4 月下旬～10 月下旬まで利用できるキャンプ場のキャンプ場開き。
ふじまつり	4／29 嬉野総合 運動公園	毎年、藤の花の時期に合わせて開催される。様々なアトラクションと、フリーマーケット・植木・花苗の配布が行われ、嬉野新茶のもてなしもある。
献茶式	5 月初旬 （八十八夜の日） 豊玉姫神社	献茶祭（新茶奉納）、豊作祈願

■嬉野市の祭り･イベント一覧（2/3）■

祭り・イベント	開催日 場　所	概　　要
志田焼の里博物館春まつり	5／3～5 志田焼の里 博物館	様々な展示や物産の即売、館内の施設を使ったやきもの体験など、見るだけではなく、実際にやきものづくりにチャレンジできる。
嬉野温泉土曜風鈴夜市	7～8 月 嬉野温泉本 通り	嬉野の夏の風物詩。嬉野温泉本通りを歩行者天国にし、商店の店先には肥前吉田焼で作られた風鈴が飾られる。ビンゴゲーム、お楽しみくじなどの催しが開催されます
うれしカーニバル	8 月 10 日 嬉野温泉本 通り	夏祭り花火大会の前夜祭として開催。町内外からの参加者が、嬉野温泉本通りで嬉野のイメージソング「うれしのほほん湯・遊・ＹＯＵ」及び「塩田音頭」に合わせて踊るまつり。
嬉野温泉夏まつり	8 月 11 日 嬉野総合 運動公園	ステージイベントと大花火大会が開催される。花火大会では西日本最大級の二尺玉が打ち上げられ、会場一体となりカウントダウンする大迫力の花火大会である。
よしだ夏まつり	8 月中旬 吉田保育園	嬉野町吉田地区で行われる住民手づくりのお祭り。ステージイベントや盆踊り、花火打ち上げなどが行われる。花火は打ち上げの瞬間から間近で見ることができ、吉田盆地にこだまする花火の音もみどころ。
塩田夏まつり	8 月 16 日 塩田津町並み (塩田商店街)	塩田町の商店街通りを中心に行われる餅つきや総踊りなど、全体で盛り上がるイベントなど盛り沢山のまつり。塩田川の水面に映る花火も見どころ。
嬉野市文化祭	10 月末～ 11 月初旬	嬉野市文化連盟や公民館活動の発表、市内小中学生の書道・絵などの展示を行う。
葦筒神社例大祭	11 月 3 日 葦筒神社	郷土芸能の披露が周辺各地区の持ち回りで行われる。地区の吉田小学校の児童も参加する。
肥前吉田焼辰まつり窯元市	11 月上旬 肥前吉田焼 窯元会館 及び窯元会場	水の神様、八大龍王さんのまつり。豊かな水に感謝し、陶器・お茶など嬉野ならではの特産品の販売が行われる。
丹生神社おくんち	11 月 2 日・3 日 丹生神社	祭神は､罔象女神(ミズハメノカミ)で､仁明天皇(承和 2 年､835 年)から塩田郷の氏神として崇拝され､例祭は神輿を中心に､道踊りや獅子舞､鐘浮立等で行列をなし､2.5km 離れた下宮を二日間で往復する｡初日の夜は下宮一帯に多くの出店が立ち並び､にぎわっている。
嬉野温泉秋まつり･うれしの産業祭･湯豆腐フェスタ	11／3 嬉野温泉街	とれたての新鮮野菜や佐賀県産の畜産物をはじめ、嬉野でできた様々な農産物などが並ぶ。 また嬉野温泉名物の温泉湯豆腐のふるまいや豆腐大食い選手権もある。 本通りでは､「秋の商店街まつり」も開かれ、商店街各店が秋の味覚、ファッション、その他のお買得品、おすすめ商品を店頭にて大売出しを開催。また温泉街から肥前吉田焼の里である吉田皿屋までを散策する「湯ったりウォーク」もある。
志田焼きの里博物館 秋まつり	11 月中旬 志田焼の里 博物館	期間中は入館料を無料で開放し、ロクロや絵付けなど陶芸に親しんでもらう。また、手漉き和紙作りや畳作りなど塩田町の職人の技を見学･体験ができる。

■嬉野市の祭り･イベント一覧（3/3）■

祭り・イベント	開催日 場　所	概　　要
塩田津に旧Ｃａｒ	11 月中旬 塩田津町並み (塩田商店街)	重要伝統的建造物群保存地区「嬉野市塩田津」の町並みに昭和 53 年以前に生産された旧車約 100 台を展示する。
鍋野手漉和紙創作展	11 月 2 日・ 3 日 吉冨家住宅	嬉野市塩田町の伝統産業「鍋野手漉和紙」を活用した創作意欲にあふれる作品を広く公募、展示発表することで「鍋野手漉和紙」の育成・普及に資することを目的として開催している。
イルミネーション飾り	12 月 1 日～ 1 月 31 日	塩田町発展の発祥地である「みなと公園」にイルミネーションの飾り付けを行い、市民の安らぎ、癒しのよりどころとして、より一層楽しんでいただけるよう実施している。
八天神社お火たき祭	12 月中旬 (2 番未の日) 八天神社	八天神社は、八天狗社、唐船権現とも呼ばれ、修験道の坊として創始された古い社で、近世になってからは火の神、火伏せの神として九州（肥前）では篤い信仰に支えられている。例大祭で参拝者は、お札やお神酒をもらい受け、1 年間の安全を祈願する。12／15 の 17 時からは「お火たき」があり一年間使った古いお札やお守りを燃やし、御神酒、甘酒、お餅、大根炊きが振る舞われ、露天も出店される。
嬉野温泉健康ロードレース大会	1 月第 3 日曜日 嬉野市街地	温泉情緒の漂う嬉野温泉の中心街をスタートし 1.5㎞、3㎞、5㎞、10㎞のコースを走る。
うれしのあったかまつり	1 月末～ 2 月中旬 本通り商店街 ほか	嬉野温泉を舞台に「冬の九州・灯りの祭典」の一環として開催されるイベント。温泉街の中心にある本通り商店街を中心に、一般から公募し入選した俳句を飾った、高さ２ｍの華灯籠 100 基や手づくりの小中灯籠で温泉街を彩る。
嬉野温泉　梅まつり	2 月下旬	山の斜面に植えられた紅梅や白梅、しだれ梅など約４００本がパノラマを織りなす。うれしの茶、うれしの紅茶、甘酒の振る舞いや地元特産品の即売会なども催される。
志田焼きの里博物館ひな人形	2 月下旬～ 3 月上旬 志田焼の里 博物館	世界に一つの陶器製雛人形を作る教室が開催される。素焼きした人形に絵付けを行い、出来上がったものは「ひな祭り人形展」で展示される。
大野原高原野焼き	3 月上旬	野焼きは病害虫の駆除、原野の森林化防止などの目的で、陸上自衛隊 250 人で約 3 時間かけて行う。

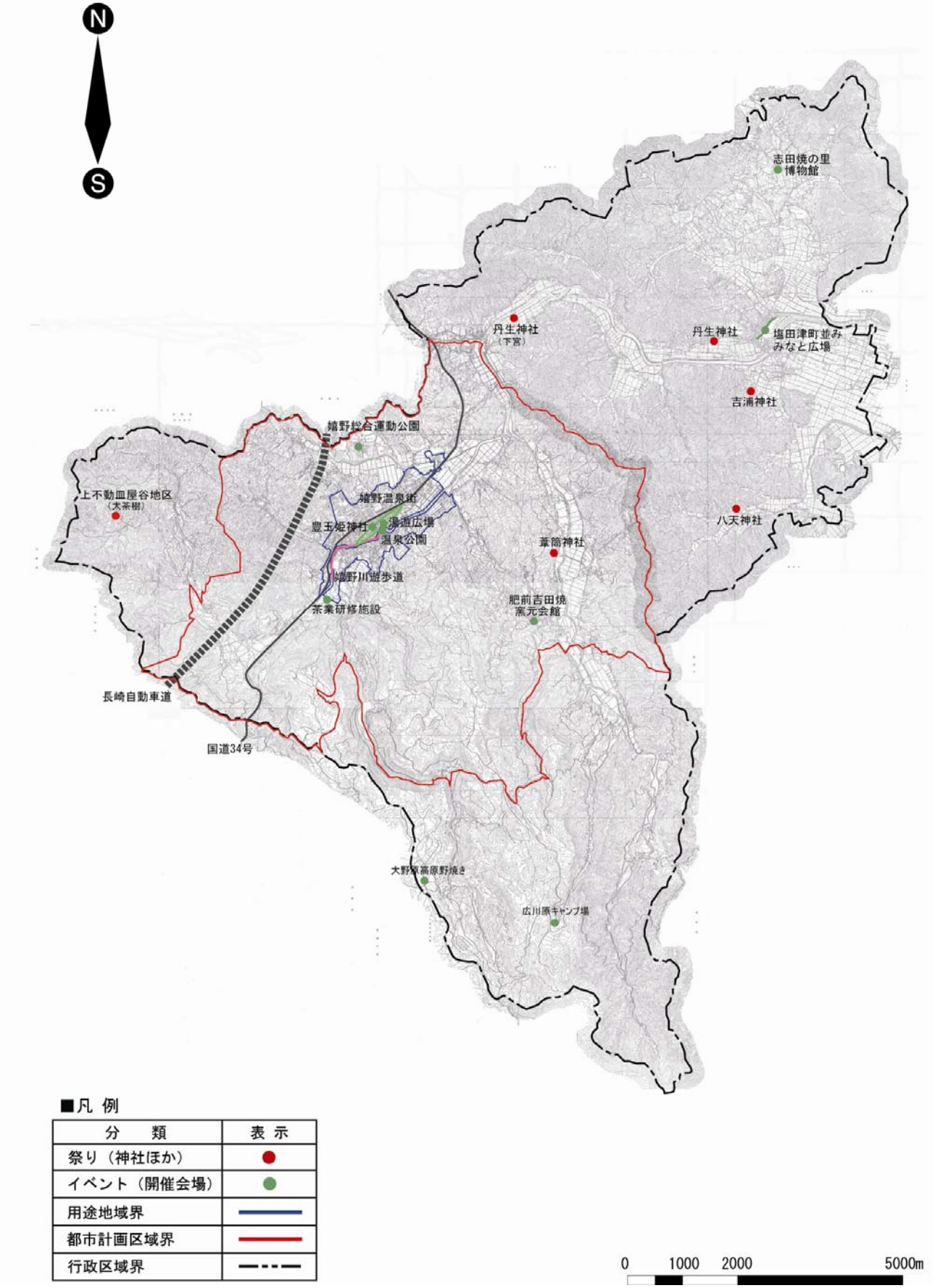


■ＪＲウォーキング■



■お火たき祭りのある八天神社■

祭りのある神社・
イベントの開催場所



（11）レクリエーション施設～市民の健康増進やレクリエーションの場～

本市のレクリエーション施設を以下に示す。

嬉野総合運動公園は野球場をはじめとし、テニスコート、多目的広場などが整備されており、高校総体等にも利用され、市外からの利用もある。

■屋外レクリエーション施設－グラウンド■

番号	施設の名称	備　考
①	塩田中央公園多目的広場	
②	嬉野総合運動公園 多目的運動広場	
③	嬉野総合運動公園 球技場	収容人員:5 千人　コート面積 1.08ha (120m×90m)の天然芝球技場
④	轟の滝公園運動広場	
⑤	嬉野中央広場	
⑥	西部公園	

■屋外レクリエーション施設－野球場■

番号	施設の名称	備　考
①	北部公園野球場	両翼 92m
②	轟の滝公園野球場	
③	嬉野総合運動公園野球場（みゆき球場）	両翼 100m 中堅 125m 収容人員 15,000 人

■屋外レクリエーション施設－テニスコート■

番号	施設の名称	備　考
①	塩田中央公園テニスコート	2 面
②	鷹ノ巣公園テニスコート	3 面
③	嬉野総合運動公園テニスコート	8 面

■屋外レクリエーション施設－その他■

番号	施設の名称	備　考
①	五町田小学校運動場照明施設	
②	吉田中学校運動場夜間照明施設	
③	嬉野市Ｂ＆Ｇ海洋クラブ艇庫	
④	吉田地区運動広場	
⑤	嬉野ゲートボール場	
⑥	嬉野総合運動公園グラウンドゴルフ場	2 コース
⑦	大野原運動広場	

■体育館等屋内レクリエーション施設一覧（小中学校以外）■

番号	施設の名称	備　考
①	嬉野市社会体育館	
②	嬉野市体育館	
③	不動ふれあい体育館・プール	

資料：市ホームページ（体育施設）ほか

【参考：隣接都市の主なスポーツ･レクリエーション施設】

	施設の名称		施設概要	備　　考
鹿島市	蟻尾山公園	鹿島市陸上競技場	第3種公認競技場 (中央は芝生のサッカーグラウンド)	
		鹿島市民球場	両翼98m 中堅122m　ナイター照明 観覧席937人	法面収容人員 9,000人
		グラウンドゴルフ場	12ホール常設	(社)日本グラウンドゴルフ協会認定コース
		クロスカントリー	1周1kmと2kmのコース	
		花見広場	芝生広場	
	七浦海浜スポーツ公園	体育館		
		B&G海洋センタープール		
	北公園		テニスコート（8面）芝生広場ほか	
	市民体育館			
	林業体育館			
武雄市	白岩運動公園	競技場	400mトラック スタンド(1962人収容)	
		体育館	大競技室 小競技室 観覧席	
		球場	両翼91m 中堅120m スタンド(6000㎡)	
		運動広場	ソフトボール場（2面）	
		相撲場		
		弓道場		
		軽運動広場		
		ゲートボール場	4面 夜間照明	
	天神崎テニスコート		5面	
	山内中央公園	グラウンド	300mトラック 夜間照明	
		テニスコート	4面 夜間照明	
		プール	50m8コース 幼児プール	
		武道館		
		弓道場	射場93.5m 的場40.5m	
		スポーツセンター	体育館	
	山内多目的スポーツ広場		多目的広場　ゲートボール（8面）	
	北方運動公園	運動場	ソフトボール サッカー	
		テニスコート	4面（内2面夜間照明）	
		プール	25m8コース 幼児プール スライダー	
		相撲場		
	北方グラウンド		ソフトボール グラウンドゴルフ	
	北方東運動場		ソフトボール グラウンドゴルフ	
	北方東体育館			
	北方西体育館			
	北方スポーツセンター		体育館	
	サンスポーツランド北方		野球（両翼90m 中堅115m）	

	施設の名称		施設概要	備　　考
白石町	白石中央公園	ゲートボール場	6面	
		テニスコート	4面（クレー）夜間照明	
	ふくどみマイランド公園		イベント広場（芝生広場）	
	福富多目的運動広場			
	ふれあい干拓館			
	福富ふれあい広場		テニスコート2面	
	河口堰運動広場			
	有明テニスコート		4面	
	有明弓道場			
	稲佐山運動公園		グラウンド	硬式野球可
	有明スカイパークふれあい郷		プール 芝広場 多目的グラウンド	
	有明ふれあい運動公園		グラウンド	硬式野球不可
	新明グラウンド		グラウンド	〃
	遊水池公園			
	白石社会体育館			
	福富社会体育館			
	有明社会体育館			

【嬉野総合運動公園みゆき球場】



【鹿島市陸上競技場】



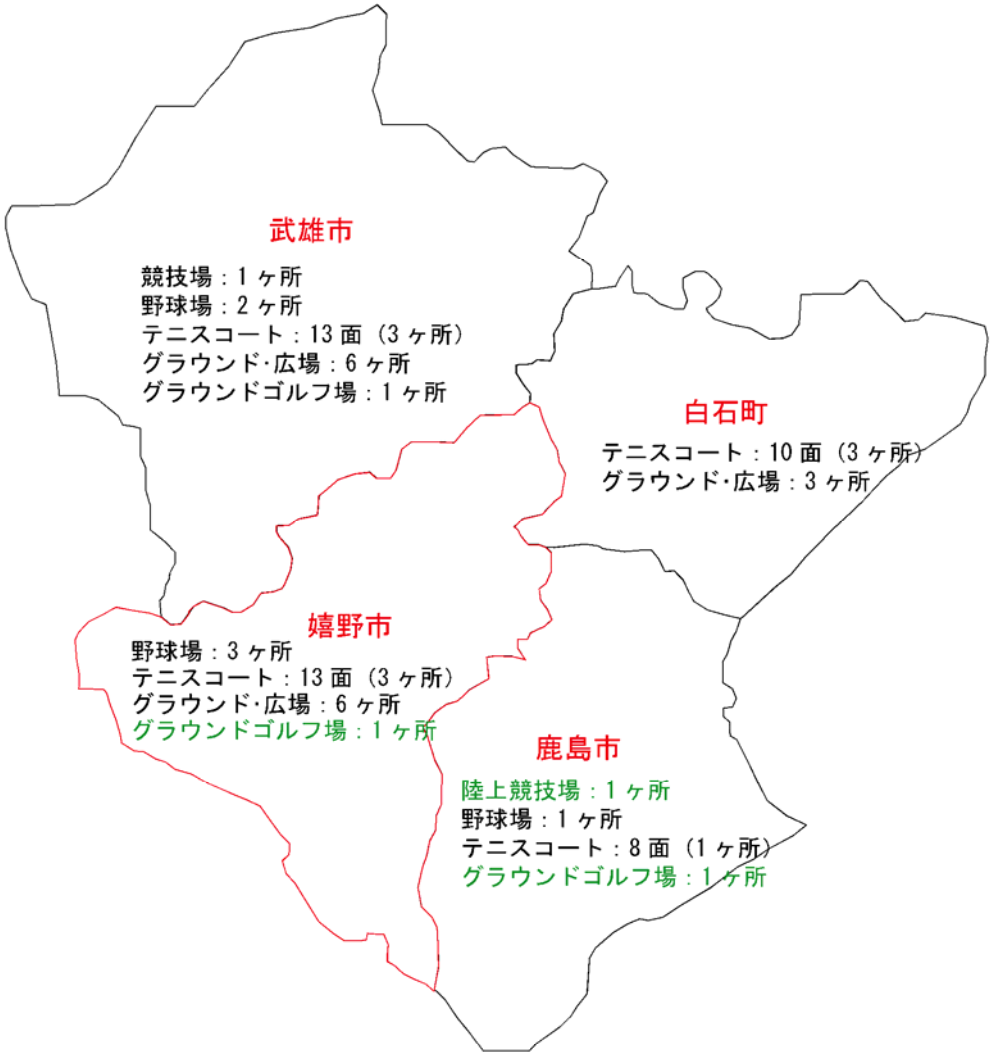
【武雄市白岩運動公園競技場】



【白石町稲佐山運動公園】

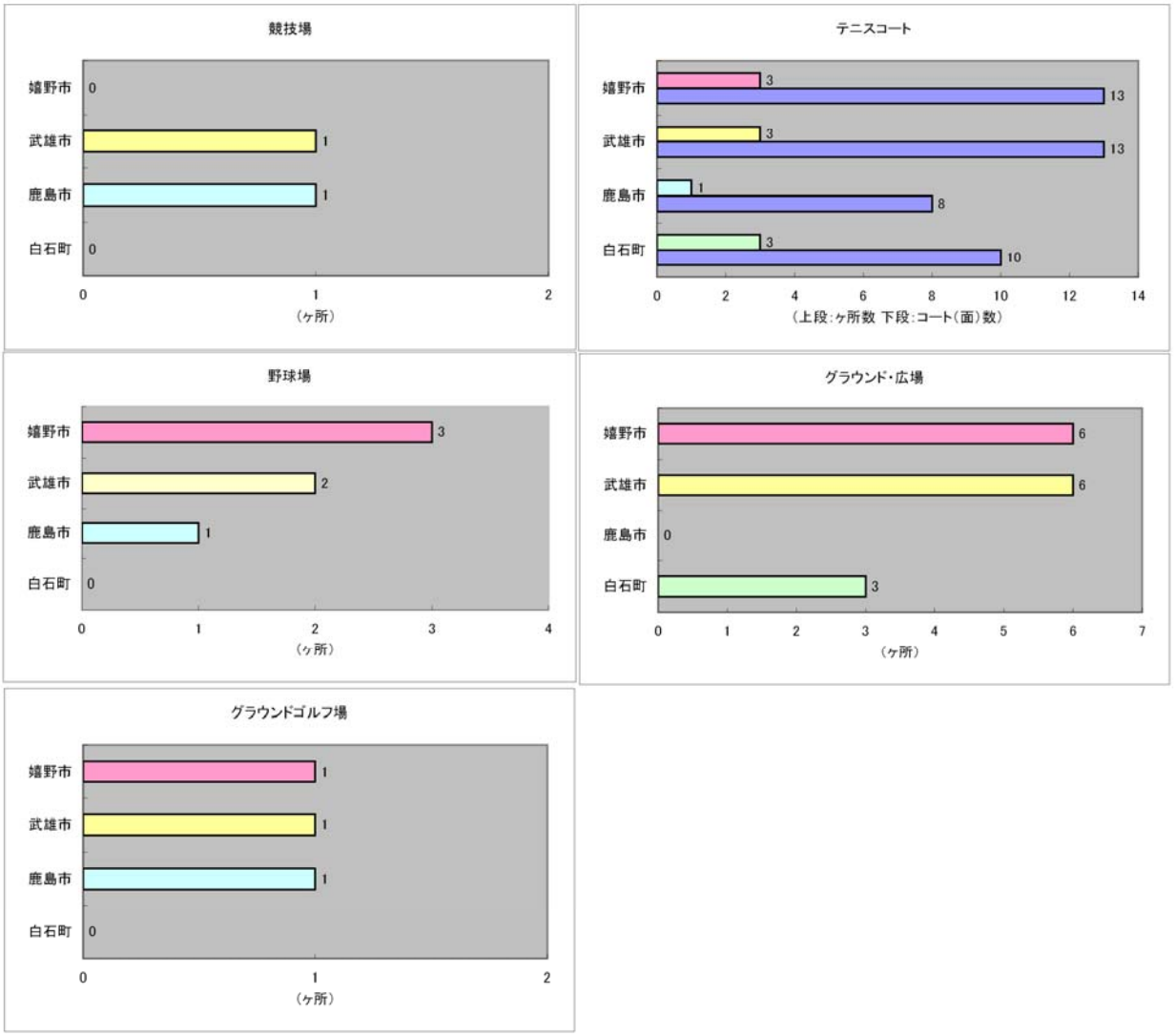


■隣接市町との屋外レクリエーション施設の数の比較■



※グラウンド･広場：ソフトボールやサッカーが出来る程度の広場
緑字：日本陸上競技連盟公認の陸上競技場（3 種公認）及び
（社）日本グラウンド･ゴルフ協会の認定コース

■隣接市町との屋外レクリエーション施設の数の比較（グラフ）■



本市のレクリエーション施設数としては、佐賀県内の隣接市町に比較すると、陸上競技場はないものの、野球場やテニスコート数は遜色ない。特に嬉野総合運動公園の野球場（みゆき球場）は県内でも有数の球場で、公園内にはテニスコートも 8 面の常設（砂入り人工芝の）コートがあり、高校総体等の大きな大会に利用しやすいレクリエーション施設となっている。さらに、嬉野総合運動公園には広大な芝生広場があり、野外イベント（コンサートなど）のイベントが行われることもある施設である。

(12) 防　災

本市では昭和 31 年・昭和 52 年・平成 2 年に、市街地全体が大きな水害に遭っている。

それを受けて、風水害や震災等の災害に対する避難地の指定、予防対策、応急対策、復旧・復興計画等をまとめた「嬉野市地域防災計画」が平成 19 年 4 月に策定された。

また、市では“嬉野市洪水ハザードマップ”を作成し、特に洪水時の浸水・水害の危険性が高い塩田地区に重点を置いて、市民に自主避難による減災への手引きとするよう呼びかけをしている。

その中で、指定避難所は下表のように設定されているが、公園緑地は避難地として指定されていない。

■指定避難所一覧■

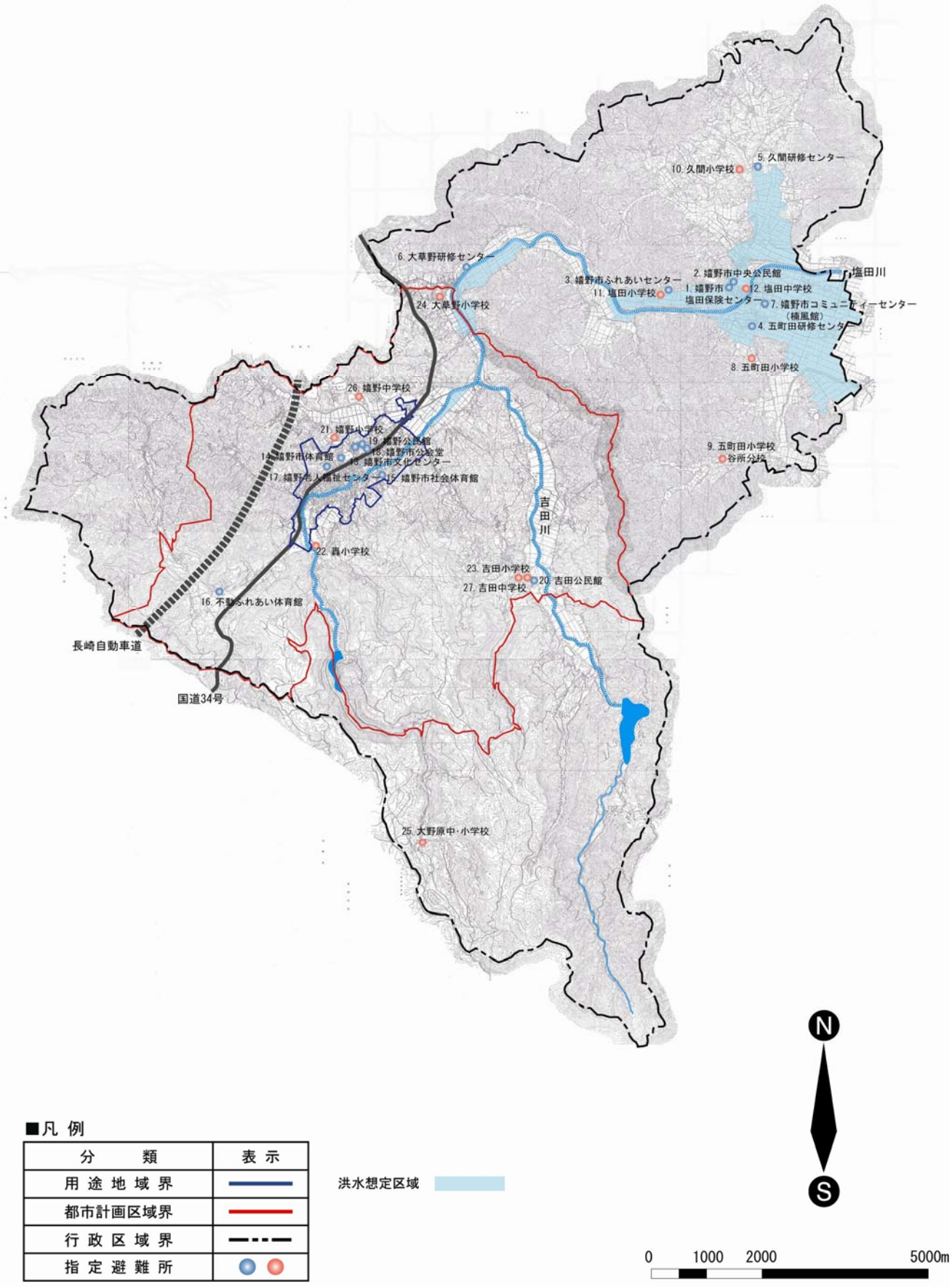
No.	避難施設名	階層	利用の可否
1	嬉野市塩田保健センター	2	△
2	嬉野市中央公民館	2	△
3	嬉野市ふれあいセンター	1	×
4	五町田研修センター	2	△
5	久間研修センター	2	○
6	大草野研修センター	2	○
7	嬉野市コミュニティーセンター（楠風館）	1	×
8	五町田小学校	3	○
9	五町田小学校谷所分校	1	○
10	久間小学校	2	○
11	塩田小学校	3	△
12	塩田中学校	3	△
13	嬉野市文化センター	3	○
14	嬉野市体育館	2	○
15	嬉野市社会体育館	2	○
16	不動ふれあい体育館	1	○
17	嬉野市嬉野老人福祉センター	2	○
18	嬉野市公会堂	2	○
19	嬉野市嬉野公民館	3	○
20	嬉野市吉田公民館	3	○
21	嬉野小学校	3	○
22	轟小学校	3	○
23	吉田小学校	3	○
24	大草野小学校	3	○
25	大野原小・中学校	2	○
26	嬉野中学校	4	○
27	吉田中学校	3	○

○　：洪水時に利用可能

△　：洪水時に一部利用可能（2 階以上）

×　：洪水時には利用できない

浸水想定区域
及び避難施設位置図（嬉野市洪水ハザードマップ）



■凡 例

分　　類	表 示
用 途 地 域 界	
都市計画区域界	
行 政 区 域 界	
指 定 避 難 所	

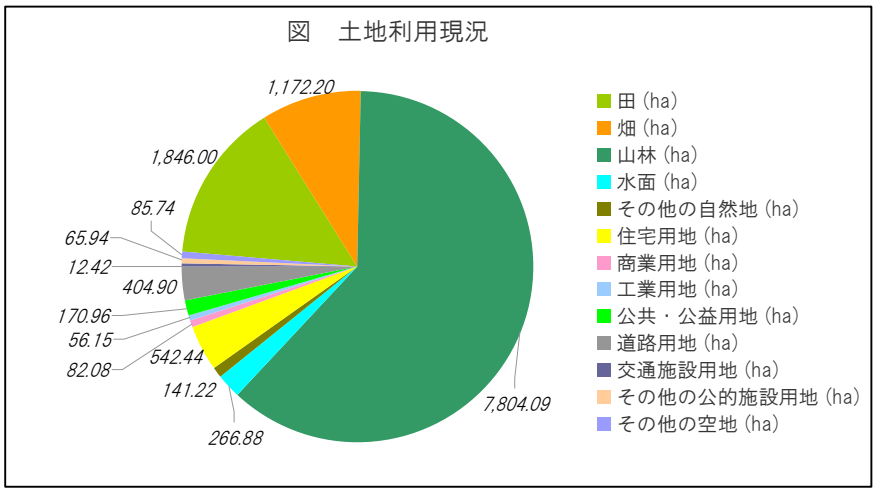
洪水想定区域

2－2 嬉野市の緑

（１）緑の現状

嬉野市全体で、山林が市域の約２/３を占めており、その残りの２/３が田・畑、１/３が都市的土地利用となっている。

図　土地利用現況



都市計画区域の中で、農地、山林・原野、水辺（河川・池）等の緑で覆われた緑地面積は3,866.8ha であり、緑地率は約 85%を占めている。

85%の内訳は、山林が約 62%、次いで農地が約 35%、残り約 3%が河川・池・その他自然地である。

■緑地地面積（都市計画区域）■

区　分		面　積(ha)	比率(%)	備　　考
緑	農　地	1,342.8	29.4	水田、畑、茶畑など(基礎調査より)
	山　林	2,381.3	52.1	山林、雑木林、樹林地など(　〃　)
	河川･池	89.3	2.0	河川、ダム、ため池など
	小　計	3,813.4	83.5	
	その他の自然地	53.4	1.2	
小　計		3,866.8	84.7	
都市的土地利用		7,01.2	15.3	道路･宅地･空地など
合　計		4,568.0	100.0	

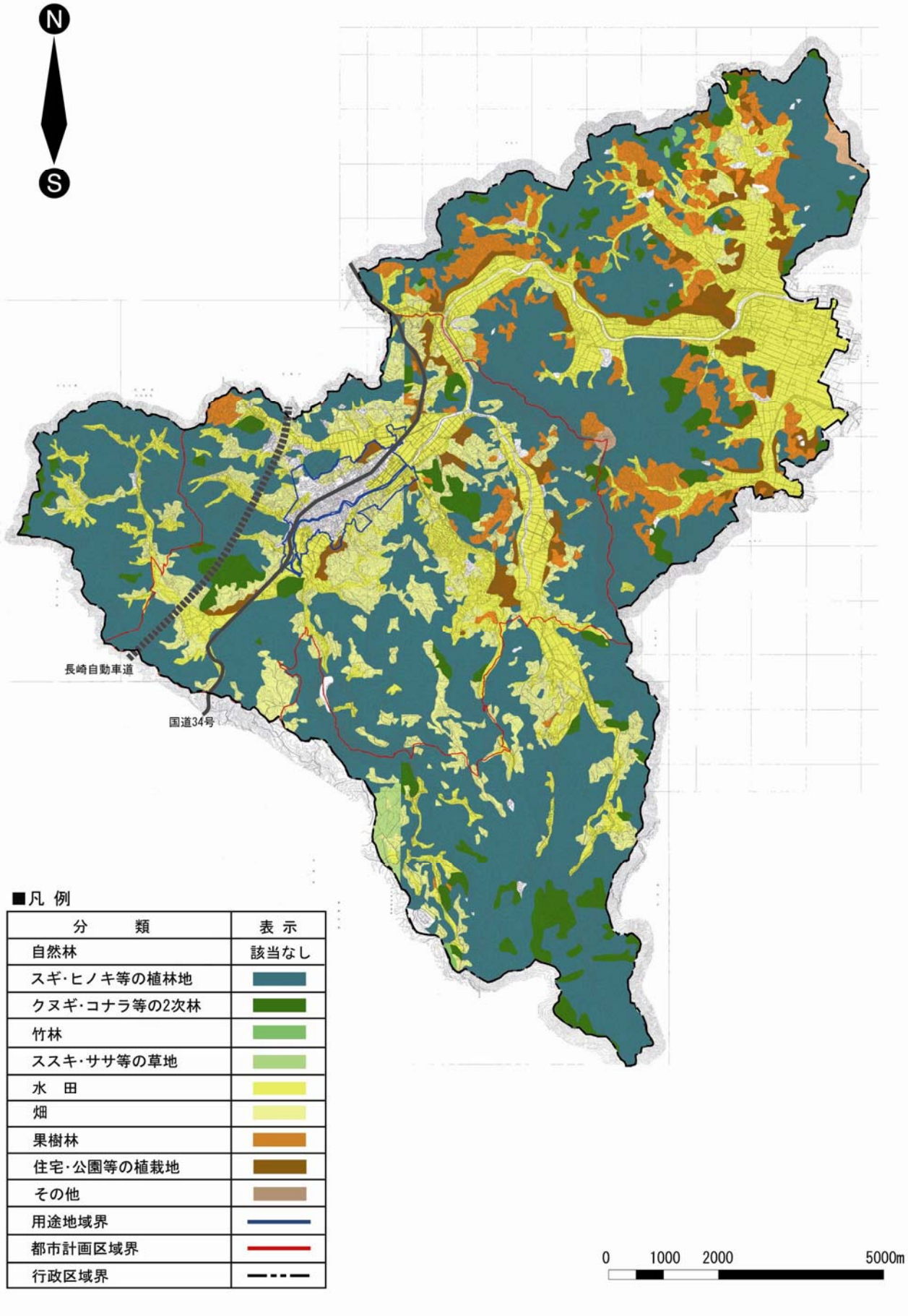
資料：H20 年度基礎調査

（２）植生

山林の植生は、自然林はなくほとんどが人工林のスギ・ヒノキ等の植林地である。西の虚空山や三波の国見岳山頂付近にはシイ・カシ等の萌芽林が比較的多く見られ、自然性の高い樹林地となっている。

スギ・ヒノキの針葉樹を主体とする林層の広葉樹への転換や、自然性の高い植生の保全が望まれる。

植 生 図


N
S
長崎自動車道
国道34号
■凡 例
分 類
表 示
自然林
該当なし
スギ･ヒノキ等の植林地
クヌギ･コナラ等の2次林
竹林
ススキ･ササ等の草地
水 田
畑
果樹林
住宅･公園等の植栽地
その他
用途地域界
都市計画区域界
行政区域界
0
1000
2000
5000m

（3）水系

市域北側を西から横断する二級河川の塩田川は嬉野虚空蔵山系に源を発する川で、南側から縦断する吉田川や岩屋川内川からの合流もあり、沿岸地域耕地の灌漑用水となり、有明海へと注いでいる。

塩田川は昭和 62 年度に「ふるさとの川モデル事業」の指定を受け、「ぷれいリバーイン塩田」をメインテーマに、活気ある水辺空間の創出に向けた事業が進められてきた。

（4）動植物

佐賀県では、「環境の保全と創造に関する条例」の規定による希少野生動植物種として、以下の動植物を指定している。

■指定希少野生動植物種（H16 年 12 種、H17 年 7 種指定）■

区　分	科　　名	動植物名称
植　物	ヒノキ科	ハイビャクシン
	キンポウゲ科	オキナグサ　ヒレフリカラマツ
	バラ科	ズミ
	サクラソウ科	サワトラノオ
	ユリ科	クロカミシライトソウ　チゴユリ
	ラン科	カンラン　クロカミラン
	アヤメ科	ノハナショウブ
	ユリ科	バイケイソウ
	ラン科	キエビネ、トキソウ、ナゴラン、ヒナラン、フウラン
甲殻類	カブトガニ科	カブトガニ
鳥　類	ツル科	ナベヅル　マナヅル

資料：佐賀県ホームページより

これらの中で、「佐賀県レッドデータブック」による、嬉野市で絶滅の恐れのある野生動植物として確認されたものは「カンラン」がある。また、塩田川の上流域や塩田川支流の吉田川流域では環境指標生物であるボタル（ゲンジボタル）が観測されており、小魚や鳥類なども含めて、動植物の生態と関連のある緑は今後も保全していく必要がある。

■絶滅の恐れのある野生動植物（嬉野市）■

和　名	動植物郡名	環境庁 カテゴリー	佐賀県 カテゴリー	主な生育・生息地（旧市町名）
シナミズニラ	ミズニラ	絶滅危惧･B 類	絶滅危惧Ⅰ類種	嬉野町、西有田町、相知町、肥前町
タキミシダ	シシラン	絶滅危惧･B 類	絶滅種	(過去)嬉野町、鹿島市、武雄市
コガネシダ	イワデンダ	－	絶滅危惧Ⅰ類種	多久市、嬉野町
サイゴクヌカボ	タデ	絶滅危惧･B 類	絶滅危惧Ⅱ類種	嬉野町
カツラ	カツラ	－	準絶滅危惧種	富士市、鹿島市、嬉野町
ウンゼンマンネングサ	ベンケイソウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧種	黒髪山、鹿島市、嬉野町
ウメバチソウ	ユキノシタ	－	絶滅危惧Ⅱ類種	小城町、嬉野町
コガンピ	ジンチョウゲ	－	準絶滅危惧種	七山村、浜玉町、嬉野町、鎮西町
ミズスギナ	ミソハギ	絶滅危惧･B 類	絶滅危惧Ⅱ類種	嬉野町
イヌセンブリ	リンドウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類種	伊万里市、武雄市、山内町、西有田町、多久市、嬉野市
ロクオンソウ	ガガイモ	絶滅危惧･B 類	絶滅危惧Ⅰ類種	嬉野町

和　名	動植物郡名	環境庁 カテゴリー	佐賀県 カテゴリー	主な生育・生息地（旧市町名）
コムラサキ	クマツヅラ	―	準絶滅危惧種	西有田町、嬉野町
イガホオヅキ	ナス	―	準絶滅危惧種	小城町、嬉野町
ツルギキョウ	キキョウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧種	嬉野町、鹿島市、山内町、武雄市、伊万里市、西有田町
ノヒメユリ	ユリ	―	絶滅危惧Ⅰ類種	小城町、厳木町、富士町、多久市、嬉野町、伊万里市
ヒオウギ	アヤメ	―	絶滅危惧Ⅱ類種	嬉野町
ツクシクロイヌノヒゲ	ホシクサ	絶滅危惧Ⅱ類種	絶滅危惧Ⅱ類種	嬉野町、相知町
クロホシクサ	ホシクサ	絶滅危惧･B類	絶滅危惧Ⅰ類種	嬉野町
ウンヌケモドキ	イネ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅種	(過去)嬉野町
イトテンツキ	カヤツリグサ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧種	嬉野町、浜玉町
イヌクログワイ(シログワイ)	カヤツリグサ	―	絶滅危惧Ⅱ類種	嬉野町
カンラン	ラン	絶滅危惧･Ａ類	絶滅危惧Ⅰ類種	塩田町、武雄市、嬉野町
ササバラン	ラン	―	準絶滅危惧種	武雄市、嬉野町
ナガサキシダモドキ	オシダ	―	絶滅危惧Ⅰ類種	塩田町、北波多江村、太良町
イチリンソウ	キンポウゲ	―	絶滅危惧Ⅰ類種	塩田町
ウドカズラ	ブドウ	―	準絶滅危惧種	伊万里市、武雄市、塩田町
ヒロハコンロンカ	アカネ	―	準絶滅危惧種	塩田町、伊万里市、武雄市
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ	―	絶滅危惧Ⅱ類種	太良町、富士町、塩田町
アキザキナギラン	ラン	絶滅危惧･Ａ類	絶滅危惧Ⅱ類種	塩田町
ナギラン	ラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類種	塩田町、鎮西町
フウラン	ラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類種	塩田町、山内町、相知町
ナゴラン	ラン	絶滅危惧･Ａ類	絶滅危惧Ⅰ類種	塩田町
ウラギンスジヒョウモン	タテハチョウ	―	準絶滅危惧種	富士町、嬉野町、鎮西町馬渡島
オオウラギンヒョウモン	タテハチョウ	絶滅危惧･類	絶滅危惧Ⅰ類種	武雄市眉山(絶滅)、相知町八幡岳(絶滅)、嬉野町大野原山、
アオモンギンセダカモクメ	ヤガ	―	情報不足	塩田町大草野

資料：佐賀県レッドデータブック

■塩田川・吉田川で生息の確認される魚類■

生息域	分　類	種　　類
塩田川上流域	淡水魚	カワムツＢ　オイカワ　カマツカ　イトモロコ　ギンブナ等
塩田川中流域-1	淡水魚	オイカワ　カマツカ　カワムツＢ　イトモロコ　ムギツク等
塩田川中流域-2	淡水魚	ゲンゴロウブナ　カワムツ　ギンブナ　オイカワ　ヤリタナゴ等
	回遊魚	アユ　メマチチブ
	特定種	ヤマノカミ
塩田川中流域-3	淡水魚	ゲンゴロウブナ　ギンブナ　オイカワ　コイ　タイリョクバラタナゴ等
	回遊魚	ヤマノカミ　アユ　メマチチブ
	汽水魚	ボラ　スズキ　マハゼ　シモフリシマハゼ　メナダ等
	特定種	ヤマノカミ

■塩田川・吉田川で生息の確認される昆虫類■

生息域	水　生	種　　類	特定種･対象種
塩田川上流域	○	ガムシ	
塩田川中流域	○	クロイトトンボ	
	○	セスジイトトンボ	
	○	シオカラトンボ	
	○	ゲンジボタル	自然･指標
吉田川流域	○	ムカシトンボ	自然･指標

※特定種･･･自然：「緑の国政調査報告書」における「すぐれた自然調査」
対象種･･･指標：「日本の重要な昆虫類」における指標

■塩田川・吉田川で生息の確認される鳥類■

塩田川①（一部鹿島市）

種　名	繁殖	餌場	特定種
カイツブリ	○	○	
ゴイサギ	×	○	
ダイサギ	×	○	
コサギ	×	○	
アオサギ	×	○	
トビ	×	×	
ヒクイナ	×	○	
イソシギ	○	○	
ソリハシシギ	×	○	
ユリカモメ	×	○	
ツバメ	○	×	
モズ	○	×	
ツグミ	×	×	
セッカ	○	×	
ホオジロ	○	×	
カワラヒワ	○	×	
スズメ	○	×	
ハシボソガラス	○	×	
タゲリ	×	○	③

塩田川②

種　名	繁殖	餌場	特定種
カイツブリ	○	○	
ゴイサギ	×	○	
ササゴイ	×	○	
アマサギ	×	○	
コサギ	×	○	
コガモ	×	○	
バン	○	○	
イワシギ	○	○	
ヒバリ	○	×	
ツバメ	○	×	
キセキレイ	○	○	
ハクセキレイ	○	○	

塩田川②（のつづき）

種　名	繁殖	餌場	特定種
セダロセキレイ	○	○	
ヒヨドリ	×	×	
シロハラ	×	×	
ツグミ	×	×	
エナガ	×	×	
ホオジロ	○	×	
イカル	×	×	
スズメ	○	×	
ミヤマガラス	×	×	
ハシボソガラス	○	×	
ハシブトガラス	○	×	
カワセミ	×	○	④

塩田川③

種　名	繁殖	餌場	特定種
カイツブリ	○	○	
ゴイサギ	×	○	
アマサギ	×	○	
コサギ	×	○	
コガモ	×	○	
イソシギ	○	○	
ユリカモメ	×	○	
キセキレイ	○	○	
ハクセキレ	○	○	
セグロセキレイ	○	○	
モズ	○	×	
ツグミ	×	×	
ホオジロ	○	×	
スズメ	○	×	
ハシボソガラス	○	×	
ハシブトガラス	○	×	
カワセミ	○	○	④

塩田川④

種　名	繁殖	餌場	特定種
カイツブリ	○	○	
ゴイサギ	×	○	
コサギ	×	○	
マガモ	×	○	
コガモ	×	○	
バン	○	○	
クサシギ	×	○	
イソシギ	○	○	
ツバメ	○	×	
イワツバメ	×	×	
キセキレイ	○	○	
ハクセキレイ	○	○	
ツグミ	×	×	
ホオジロ	○	×	
アオジ	×	×	
スズメ	○	×	
ハシボソガラス	○	×	
カワセミ	○	○	④

塩田川⑤

種　名	繁殖	餌場	特定種
コサギ	×	○	
ツバメ	○	×	
キセキレイ	○	○	
ハクセキレイ	○	○	
セダロセキレイ	○	○	
ヒヨドリ	×	×	
シジュウガラ	○	×	
カワラヒワ	○	×	
ホオジロ	○	×	
ミヤマガラス	×	×	
ハシボソガラス	○	×	
ハシブトガラス	○	×	
オシドリ	×	○	②
カワセミ	○	○	④

塩田川⑥

種　名	繁殖	餌場	特定種
ゴイサギ	×	○	
コサギ	×	○	
キセキレイ	○	○	
ハケセキレイ	○	○	
セグロセキレイ	○	○	
ヒヨドリ	×	×	
ツグミ	×	×	
	×	×	
オオジュリン	×	×	
スズメ	○	×	

塩田川⑥（のつづき）

種　名	繁殖	餌場	特定種
ハシボソガラス	○	×	
ハシブトガラス	○	×	
カワセミ	○	○	

塩田川⑦

種　名	繁殖	餌場	特定種
カイツブリ	○	○	
アマサギ	×	×	
コサギ	×	○	
トビ	×	×	
イソシギ	○	○	
ユリカモメ	×	○	
ツバメ	○	×	
キセキレイ	○	×	
ハクセキレイ	○	×	
カシラダカ	×	×	
スズメ	○	×	
ミヤマガラス	×	×	
ハシボソガラス	○	×	
ハシブトガラス	○	×	
ヤマセミ	○	○	④

吉田川①

種　名	繁殖	餌場	特定種
カイツブリ	○	○	
ゴイサギ	×	○	
ササゴイ	×	○	
コサギ	×	○	
コガモ	×	○	
タイナ	×	○	
バン	○	○	
ササギシ	×	○	
イソシギ	○	○	
キシバト	×	×	
ツバメ	○	×	
キセキレイ	○	○	
ハクセキレイ	○	○	
セグロセキレイ	○	○	
カワガラス	○	○	
ジョウビタキ	×	×	
ツリスガラ	×	×	
ホオジロ	○	×	
カシラダカ	×	×	
アオジ	×	×	
オオジュリン	×	×	
スズメ	○	×	
ハシボソガラス	○	×	
ハシブトガラス	○	×	
カワセミ	○	○	④

吉田川②

種　名	繁殖	餌場	特定種
ゴイサギ	×	○	
コサギ	×	○	
コガモ	×	○	
クサシギ	×	○	
イソシギ	○	○	
キジバト	×	×	
ツバメ	○	×	
キセキレイ	○	○	
ハクセキレイ	○	○	
カワガラス	○	○	
ホオジロ	○	×	
カシラダカ	×	×	
オオジュリン	×	×	
ハシボソガラス	○	×	

吉田川③

種　名	繁殖	餌場	特定種
コサギ	×	○	
キジバト	×	×	
ツバメ	×	×	
キセキレイ	○	○	
モズ	○	×	
カワガラス	○	○	
ホオジロ	○	×	
カワラヒワ	○	×	
ハシボソガラス	○	×	
ハシブトガラス	○	×	
ヤマセミ	○	○	④
カワセミ	○	○	④

鹿島川①

種　名	繁殖	餌場	特定種
コサギ	×	○	
アオサギ	×	○	
コガモ	×	○	
ヒバリ	○	×	
ツグミ	×	×	
ホオジロ	○	×	
ミヤマホオジロ	×	×	
アオジ	×	×	
カワラヒワ	○	×	
スズメ	○	×	
カワセミ	○	○	④

鹿島川②

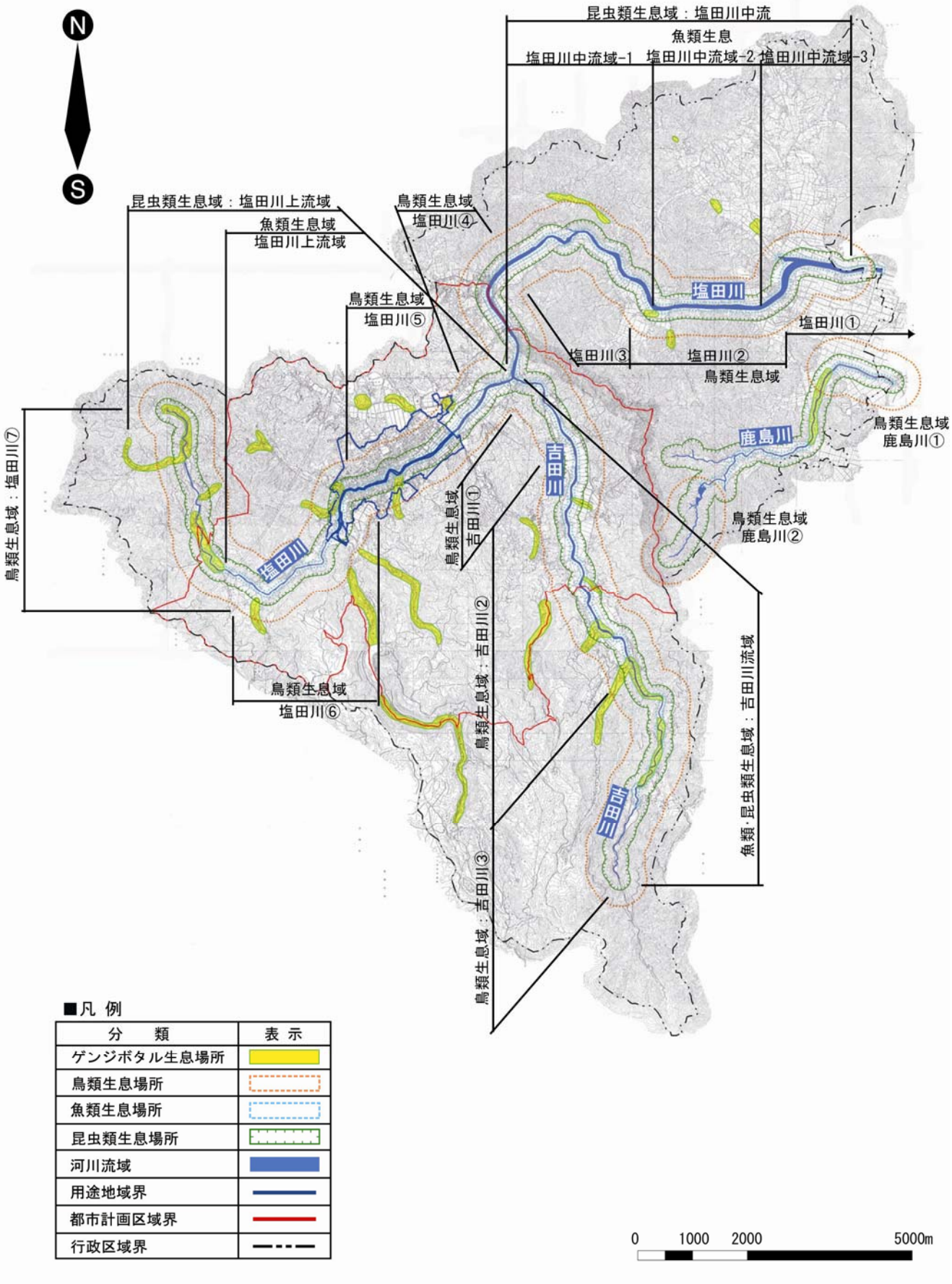
種　名	繁殖	餌場	特定種
コガモ	×	○	
ヒヨドリ	×	×	
ウグイス	○	×	
メジロ	○	×	
ホオジロ	○	×	
ミヤマホオジロ	×	×	
アオジ	×	×	
マヒワ	×	×	
スズメ	○	×	
ハシブトガラス	○	×	
カワセミ	○	○	④

特定種②：レッドデータブック「希少種」
③：第 2 回国政調査-第 2 回自然環境保全基礎調査報告書における「希少種」
④：「緑の国勢調査保国書」における「優れた自然の調査」対象種

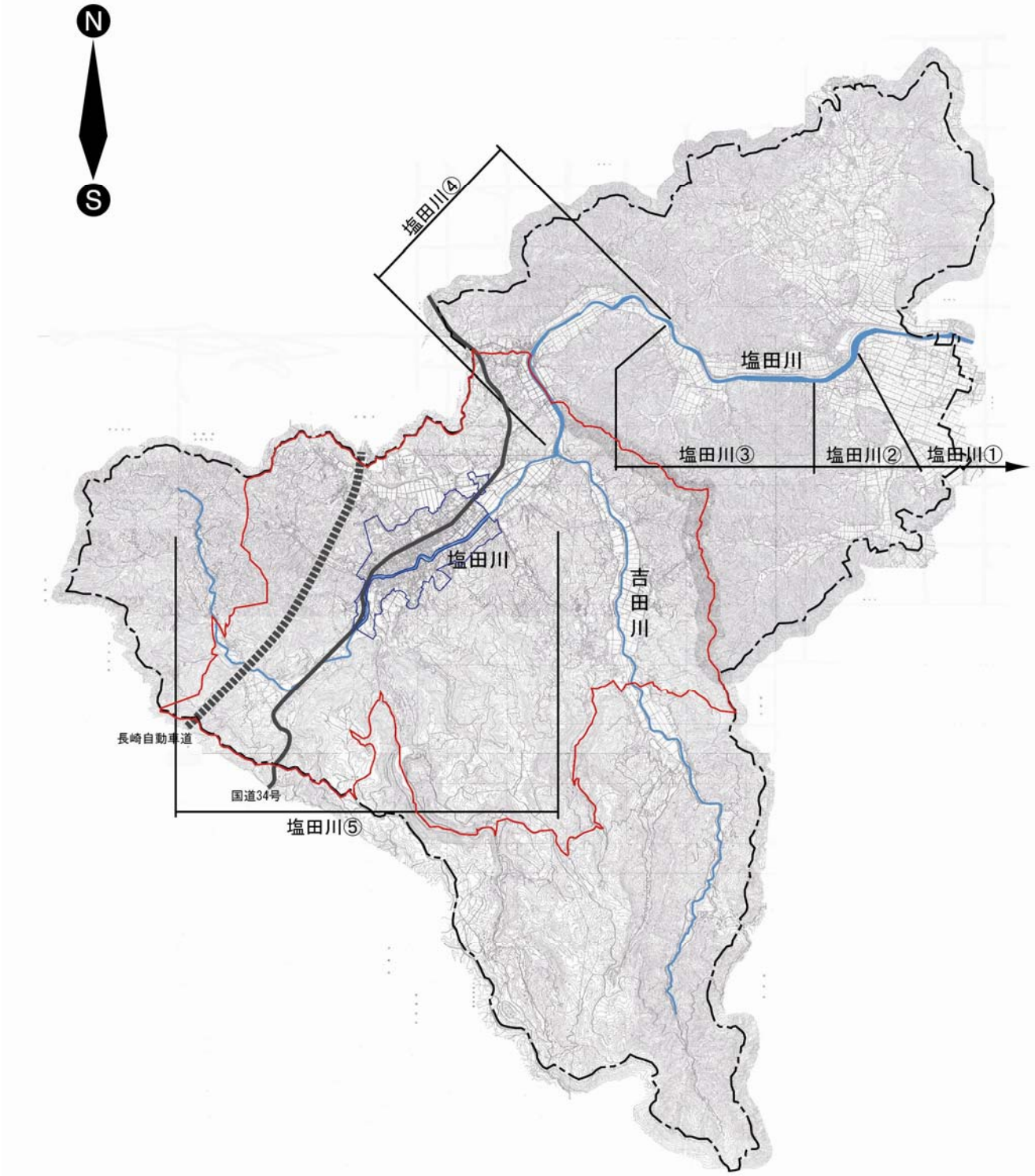
■塩田川・吉田川流域の主な植物■

生息域	主な群落（主な構成種）
塩田川 ①	・ヨシ群落 ・ススキーセイタカアワダチソウ群落　（ススキ･セイタカアワダチソウ･イタドリ） ・メヒシバーオヒシバ群落（メイヒシバ･オヒシバ･エノコログサ）
塩田川 ②	・チガヤーシマスズメノヒエ群落（チガヤ･シマスズメノヒエ･アメリカスズメノヒエ） ・ツルヨシ群落（ツルヨシ） ・ススキーエノコログサ群落（ススキ･エノコログサ･セイタカアワダチソウ）
塩田川 ③	・ツルヨシ群落（ツルヨシ） ・ススキーセイタカアワダチソウ群落（ススキ・セイタカアワダチソウ･ヨモギ） ・ススキーエノコログサ群落（ススキ･エノコログサ･セイタカアワダチソウ）
塩田川 ④	・ツルヨシ群落（ツルヨシ）　　・メダケ群落（メダケ） ・メダケーナリヒラダケ群落（メダケ･ナリヒラダケ） ・ツルヨシーネコヤナギ群落（ツルヨシ･ネコヤナギ）
塩田川 ⑤	・ツルヨシ群落（ツルヨシ）　・メダケ群落（メダケ） ・ツルヨシーネコヤナギ群落（ツルヨシ･ネコヤナギ）
吉田川	・ツルヨシ群落（ツルヨシ）　　・メダケ群落（メダケ） ・ススキーツルヨシ群落（ススキ･ツルヨシ） ・ススキークズ群落（ススキ･クズ）

水系図及び
生物分布図


N
S
昆虫類生息域：塩田川中流
魚類生息
塩田川中流域-1
塩田川中流域-2
塩田川中流域-3
昆虫類生息域：塩田川上流域
魚類生息域
塩田川上流域
鳥類生息域
塩田川④
鳥類生息域
塩田川⑤
塩田川
塩田川①
塩田川③
塩田川②
鳥類生息域
鳥類生息域：塩田川⑦
鹿島川
鳥類生息域
鹿島川①
吉田川
鳥類生息域
鹿島川②
塩田川
鳥類生息域
吉田川①
鳥類生息域：吉田川②
魚類・昆虫類生息域：吉田川流域
鳥類生息域
塩田川⑥
吉田川
鳥類生息域：吉田川③
■凡 例
分 類
表 示
ゲンジボタル生息場所
鳥類生息場所
魚類生息場所
昆虫類生息場所
河川流域
用途地域界
都市計画区域界
行政区域界
0
1000
2000
5000m

植物類の分布



■凡 例

分　　類	表 示
用途地域界	
都市計画区域界	
行政区域界	

0　1000　2000　5000m

（５）名木・古木～天然記念物や歴史のある木々～

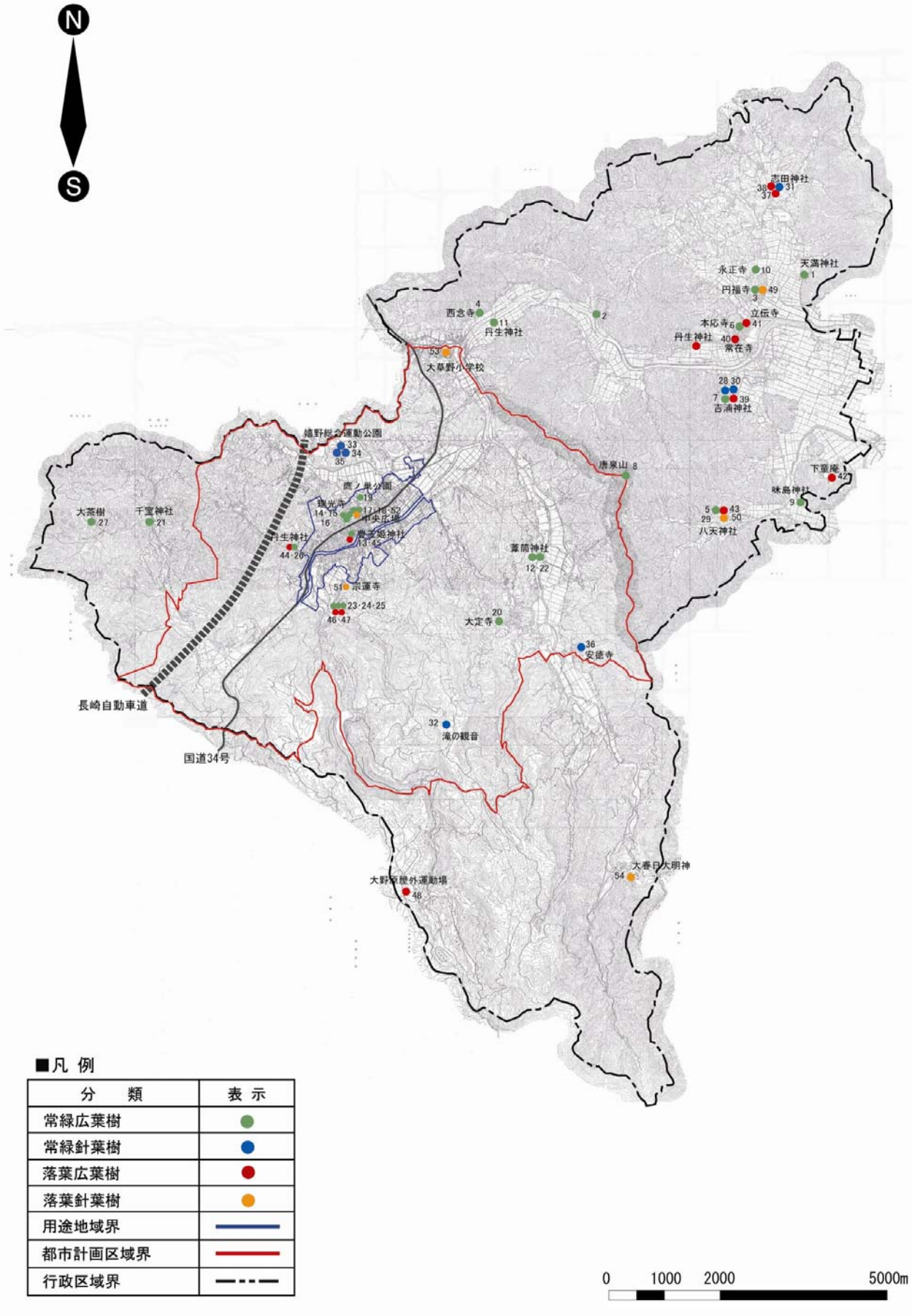
本市には国指定天然記念物である大茶樹や樹齢 800 年のクスノキなど、数々の名木・古木が点在しており、「嬉野の名木古木」として選定している。これらの木々を大切に守り、未来へ受け継いでいくことが望まれる。

■嬉野の名木･古木■

番号	樹　種	所 在 地	
1	イチイガシ	天満神社	塩田町牛間田
2	エノキ	西野商店	塩田町塩吹
3	クスノキ	円福寺	塩田町南下久間
4	クスノキ	西念寺	塩田町大草野辺田
5	クスノキ	八天神社	塩田町山口
6	クスノキ	本応寺	塩田町塩田
7	シイ	吉浦神社	塩田町五町田第１
8	シイ	唐泉山	塩田町唐泉山
9	スダジイ	味島神社	塩田町鳥坂
10	モチ	永正寺	塩田町南下久間
11	ウバメガシ	丹生神社	塩田町南下
12	カシ	葦筒神社	嬉野町納戸料
13	クスノキ	豊玉姫神社	嬉野町温泉１区
14	クスノキ	瑞光寺	嬉野町温泉２区
15	クスノキ	瑞光寺	嬉野町温泉２区
16	クスノキ	瑞光寺	嬉野町温泉２区
17	クスノキ	中央広場	嬉野町温泉２区
18	クスノキ	中央広場	嬉野町温泉２区
19	クスノキ	鷹ノ巣公園	嬉野町温泉２区
20	クスノキ	大定寺	嬉野町皿屋
21	クスノキ	千室神社	嬉野町上不動
22	クスノキ	葦筒神社	嬉野町納戸料
23	シイ	太田資信	嬉野町下岩屋１区
24	シイ	太田資信	嬉野町下岩屋１区
25	シイ	太田資信	嬉野町下岩屋１区
26	シイ	丹生神社	嬉野町湯野田
27	チャノキ	大茶樹	嬉野町上不動

番号	樹　種	所 在 地	
28	スギ	吉浦神社	塩田町五町田第１
29	スギ	八天神社	塩田町山口
30	マキ	吉浦神社	塩田町五町田第１
31	モミノキ	志田神社	塩田町南志田
32	スギ	滝の観音	嬉野町上西川内
33	ヒノキ	みゆき公園	嬉野町下宿
34	ヒノキ	みゆき公園	嬉野町下宿
35	ヒノキ	みゆき公園	嬉野町下宿
36	モミノキ	安徳寺	嬉野町両岩
37	イヌマキ	志田神社	塩田町南志田
38	ケヤキ	志田神社	塩田町南志田
39	サルスベリ	吉浦神社	塩田町五町田第１
40	ツツジ	常在寺	塩田町下野辺田
41	ムクノキ	立伝寺	塩田町塩田
42	ケンポナシ	下童庵	塩田町下童
43	ケヤキ	八天神社	塩田町山口
44	エノキ	丹生神社	嬉野町湯野田
45	クヌギ	豊玉姫神社	嬉野町温泉１区
46	クワ	太田資信	嬉野町下岩屋１区
47	サルスベリ	太田資信	嬉野町下岩屋１区
48	クワ	大野原屋外運動場	嬉野町大野原
49	イチョウ	円福寺	塩田町南下久間
50	イチョウ	八天神社	塩田町山口
51	イチョウ	宗運寺	嬉野町下岩屋２区
52	イチョウ	中央広場	嬉野町温泉２区
53	イチョウ	大草野小学校	嬉野町三坂
54	イチョウ	春日大明神	嬉野町春日

名木・古木位置図



■凡 例

分　類	表 示
常緑広葉樹	●
常緑針葉樹	●
落葉広葉樹	●
落葉針葉樹	●
用途地域界	―
都市計画区域界	―
行政区域界	―・―

（６）緑の景観～茶畑･肥前小富士唐泉山～

本市の景観で特に重要な役割を果たしている地形要素は、肥前小富士と呼ばれる唐泉山、虚空蔵山、国見岳と虚空蔵山に源を発する塩田川である。これらの山の緑に囲まれた 2 つの盆地を塩田川の水色（水面）が東西に横断する景観が見られる。

その地形の特徴から、本市を代表する特産物であるお茶の段々畑が山の斜面や山間部を、塩田川流域に広がる田園が盆地の中に広がる平野部を季節の色で彩っている。



■茶畑■

嬉野温泉街を一望できる立岩展望台は、本市のほぼ中央付近にある海抜 345mの山上にあり、温泉街のほかに嬉野の茶畑や南東に多良岳、北に天山、有明海が一望できるなど、嬉野町の視点場となっている。



■立岩展望台より嬉野市街地を望む■

（７）嬉野市の緑の特性

●市街地の各所から見られる山の稜線の「緑」

○本市の特徴である、市街地を山々が取り囲む盆地状の地形をしていることから、市街地のどこからでも山の緑、山の稜線を望むことができる。

○山の稜線を形成している山々は、北から西に虚空蔵山、南に国見岳、東に唐泉山である。さらに北東部には杵島山もあり、嬉野市の２つの平地を緑で取り囲込んでいる。

○特に市街地東部にある唐泉山（標高 409.8m）は見事な円錐形をしていることから『肥前小富士』と呼ばれる山で、標高 350m付近から頂上一帯は佐賀県の天然記念物に指定されている「椎の自然林」など、古木の照葉樹林となっている。



■唐泉山と塩田川■



■市街地と山の稜線■

● 塩田川と、流域に広がる田園風景・山裾の茶畑など原風景の「緑」

○本市を西から横断する塩田川は、嬉野温泉街のある市街地を流れる区間（嬉野川）を除くと、流域のほとんどが田園風景となっている。水辺と水田の緑は、どこか懐かしいふるさとの原風景を思い起こさせる景観である。

○本市の特産であるお茶は特産品としてだけでなく、本市の緑としての重要な役割も担っており、傾斜地の段々畑や山間部に広がる広大な茶畑は美しい緑の風景となっている。

○山の裾野の斜面地は、急傾斜地崩壊危険箇所に指定されているところもあるが、斜面の緑はそれらを防止する役割もある。



■田園風景■

●嬉野総合運動公園・轟の滝公園・和泉式部公園など身近な「緑」

○広大な敷地一面に芝生が植えられた嬉野総合運動公園は、運動施設や遊戯施設が充実しており、市民に親しまれているレジャースポットである。

○西部にある轟の滝公園は自然の地形を活かした公園で、高さ 11m、三段からなる滝が常に美しい水を落としている公園である。流れる水の音が雷のように轟くことから『轟の滝』と名づけられている。水辺にはカモも訪れ、春には桜、夏には自然の涼を求めてたくさんの人が訪れている。

○そのほか塩田地区の和泉式部公園は、平安朝を代表する歌人和泉式部が 9 歳まで塩田町で育ったという伝説を生かし整備され、多目的広場やアスレチック、草スキーなどの施設のある公園である。隣接して吉浦神社があり、歴史を感じながらの憩いの場、野外活動の場としてたくさんの人が楽しんでいる。

○市内にはこれらを含め 15 ヶ所の都市公園と 12 箇所の公園緑地が整備されている。いずれも多くの市民に親しまれ、健康増進やレクリエーション活動にと幅広く利用されている。



■みゆき公園（嬉野総合運動公園）■



■轟の滝公園■

●大茶樹・百年桜など歴史のある「緑」

○国の天然記念物にも指定されている大茶樹は、樹齢 340 年、樹高 4.6m の巨大なお茶の木。1600 年代にうれしの茶の茶祖といわれる吉村新兵衛が、皿屋谷一帯に茶の栽培を奨励した当時の 1 本が残ったもので、茶どころ嬉野のシンボルのひとつとなっている。

○鹿島市から嬉野へ抜ける県道４１号線で、鳥越トンネルを過ぎて少し行くと、正面の丘に「納戸料の百年桜」と呼ばれる、樹齢 100 年を越える一本桜が立っている。桜は、茶畑の中の小高い塚状台地の上で、静かな山間の集落を見下ろす絶好のロケーションに立ち、足元に広がる茶畑の緑が桜を一層美しく引き立てている。



■百年桜■

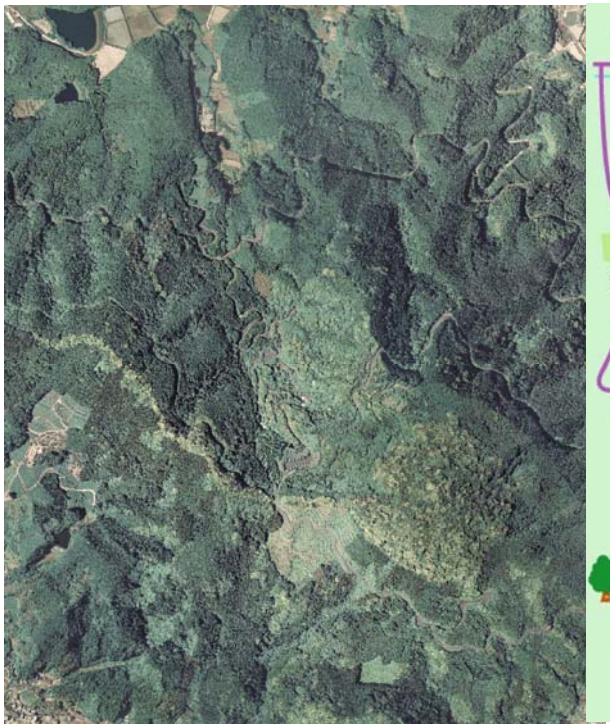
○そのほかにも瑞光寺のクスノキ、千室神社のクスノキ、春日大明神のオオイチョウ、大野原のクワノキなど、天然記念物にも指定されている巨木は、本市のシンボル的存在の緑である。

●自然を楽しめる森林の「緑」（生活環境保全林整備事業で整備された森林）

○生活環境保全林とは、都市周辺及び都市近郊地域にある森林を対象として森林の持つ国土保全、水資源のかん養、保健林養などの公益的機能を総合的に発揮することを目的として整備された森林である。本市には唐泉山・下宿（嬉野総合運動公園）・嬉野（育樹祭記念の森）の３ヶ所がこの事業で整備されており、森の中に紅葉や四季の花が美しい木々を植栽し、遊歩道や休憩所、広場などを整備し、自然と親しみながら散策を楽しんだり、広大な広場でイベントが開催されたりと、家族で自然を楽しめる場所となっている。

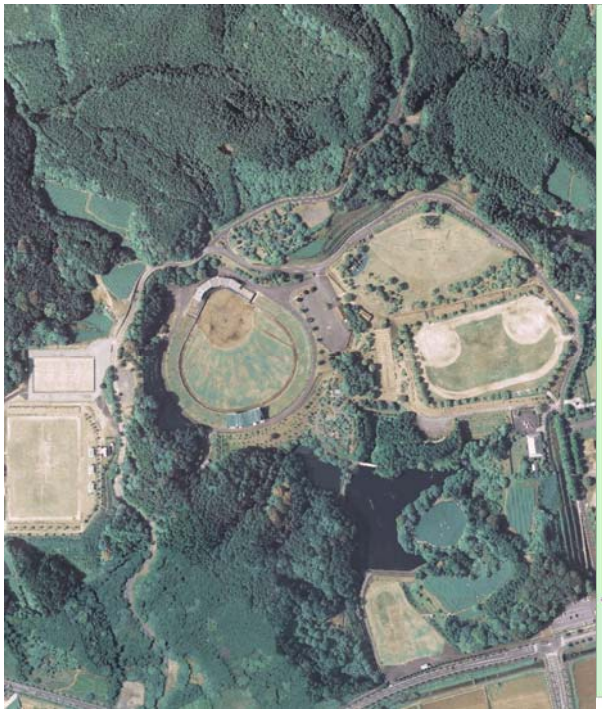
■生活環境保全林■

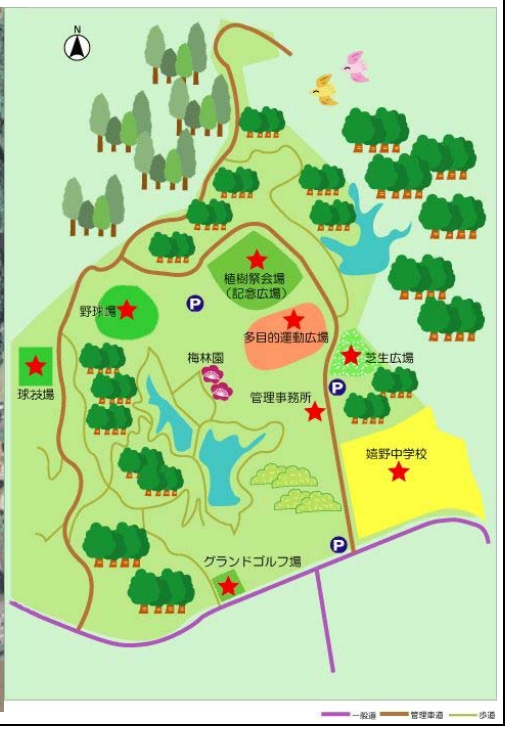
地　区	区域面積	概要・みどころ
唐泉山	26.6ha	この地区は嬉野市塩田町南西部の唐泉山中腹に位置し、スギ、ヒノキ人工林や常緑広葉樹で構成された景観的にも高い価値をもった森林である。山頂付近はシイノキの原生林が存在し「生物遺伝資源保存林」に指定されている。





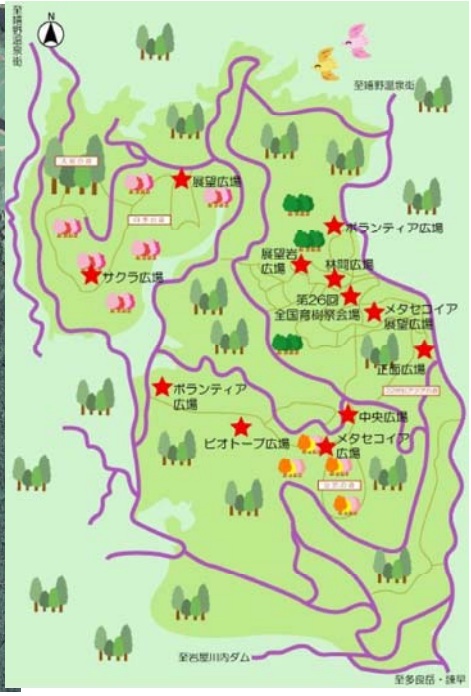
地　区	区域面積	概要・みどころ
嬉野総合運動公園 （下宿）	30.6ha	当地区は、市街地にも非常に近く多目的利用を目指し整備された場所である。整備された歩道は、人工林や天然林、溜池の周辺など様々な森林の形態を見ることができる。また、当地区は昭和 62 年に「全国植樹祭」、平成 14 年に「全国育樹祭」が行われた所でもあり、広大な芝生広場や周辺には野球場なども整備されている。





地　区	区域面積	概要・みどころ
育樹祭記念の森 （22 世紀アジアの森）	78.0ha	この地区は嬉野県有林内に位置し、森林作業の体験やボランティアによる森づくりの場として、総合作業施設及び歩道・車道等が整備されている場所である。総合作業施設から見て南東の斜面には、約 100 万年前に絶滅していたと考えられていた「メタセコイア」の木が植林されており、大きいものは樹高約 25m にも達し、初夏の新緑、秋の紅葉は魅力的です。このメタセコイアをシンボルとして、周辺一帯を「交流の森」として位置付けている。 また、平成 14 年 10 月に開催された第 26 回全国育樹祭の育樹会場として利用されたことから、「育樹祭記念の森」として親しまれている。





2－3 嬉野市の緑地現況

（1） 緑地現況

①地域制緑地の現況

本計画における緑に関して、法律で区域を設定して規制や保全を行っている地域制緑地は以下のとおりである。市街地を取り囲むように広がる山林や農地は、ほとんどが地域森林計画対象民有林や農用地区域に指定されている。

■地域制緑地■

関係法例		地区名称	面積（ha）			備　考
			都市計画区域	都市計画区域外	区域全体（合計）	
法によるもの	都市緑地保全法	緑地保全地区	－	－	－	
	都市計画法	風致地区	－	－	－	
	生産緑地法	生産緑地地区	－	－	－	
	森林法	保安林	437.0	694.5	1,131.5	基礎調査
		地域森林計画対象民有林	1982.0	4526.0	6,508.0	〃
	河川法	河川区域	－	－	－	
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	1651.5	1866.5	3,518.0	基礎調査
	重複計上分控除				△1,1313.5	
条例・協定によるもの			－	－	－	
合計			3633.5	6392.5	10,026.0	

資料：H20 年度基礎調査

※都市計画区域及び都市計画区域外の面積は現況量より按分

②公園・緑地（施設緑地）の現況

本市には 15 ヶ所、57.49ha の都市公園が整備されている。そのうち 7 ヶ所、54.15ha が都市計画決定された公園である。そのほか未都市計画決定公園や都市計画区域外にも公園や農村公園があり、これらも市民のレクリエーション活動や健康増進に利用されている。

また嬉野地区の市街地では、土地区画整理事業で以下の 4 ヶ所の公園が新たに整備された。





現在の都市計画区域内における「都市計画決定済公園」の一人当たり公園面積は、約 31 ㎡/人と目標値（20 ㎡/人）を上回っている。公園種類別でみると総合公園が整備されていないのと街区公園がぎりぎりである以外は、十分満足していることがわかる。

ただし、嬉野総合運動公園の面積が、運動公園と総合公園の両方合わせたぐらい大きいため、両方の機能を有すると判断することが出来る。

■都決済公園の整備状況　　【都市計画区域内】

		都市計画決定されている公園						
					開設済			
		箇所数	面積 (ha)	1人当り面積※ (m2/人)	箇所数	面積 (ha)	1人当り面積※ (m2/人)	整備率 (%)
住区基幹公園	街区公園	3	0.51	0.29	3	0.51	0.29	100
	近隣公園	2	4.64	2.67	2	4.64	2.67	100
	地区公園	1	6.60	3.80	1	6.60	3.80	100
小計		6	11.75	6.76	6	11.75	6.76	100
都市基幹公園	総合公園	0	0	－	0	0	－	－
	運動公園	1	42.40	24.43	1	40.58	23.38	95.7
小計		1	42.40	24.43	1	40.58	23.38	95.7
特殊公園	風致公園	－	－	－	－	－	－	－
	墓地公園	－	－	－	－	－	－	－
	歴史公園	－	－	－	－	－	－	－
大規模公園		－	－	－	－	－	－	－
その他の公園		－	－	－	－	－	－	－
合計		**7 (6)**	**54.15 (11.75)**	**31.19**	**7 (6)**	**52.33 (11.75)**	**30.14**	**96.6**

※　都市計画区域内：人口 17,359 人
※　（　　）は用途地域内

参考：都市公園の整備水準

公園種別	整備水準（㎡/人）		
街区公園	1	住区基幹公園 4 ㎡/人	都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標 20 ㎡/人
近隣公園	2		
地区公園	1		
総合公園	1	都市基幹公園 2.5 ㎡/人	従前の緑のマスタープラン 平成 7 年 7 月の都市計画中央審議会での答申
運動公園	1.5		
広域公園	2		

「都市計画決定済公園」に「未都市計画決定公園」を含めた場合、上記都市計画決定済公園だけで算出した都市公園一人当たり面積より約３㎡/人増加すると同時に、公園種類別の都市公園一人当たり面積も、総合公園は無いが、街区公園が十分確保できている。

■都市公園整備状況（都決済公園＋未都決公園）　　【都市計画区域内】

		合計			都市計画決定されている公園		都市計画決定されていない公園	
		箇所数	面積 (ha)	1人あたり (m2/人)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	13	2.97	1.71	3	0.51	10	2.46
	近隣公園	4	6.72	3.87	2	4.64	2	2.08
	地区公園	1	6.60	3.80	1	6.60	－	－
小計		**18 (14)**	**16.29 (13.54)**	**9.38 (7.80)**	**6 (6)**	**11.75 (11.75)**	**12 (8)**	**4.54 (1.79)**
都市基幹公園	総合公園	－	－	－	－	－	－	－
	運動公園	1	42.40	24.42	1	42.40	－	－
小計		**1**	**42.40**	**24.42**	**1**	**42.40**	－	－
特殊公園	風致公園	－	－	－	－	－	－	－
	墓地公園	－	－	－	－	－	－	－
	森林公園	－	－	－	－	－	－	－
大規模公園		－	－	－	－	－	－	－
都市緑地		－	－	－	－	－	－	－
その他の公園		－	－	－	－	－	－	－
合計		**19 (14)**	**58.69 (13.54)**	**33.81 (7.80)**	**7 (6)**	**54.15 (11.75)**	**12 (8)**	**4.54 (1.79)**

※　都市計画区域内：人口 17,359 人
※　（　　）は用途地域内

さらに、その他の公園や農村公園も含めて行政区域内で一人当たり面積を算出した場合は、総合公園相当の公園があることから、公園種類別の都市公園一人当たり面積すべてが十分に目標値を満足することになる。

■公園整備状況　（都決済公園＋未都決公園＋その他公園・農村公園）　　【行政区域】

		合計			都市計画決定されている都市公園		都市計画決定されていない都市公園		その他の公園	
		箇所数	面積 (ha)	1人あたり (m2/人)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	20	5.98	1.97	3	0.51	10	2.46	7	3.01
	近隣公園	6	10.41	3.43	2	4.64	2	2.08	2	3.69
	地区公園	3	15.60	5.13	1	6.60	－	－	2	9.00
小計		**29**	**31.99**	**10.53**	**6**	**11.75**	**12**	**4.54**	**11**	**15.70**
都市基幹公園	総合公園	1	9.89	3.25	－	－	－	－	1	9.89
	運動公園	1	42.40	13.95	1	42.40	－	－	－	－
小計		**2**	**52.29**	**17.20**	**1**	**42.40**	－	－	**1**	**9.89**
特殊公園	風致公園	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	墓地公園	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	森林公園	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大規模公園		－	－	－	－	－	－	－	－	－
都市緑地		－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の公園		－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計		**31**	**84.28**	**27.73**	**7**	**54.15**	**12**	**4.54**	**12**	**25.59**

※　市全域：人口 30,392 人

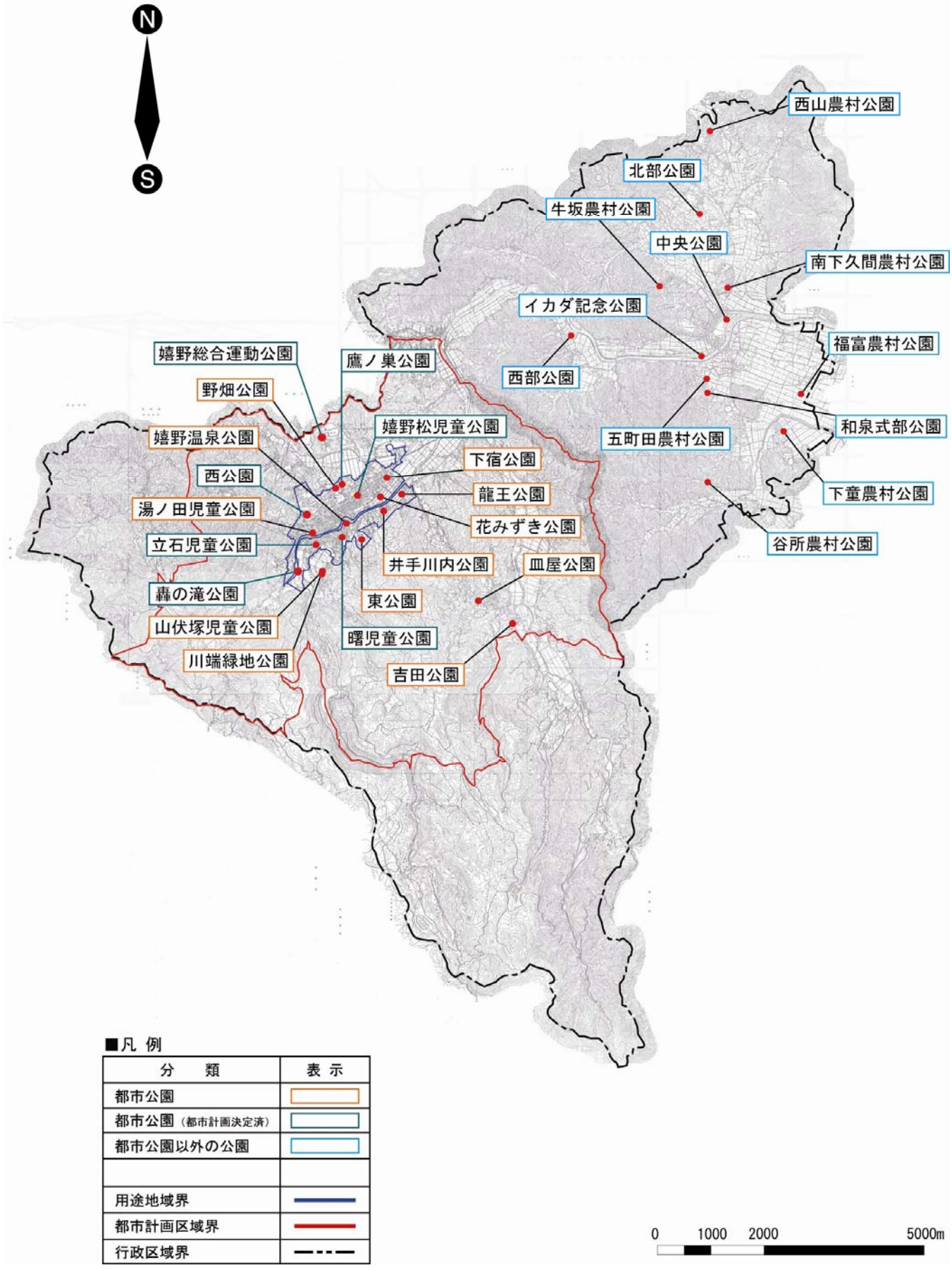
■公園一覧表■　　【行政区域】

	公園名	都市計画決定済み	公園種別	公園面積(ha)	備　考
都市公園(都市計画区域内)	嬉野松児童公園	○	街区公園	0.16	
	曙児童公園	○	街区公園	0.14	
	立石児童公園	○	街区公園	0.21	
	西公園	○	近隣公園	2.80	
	轟の滝公園	○	地区公園	6.60	
	嬉野総合運動公園	○	運動公園	42.40	開設 40.58ha
	鷹ノ巣公園	○	近隣公園	1.84	
	都決済都市公園　小計			**54.15(11.75)**	**7ヶ所**
	野畑公園		[街区公園]	0.14	地積より
	湯ノ田児童公園		[街区公園]	0.06	〃
	山伏塚児童公園		[街区公園]	0.09	〃
	川端緑地公園		[街区公園]	0.58	〃
	東公園		[街区公園]	0.11	〃
	吉田公園		[近隣公園]	1.08	〃
	皿屋公園		[近隣公園]	1.00	〃
	嬉野温泉公園		[街区公園]	0.28	〃
	花みずき公園		[街区公園]	0.58	
	下宿公園		[街区公園]	0.15	
	井手川内公園		[街区公園]	0.15	
	龍王公園		[街区公園]	0.32	
	未都決都市公園　小計			**4.54(1.79)**	**12ヶ所**
	合　計			**58.69(13.54)**	**19ヶ所**
その他公園	和泉式部公園		[総合公園]	9.89	
	中央公園		[近隣公園]	2.62	
	イカダ記念公園		[街区公園]	0.85	
	北部公園		[地区公園]	4.50	
	西部公園		[地区公園]	4.50	
	小計			**22.36**	**5ヶ所**
農村公園	福富農村公園		[街区公園]	0.12	
	南下久間農村公園		[街区公園]	0.24	
	五町田農村公園		[街区公園]	0.68	
	下童農村公園		[街区公園]	0.31	
	谷所農村公園		[街区公園]	0.63	
	西山農村公園		[近隣公園]	1.07	
	牛坂農村公園		[街区公園]	0.18	
	小計			**3.23**	**7ヶ所**
総合計				**84.28**	

※赤字：用途地域内の公園　（　）：用途地域内面積

[　]：相当する公園種別

公園・緑地の現況


N
S
西山農村公園
北部公園
牛坂農村公園
中央公園
南下久間農村公園
イカダ記念公園
福富農村公園
嬉野総合運動公園
鷹ノ巣公園
西部公園
野畑公園
嬉野松児童公園
和泉式部公園
嬉野温泉公園
五町田農村公園
下宿公園
西公園
龍王公園
下童農村公園
湯ノ田児童公園
花みずき公園
谷所農村公園
立石児童公園
井手川内公園
皿屋公園
轟の滝公園
東公園
山伏塚児童公園
曙児童公園
川端緑地公園
吉田公園
■凡 例
分 類
表 示
都市公園
都市公園（都市計画決定済）
都市公園以外の公園
用途地域界
都市計画区域界
行政区域界
0
1000
2000
5000m

③その他の施設緑地の現況

その他の施設緑地として都市公園以外の緑地・広場、学校、その他市役所等の公共施設の緑地があげられる（次頁以降一覧表参照)。そのほか、施設緑地として墓園が 23.5ha あげられるので施設緑地の合計は A=41.26ha となる。

■その他の施設緑地■

	種　別	緑地(緑化)面積 (ha)			備　考
		都市計画区域	都市計画区域外	計	
その他の施設緑地	広場･緑地等	1.00 (0.98)	**7.37**	**8.37**	広場全体面積
	公共施設(学校)	1.65	3.67	**5.32**	緑化面積
	公共施設(その他)	1.16 (1.14)	2.91	**4.07**	緑化面積
	墓　園	10.60 (1.8)	12.9	**23.5**	全体面積
合　計		**14.41 (3.92)**	**26.85**	**41.26**	

※（　　）は用途地域内

■公共施設一覧（都市公園以外の公園・緑地・広場）■

	公園名	都市計画決定済み	公園種別	公園面積(ha)	備　考
広場・緑地等	中央広場			0.87	用途地域内
	湯遊広場			0.03	用途地域内
	湯けむり広場			0.05	用途地域内
	湯宿広場			0.03	用途地域内
	盗人森公園			0.01	
	キリシタン史跡碑公園			0.07	
	大茶樹公園			0.10	
	不動山窯跡公園			0.19	
	大野原屋外運動場			1.61	
	立岩屋展望公園			0.02	
	三坂東公園			0.03	
	三坂西公園			0.02	
	北三坂公園			0.04	
	一位原公園			1.00	
	吉田地区運動公園			2.10	
	春日渓谷健康とゆとりの森公園			0.50	
	滝の観音公園			0.05	
	原ノ前東公園			0.003	
	原ノ前西公園			0.02	
	原ノ前南公園			0.01	
	式浪三本松公園			0.01	
	源六台公園			0.08	
	横竹ダムイベント広場・桜の広場			1.11	
	みなと広場			0.42	
合計				**8.37**	

※赤字：都市計画区域内の公園・広場

■公共施設一覧（学校）■

種　別	町　名	名　　称	施設面積(ha)	緑地面積(ha)
小学校	塩田町	嬉野市立五町田小学校	3.00	0.21
	塩田町	嬉野市立五町田小学校谷所分校	0.22	0.00
	塩田町	嬉野市立久間小学校	2.50	0.26
	塩田町	嬉野市立塩田小学校	1.33	0.03
	嬉野町	嬉野市立嬉野小学校	2.99	0.44
	嬉野町	嬉野市立轟小学校	2.27	0.27
	嬉野町	嬉野市立大野原小学校	0.74	0.10
	嬉野町	嬉野市立吉田小学校	1.23	0.04
	嬉野町	嬉野市立大草野小学校	1.70	0.16
中学校	塩田町	嬉野市立塩田中学校	3.62	0.52
	嬉野町	嬉野市立嬉野中学校	3.29	0.28
	嬉野町	嬉野市立大野原中学校	小学校に含む	―
	嬉野町	嬉野市立吉田中学校	1.24	0.23
高等学校	嬉野町	佐賀県立嬉野高校	2.54	0.23
	塩田町	佐賀県立塩田工業高校	7.27	2.20

その他学校	塩田町	佐賀県立うれしの特別支援学校	3.48	0.35
		合計	37.42	**5.32**

※緑地面積はゼンリン地図より計測　※赤字：都市計画区域内の学校

■公共施設一覧（その他）■

種　別	町　名	名　　称	施設面積(ha)	緑地面積(ha)
役　所	塩田町	嬉野市役所（塩田庁舎）	0.45	0.01
	嬉野町	嬉野市役所（嬉野庁舎）（用）	3.82	0.01
保育所	嬉野町	嬉野保育所（用）	0.12	0.01
公民館	塩田町	嬉野市中央公民館/嬉野市塩田公民館	0.46	―
	嬉野町	嬉野市嬉野公民館	公会堂に含む	―
	嬉野町	嬉野市吉田公民館	0.10	0.00
体育施設	嬉野町	嬉野市社会体育館	0.31	―
	嬉野町	嬉野市体育館（用）	0.58	0.30
	嬉野町	不動ふれあい体育館	0.64	―
文化施設	塩田町	嬉野市歴史民俗資料館	0.12	―
	塩田町	嬉野市コミュニティーセンター（楠風館）	0.50	0.05
	嬉野町	嬉野市公会堂（用）	0.64	0.05
	嬉野町	嬉野市文化センター（用）	0.15	0.06
レクリエーション施設	嬉野町	広川原キャンプ場	2.82	2.82
図書館	塩田町	嬉野市塩田図書館	民俗資料館に含む	―
	嬉野町	嬉野市嬉野図書館	0.29	0.02
農業関連施設	塩田町	五町田研修センター	0.08	―
	塩田町	久間研修センター	0.05	0.01
	塩田町	大草野研修センター	0.07	―
	塩田町	嬉野市ふれあいセンター	0.08	―
	嬉野町	嬉野市茶業研修施設	0.33	―
商工関連施設	塩田町	嬉野市志田焼の里博物館	0.74	0.02
福祉・保健関連施設	塩田町	嬉野市塩田老人福祉センター	中央公民館に含む	―
	塩田町	嬉野市塩田保健センター	中央公民館に含む	―
	嬉野町	特別養護老人ホームうれしの（用）	1.47	0.45
	嬉野町	嬉野市嬉野老人福祉センター（用）	1.24	0.20
	嬉野町	嬉野市いきいきデイサービスセンター（湯っくらーと）（用）	0.27	0.03
	嬉野町	嬉野市嬉野保健センター（用）	0.57	0.03
合　計			**15.9**	**4.07**

※資料：市ホームページ・平成15年度嬉野町緑の基本計画
※緑地面積は航空写真・ゼンリン地図より計測（芝生等も含む）
※赤字：都市計画区域内のその他公共施設　（用）：用途地域内

既存の公共施設の緑地率は、以下のようになる。

学校　　１４％　（5.32ha/37.42ha＝ 14.21％）
その他　　１０％　（1.25ha/13.08ha＝　9.55％）　※広川原キャンプ場を除く
合計平均　１３％　（6.57ha/50.50ha＝　13.00％）

④緑地現況のまとめ

本市の緑地の現況量は、約 10,166ha である。

民間施設緑地としては肥前夢街道、神社仏閣、老舗旅館の外構等を計上している。

■緑地現況量■

区　分		箇所数	面積(ha)			備　考
			都市計画区域	都市計画区域外	区域全体（合計）	
施設緑地	都市公園	19 （14）	58.69 （13.54）	ー	58.69	
	その他の公園・農村公園	12	ー	25.59	25.59	その他公園+農村公園
	公共施設緑地		14.41 （3.92）	26.85	41.26	広場.緑地等、公共施設（学校・その他）
	民間施設緑地		9.89 （2.00）	4.82	14.71	社寺仏閣、老舗旅館・レクリエーション施設
	小　計		82.99 （19.43）	57.26	140.25	
地域制緑地	法によるもの	ー	3,633.5	6,392.5	10,026.0	地域森林計画対象民有林保安林・農用地区域
	条例・協定によるもの	ー	ー	ー	ー	
	小　計	ー	3,633.5	6,392.5	10,026.0	
合　計			**3,716.49 （19.43）**	**6,449.76**	**10,166.25**	

※（　　）は用途地域内

（２）街路樹の整備状況

本市において緑化の代表的なものは、街路樹の整備である。都市計画道路である総合運動公園線の歩道の横には、市の花である藤が植栽されている。おおよそ約 630mに渡り藤棚を設け、藤でできた屋根の下を歩くことができ、一角にはその藤を眺めることができるような休憩施設が設置されている。そのほかの都市計画道路をはじめ、桜、ハナミズキ、ユリノキなど様々な樹種を街路樹に利用し、道路の緑化に努めている。

民有地の緑化は、中心市街地では温泉街、商業地ともに雑然としており、緑化スペースも限られ、緑化は十分進んでいるとはいえない状況にある。市街地周辺部の住宅地では隣接部のまとまりある樹林地や住宅地内の緑化など比較的、緑量感に恵まれている。



■ふれあいふじ棚通り■

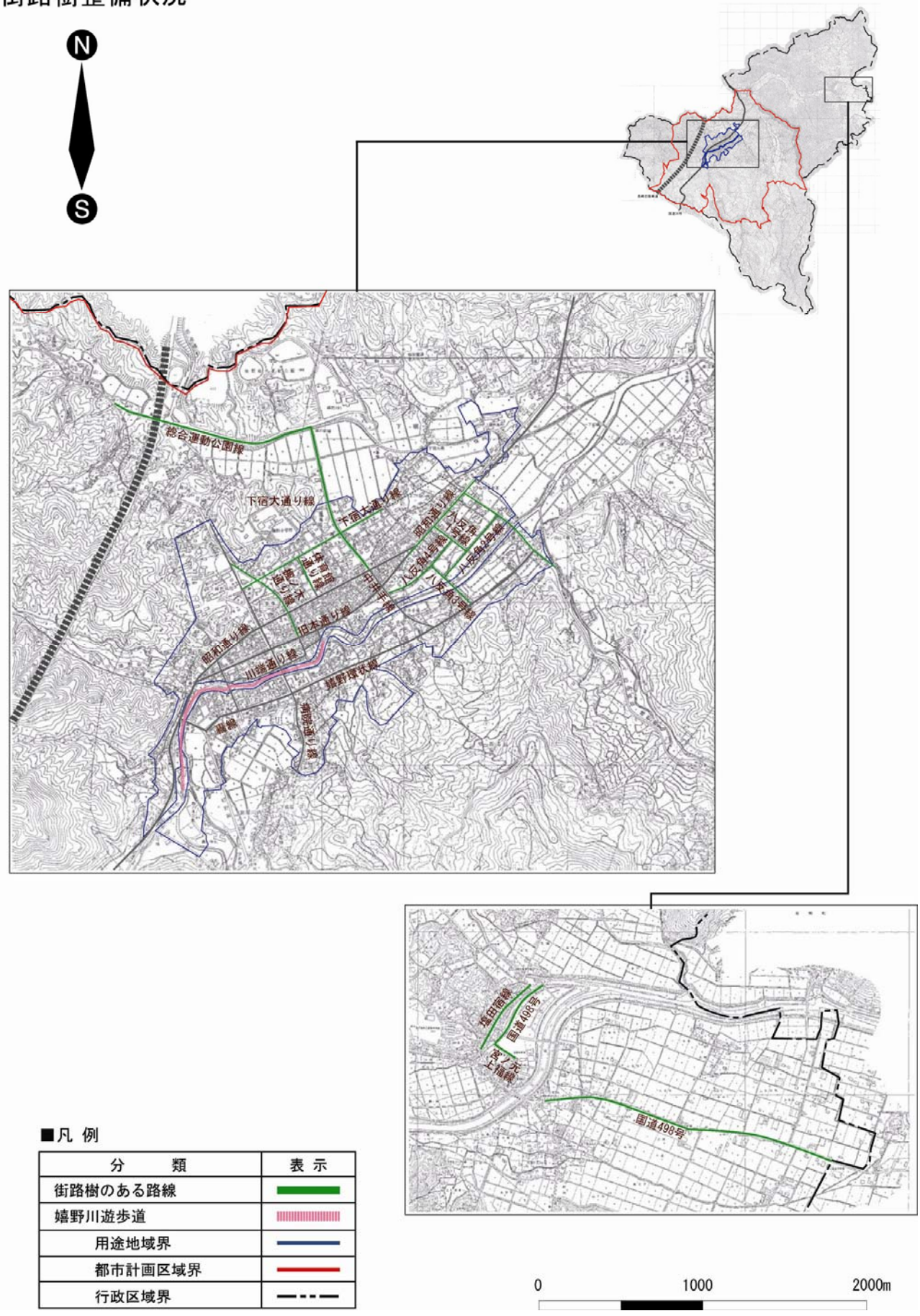


■街路樹■

■街路樹整備状況■

路線名	延長(m)	街路樹の有無	樹　種	備　　考
3.4.1 昭和通り線	3,600	○(一部)	ハナミズキ	国道 34 号
3.4.2 下宿大通り線	2,220	○	アメリカフウ、トウカエデ ナンキンハゼ	
3.4.3 中井手線	520	○	ハナミズキ	
3.4.4 八反角 1 号線	230	○	ハナミズキ	
3.4.5 八反角 2 号線	480	○	ハナミズキ	
3.4.6 八反角 3 号線	350	○	ハナミズキ	
3.4.7 八反角 4 号線	510	○	ハナミズキ	
3.5.8 総合運動公園線	2,180	○	アメリカフウ　お茶	ふれあい藤棚通り
3.5.9 嬉野環状線	2,410	×		
3.5.10 病院通り線	1,570	×		
3.5.11 轟線	390	×		
7.6.1 旧本通り線	1,470	×		
7.6.2 楓の木通り線	650	○	トウカエデ	
7.6.2 川端通り線	780	×		
8.6.1 体育館通り線	250	○	ケヤキ	
国道 498 号		○	ケヤキ（≒1300m）	
塩田宿線		○	ハナミズキ（≒400m）	
下町線		○	マキノキ（≒400m）	
宮ノ元上福線		○	マキノキ（≒100m）	
嬉野川遊歩道	≒2000	○	桜	

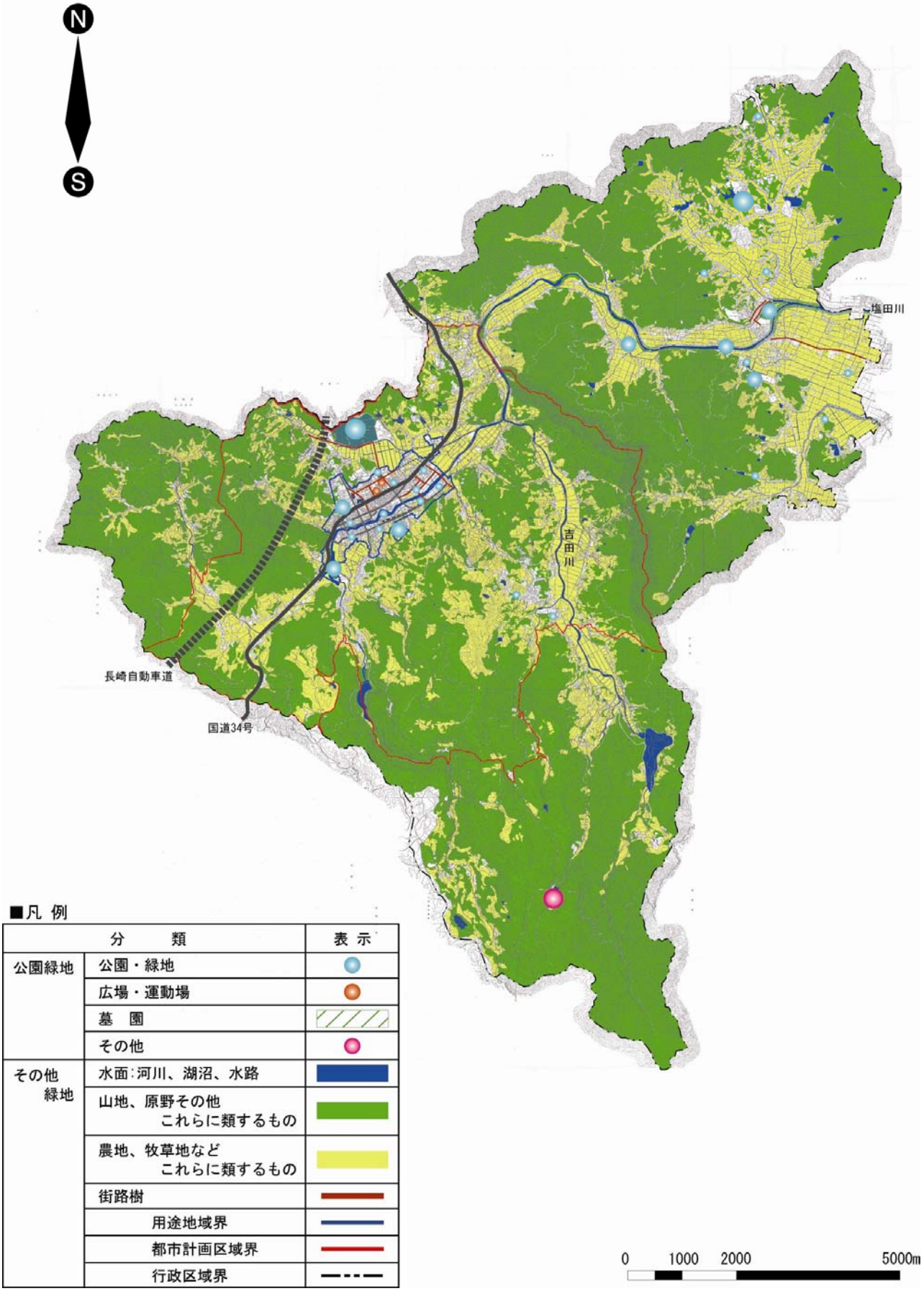
街路樹整備状況



■凡 例

分　　類	表 示
街路樹のある路線	
嬉野川遊歩道	
用途地域界	
都市計画区域界	
行政区域界	

緑地現況図



■凡 例

分類		表示
公園緑地	公園・緑地	
	広場・運動場	
	墓 園	
	その他	
その他緑地	水面：河川、湖沼、水路	
	山地、原野その他これらに類するもの	
	農地、牧草地などこれらに類するもの	
	街路樹	
	用途地域界	
	都市計画区域界	
	行政区域界	

（３）緑化活動の現状

●育樹祭記念の森（22 世紀アジアの森）

ここは、嬉野県有林内にある、森林作業の体験やボランティアによる森づくりの場として、総合作業施設及び歩道、車道が整備された場所である。「交流の森」として位置づけられた一帯は、毎年アジアからの留学生や県民が交流を図りながらボランティアによる森づくりが行われている。

●地域の緑化活動団体

市内には、公園の清掃活動や花のまちづくり活動、環境教育などに取り組んでいる以下の団体がある。

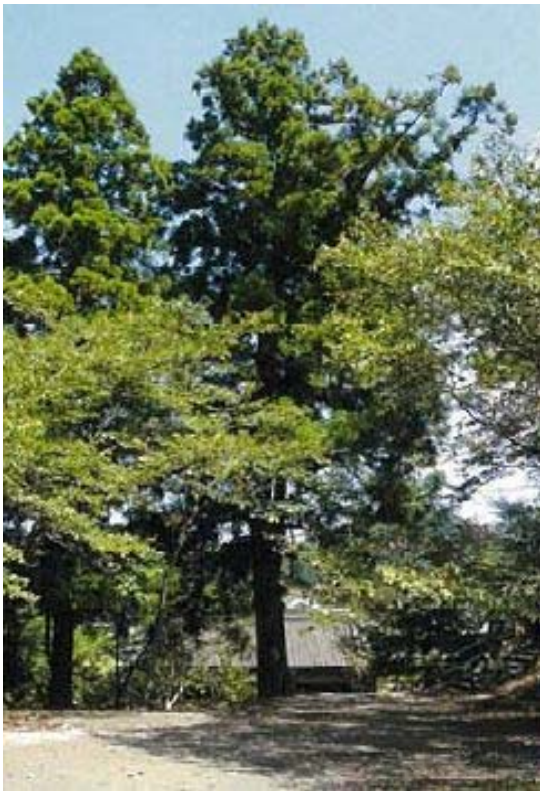
団体名	活動内容など
嬉野町老人クラブ連合会	嬉野総合運動公園での除草活動、清掃活動などを通して会員の生きがいづくりや社会参加の促進を実践している団体。
塩田町はぜ紅葉会	はぜを使ったローソク作り及び植栽管理を行っている。
嬉野市商工会 女性部	景観や環境の美化・緑化活動の一環として、春と秋（年 2 回）塩田地区・嬉野地区において花の植え替えを行い、商店街や金融機関、公共施設等にプランターを設置し、嬉野市への来訪者を迎える「花いっぱい運動」を行っている。
緑の少年団 五町田：五町田地区 不動山：不動山地区 大野原：大野原小	・次世代を担う子供たちが森林や自然、身近な環境を大切にしていくことを学び、身をもって体験することで「自然を愛し、人を愛し、社会を愛する心豊かな人間に育っていくこと」を目的とした自主的な組織。 ・各地域において地域社会に対する奉仕活動や緑化活動、森林学習活動など多様な活動を展開している。

資料：環境保全団体活動事例集、市民活動団体リスト（佐賀県）

●その他（嬉野中学校と地域市民の活動）

嬉野 IC から嬉野総合運動公園に繋がる県道沿いでは花壇が作られ、嬉野中学校の生徒を中心に、地域の方々や様々な団体が協賛し、花植えの活動が行われている。嬉野を訪れる人々の心を和ませることができればと願い、夏と冬の年 2 回の活動のほか、水遣りや除草作業などの維持管理も生徒を中心に行われている。

第3章
緑の解析・評価と課題の整理及び市民アンケートの結果



吉浦神社のスギ

第3章　緑の解析・評価と課題の整理及び市民アンケートの結果

3－1　系統別の解析・評価

緑が都市において果たす一般的かつ主要な機能として、「環境保全」、「レクリエーション」「防災」「景観形成」の 4 つがある。これらの機能を持った緑がネットワークを形成することにより、緑の機能が効果的に発揮される。またこれらに本市の特徴である歴史や温泉地という観光資源を含め、ネットワークを形成することが望ましい。

そこで、前段までの本市の緑の状況を機能別に整理し、課題を抽出することとする。

■各機能の分析評価の視点■

環境保全の分析・評価の視点

- ○都市骨格の形成
- ○優れた自然
- ○優れた歴史風土
- ○快適な生活環境
- ○優れた農林業地
- ○動植物の生息環境の保全
- ○ヒートアイランド等の都市環境の維持・改善

レクリエーションの分析・評価の視点

- ○余暇特性と緑
- ○自然とのふれあいと緑
- ○日常圏におけるレクリエーションの場
- ○広域圏におけるレクリエーションの場

防災の分析・評価の視点

- ○自然災害の危険防止
- ○人為災害も危険防止
- ○避難地
- ○防災活動拠点の確保

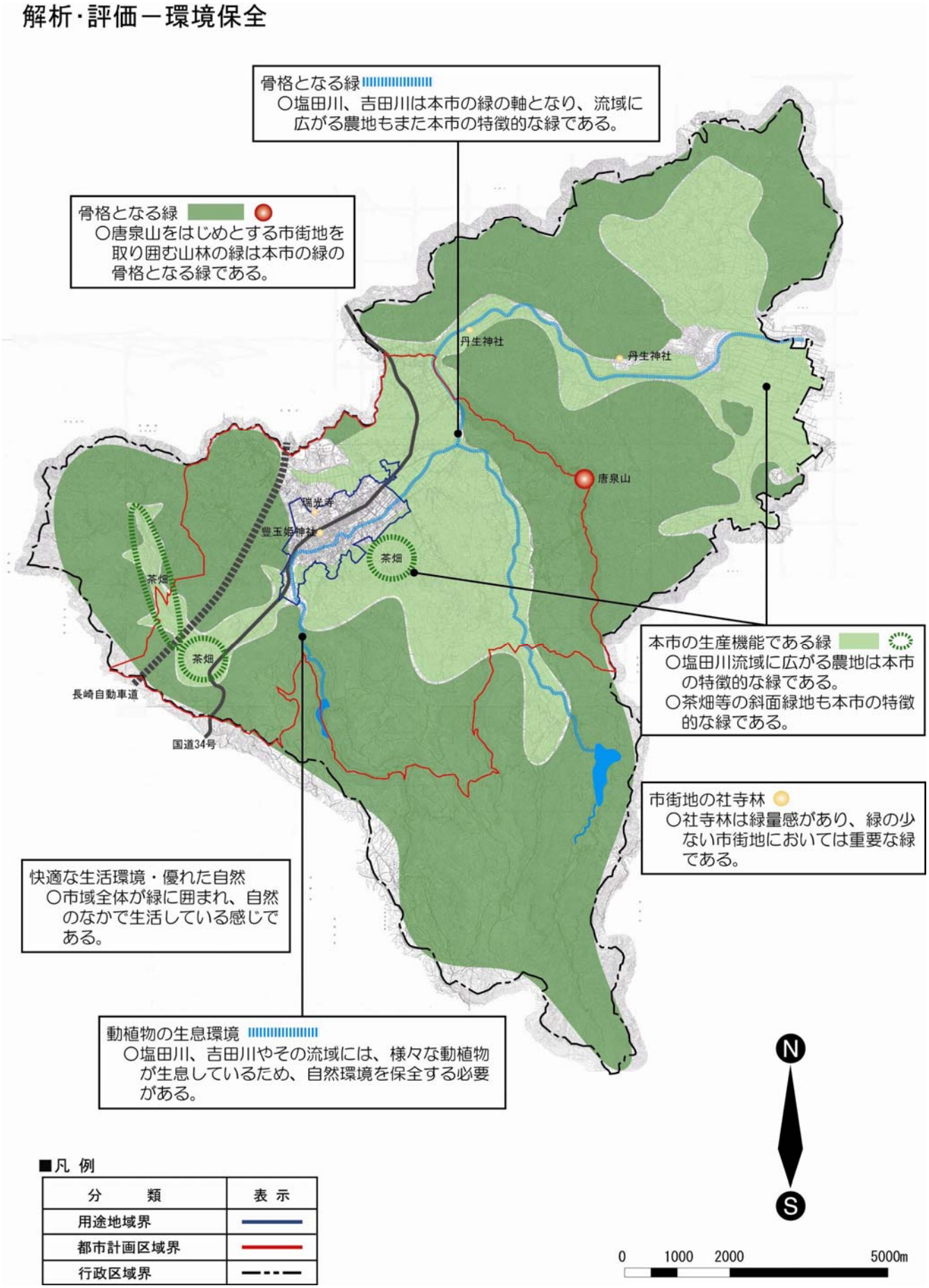
景観形成の分析・評価の視点

- ○本市を代表する景観
- ○地区や住区の良好な景観
- ○優れた景観の眺望点
- ○ランドマークとなる場所
- ○新たな景観の創出が必要な地区

その他の分析・評価の視点

- ○本市を代表する歴史と緑
- ○観光資源と緑

解析･評価－環境保全



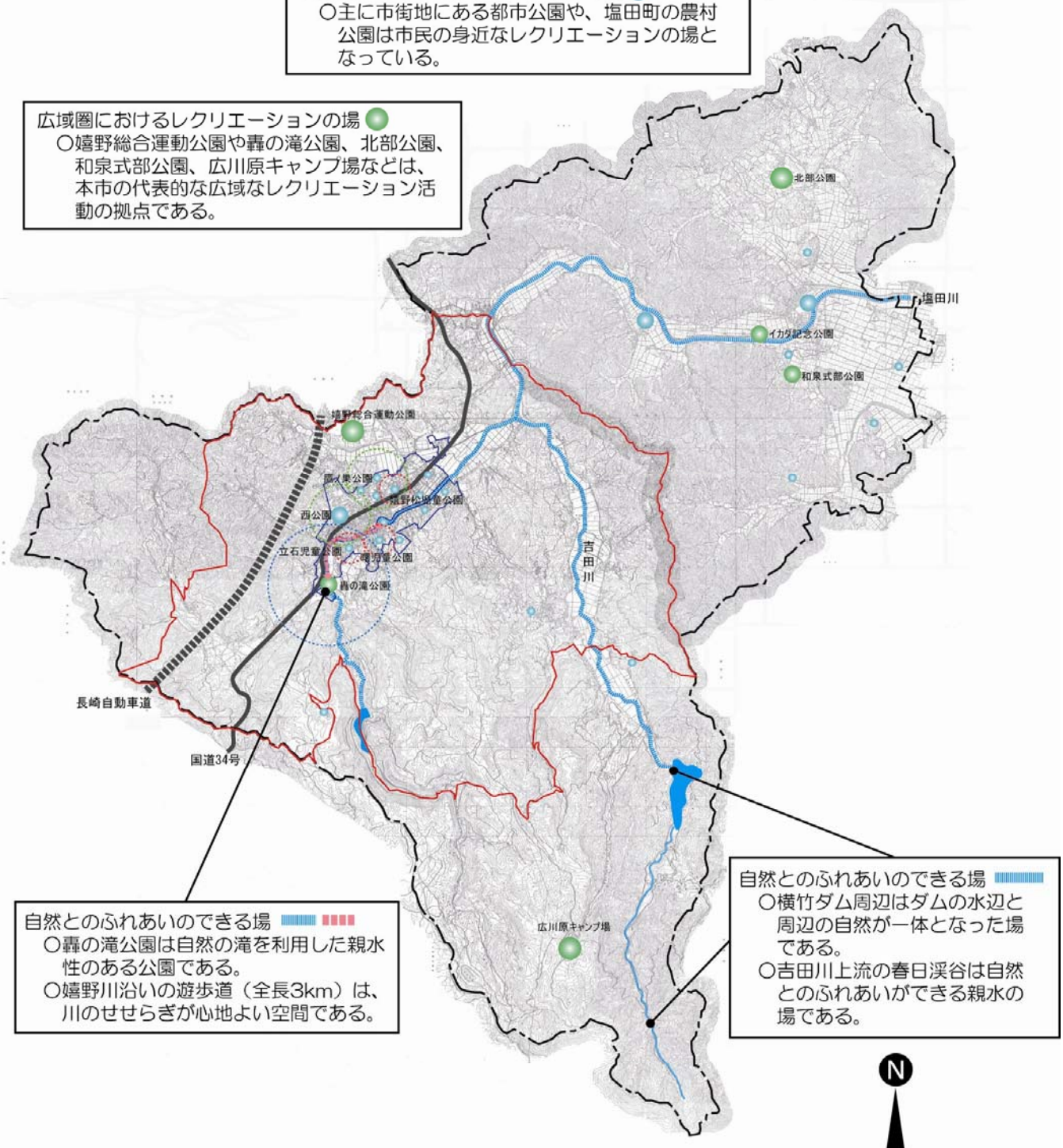
■凡 例

分　　類	表 示
用途地域界	
都市計画区域界	
行政区域界	

解析･評価－レクリエーション

日常圏におけるレクリエーションの場
○主に市街地にある都市公園や、塩田町の農村公園は市民の身近なレクリエーションの場となっている。

広域圏におけるレクリエーションの場
○嬉野総合運動公園や轟の滝公園、北部公園、和泉式部公園、広川原キャンプ場などは、本市の代表的な広域なレクリエーション活動の拠点である。



自然とのふれあいのできる場
○轟の滝公園は自然の滝を利用した親水性のある公園である。
○嬉野川沿いの遊歩道（全長3km）は、川のせせらぎが心地よい空間である。

自然とのふれあいのできる場
○横竹ダム周辺はダムの水辺と周辺の自然が一体となった場である。
○吉田川上流の春日渓谷は自然とのふれあいができる親水の場である。

N
S

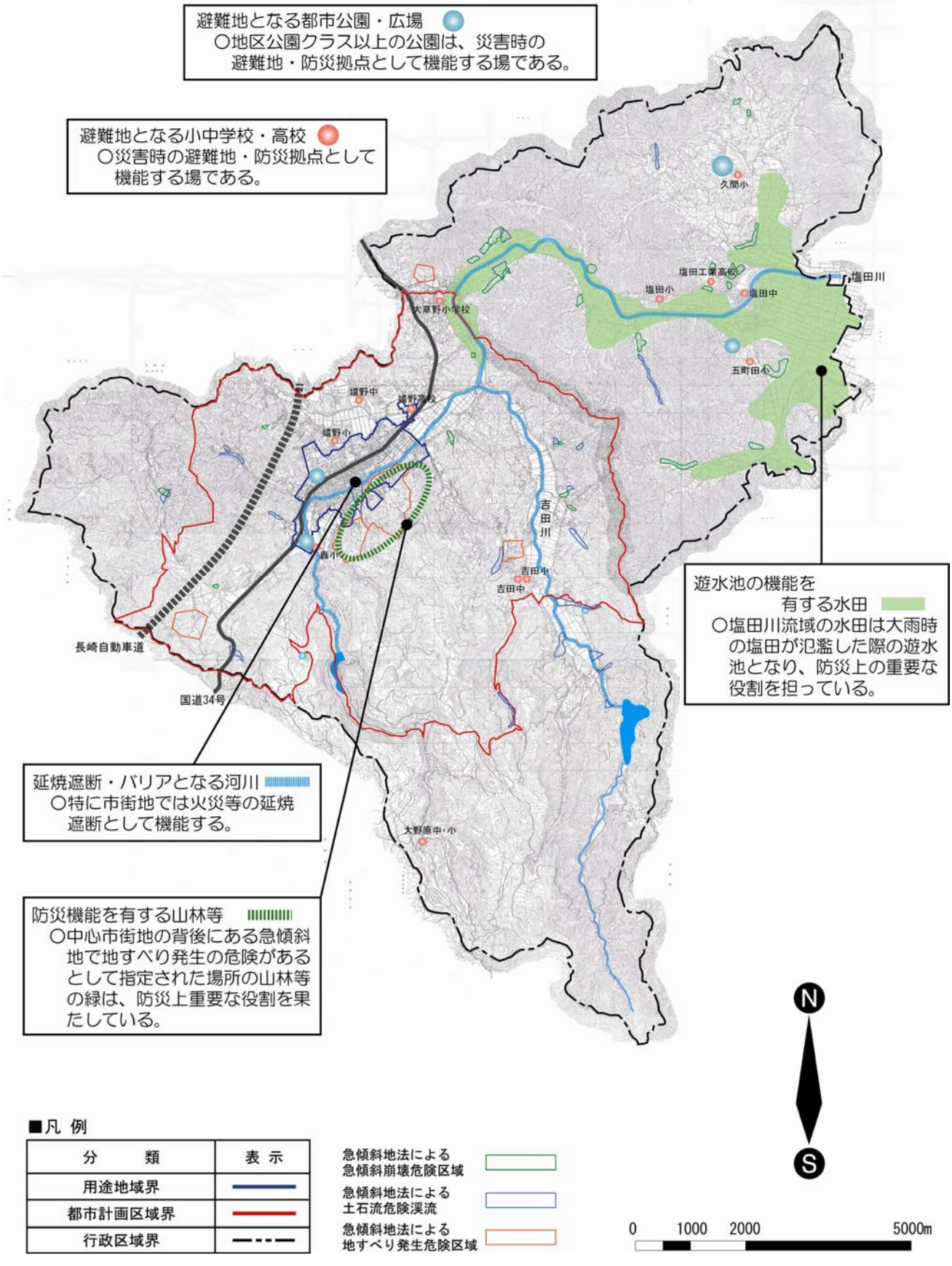
■凡 例

分　　類	表 示
用途地域界	
都市計画区域界	
行政区域界	

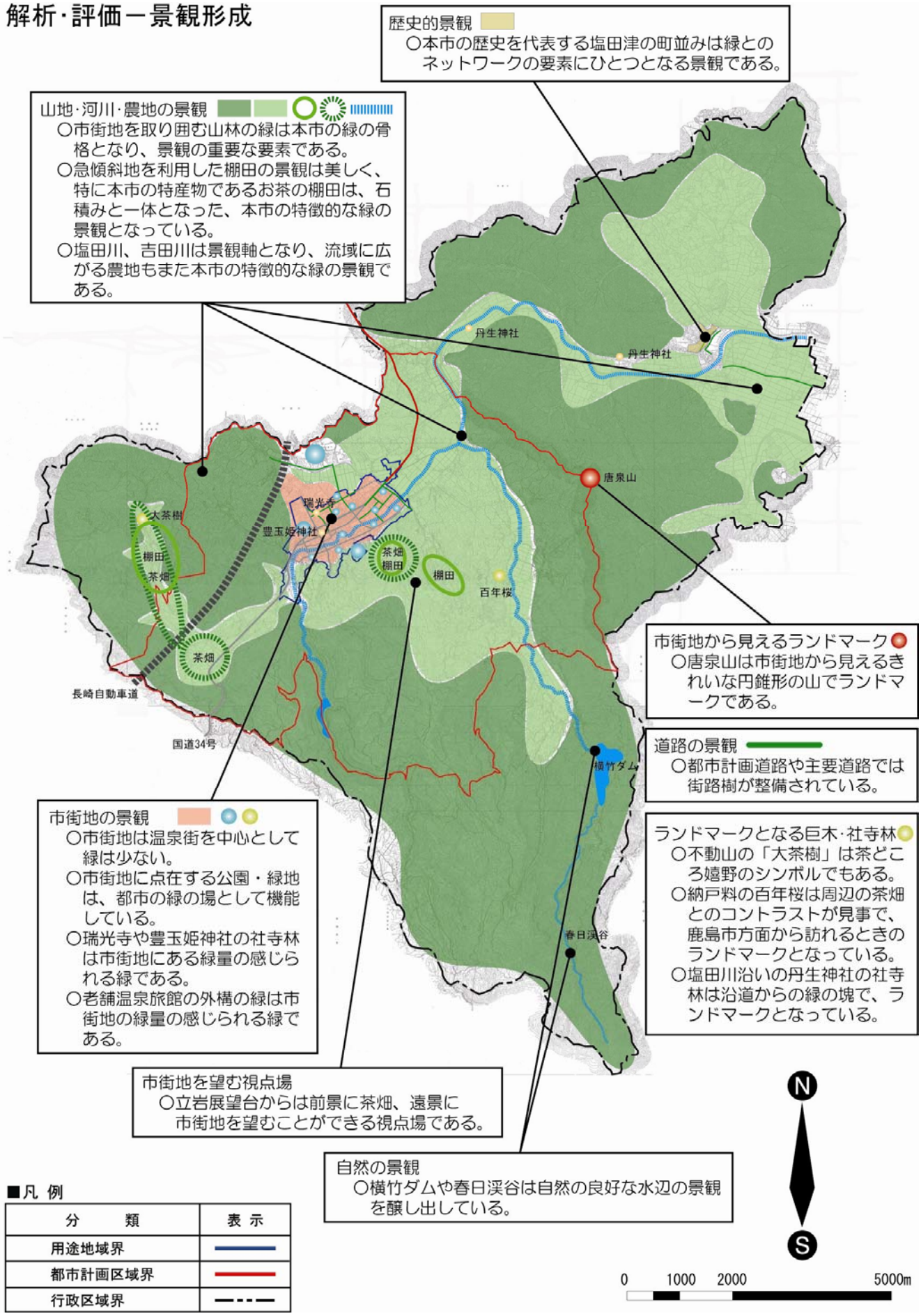
都市公園誘致距離
：街区公園（半径250m）
：近隣公園（半径500m）
：地区公園（半径1000m）

0　1000　2000　5000m

解析･評価－防 災


避難地となる都市公園・広場
○地区公園クラス以上の公園は、災害時の避難地・防災拠点として機能する場である。
避難地となる小中学校・高校
○災害時の避難地・防災拠点として機能する場である。
遊水池の機能を有する水田
○塩田川流域の水田は大雨時の塩田が氾濫した際の遊水池となり、防災上の重要な役割を担っている。
延焼遮断・バリアとなる河川
○特に市街地では火災等の延焼遮断として機能する。
防災機能を有する山林等
○中心市街地の背後にある急傾斜地で地すべり発生の危険があるとして指定された場所の山林等の緑は、防災上重要な役割を果たしている。
久間小
塩田工業高校
塩田小
塩田中
塩田川
大草野小学校
五町田小
嬉野中
嬉野高校
嬉野小
吉田川
吉田小
吉田中
長崎自動車道
国道34号
大野原中・小
N
S
0
1000
2000
5000m
■凡 例
分 類
表 示
用途地域界
都市計画区域界
行政区域界
急傾斜地法による急傾斜崩壊危険区域
急傾斜地法による土石流危険渓流
急傾斜地法による地すべり発生危険区域

解析･評価－景観形成



■凡 例

分　　類	表 示
用途地域界	
都市計画区域界	
行政区域界	

■評価できる代表的な緑－環境保全■

○市街地を取り囲む緑の骨格を形成する山林



○茶畑等の斜面緑地



○生物の良好な生息環境になっている塩田川



○岩屋川内川で見られるホタル



○田園風景



○歴史を感じる緑豊かな社寺林（瑞光寺）



○歴史を感じる緑豊かな社寺林（丹生神社）



■評価できる代表的な緑－レクリエーション■

○広域圏におけるレクリエーションの場 （嬉野総合運動公園）	○広域圏におけるレクリエーションの場 （広川原キャンプ場）
	
○日常圏におけるレクリエーションの場 （和泉式部公園）	○自然とのふれあいができる場（轟の滝公園）
	
○自然とのふれあいができる場（横竹ダム）	○自然とのふれあいができる場（遊歩道）
	
○日常圏におけるレクリエーションの場 （街区公園･近隣公園等）	○日常圏におけるレクリエーションの場 （イカダ記念公園）
	

■評価できる代表的な緑－防災■

○延焼遮断となる塩田川	○遊水池となっている広場
	
○遊水機能を有する水田	○避難地となる学校（轟小学校）
	
○避難地となる公園（轟の滝公園）	○避難地となる広場（北部公園）
	

■評価できる代表的な緑ー景観形成■

○市街地を取り囲む山林（視点場となる立岩展望台からの風景）



○塩田町の広がりのある田園風景



○ランドマークとなる唐泉山と自然豊かな塩田川



○石積みと緑の美しい棚田風景



○伝建地区に指定された塩田津の町並み



○市街地内の良好な緑（豊玉姫神社の社寺林）



○市街地内の良好な緑（旅館の外構）



3－2 緑の課題

●本市の特色である山林･川･農地の緑の保全

○市街地を取り囲む山並みや山林は、本市の特徴的な景観を形成している。景観を保全するためにも森林の保全が必要であるが、林業施策によって進められてきた針葉樹の植林も、後継者不足等による問題で、維持管理も困難な状況となっている。

○山林は針葉樹の植林等によって、四季の彩が感じられない単調な景観を形成しており、観光を基幹産業とする本市としてのまちづくりにおいて、緑のあり方の転換を図る時期に来ている。

○市域を横断する塩田川は、市街地では温泉街の旅館街と一体となった市街地の景観を持ち、市街地を抜けると流域に広がる水田と一体となり、本市の景観の重要な要素となっている。轟の滝公園は、この川を利用した親水性のある公園であり、水辺環境も含め保全する必要がある。

○田園風景はふるさとの原風景であり、貴重な緑でもあるので保全する必要がある。また、環境保全や防災面においても、重要な役割を果たす緑である。

○山林や川、農地は人だけでなく自然生物にも必要な緑である。本市では塩田川の上流や支流の吉田川で、ゲンジボタルの生息が確認されている。こうした野生動植物との共生のためにも、山林や川、農地の緑は保全する必要がある。

○これらの緑を保全するためには、ただ守るということだけでなく、人の手で良好な状態に育て守ることが重要である。

●歴史のある緑の保全･活用



○嬉野温泉街の近くにある瑞光寺の山門前にあるクスノキは、推定樹齢 800 年といわれ、境内の周りの木々とともに、市街地の緑を演出している。また、百年桜や天然記念物でもある大茶樹はふるさとのシンボルであり、ランドマークともなる。こうした歴史のある緑は、保全とともに活用することも必要である。

○本市には歴史的建造物や天然記念物など、数多くの歴史資源が分布している。ふるさとの歴史を継承するためにも、保全･活用することが必要である。

●災害に寄与する緑の確保

○本市にある都市公園やその他の公園緑地は、災害時の避難地となりうるところである。新規で整備する公園･広場は、全体のバランスを考慮し配置することが必要である。

○本市には、急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険区域、地すべり発生危険区域に指定される危険な場所がある。こうした斜面地の耕作物の緑は、良好な地盤を保つためにも重要であり、保全する必要がある。

●市街地の緑の確保と創出

○市街地の緑の中で、老舗温泉旅館の外構などは、良好な景観でもあり、緑量感も感じられる。

○本市の中心市街地は観光地でもあり、多くの観光客が訪れるところである。現況は雑然としており、視界に感じる緑はほとんどなく、緑化できるスペースもない状況である。面的な緑地の確保は難しいが、ポイント的な緑（鉢植えやプランターなど）を住民の協力を仰ぎながら検討する必要がある。



■温泉旅館の外構の緑■

●市民のくらしに身近な緑の充実

○都市公園やその他の公園・緑地については、少子化や高齢化といった社会情勢も考慮し、既存公園のリニューアルを検討が必要である。

○現在の都市公園の配置については、やや偏った配置となっている。今後は防災面からも、地域バランスに配慮することが必要である。

○社寺林や里山、ため池などのまとまった緑は、普段とくに意識することなく目にする緑であるが、身近な緑として保全に努める必要がある。

○公共公益施設は、地域のシンボルとなるので、緑化のモデルとなるように整備することが望ましい。



■嬉野市コミュニティーセンター■

●緑のまちづくりの促進

○「22 世紀アジアの森」での緑化活動や、企業や市民での身近な緑化活動は、緑豊かなまちをつくり、市民の健やかな生活につながる。市民や企業が主体的に、緑のまちづくりができるような道筋を示すことも必要である。

○現在行われている諸活動を緑のまちづくり全般に広げるために、ボランティア活動などの支援、情報提供、緑の環境教育に取り組む必要がある。

3－3 市民アンケートの結果

平成 21 年 10 月に「嬉野市の都市･緑のあり方について」の市民アンケート調査を行った。この中で、市民の「緑」に対する印象、考え方を問う設問について抜粋し、調査結果をまとめてみると、以下のような市民の緑に対する意識と緑化活動などの行動意識がうかがえる。

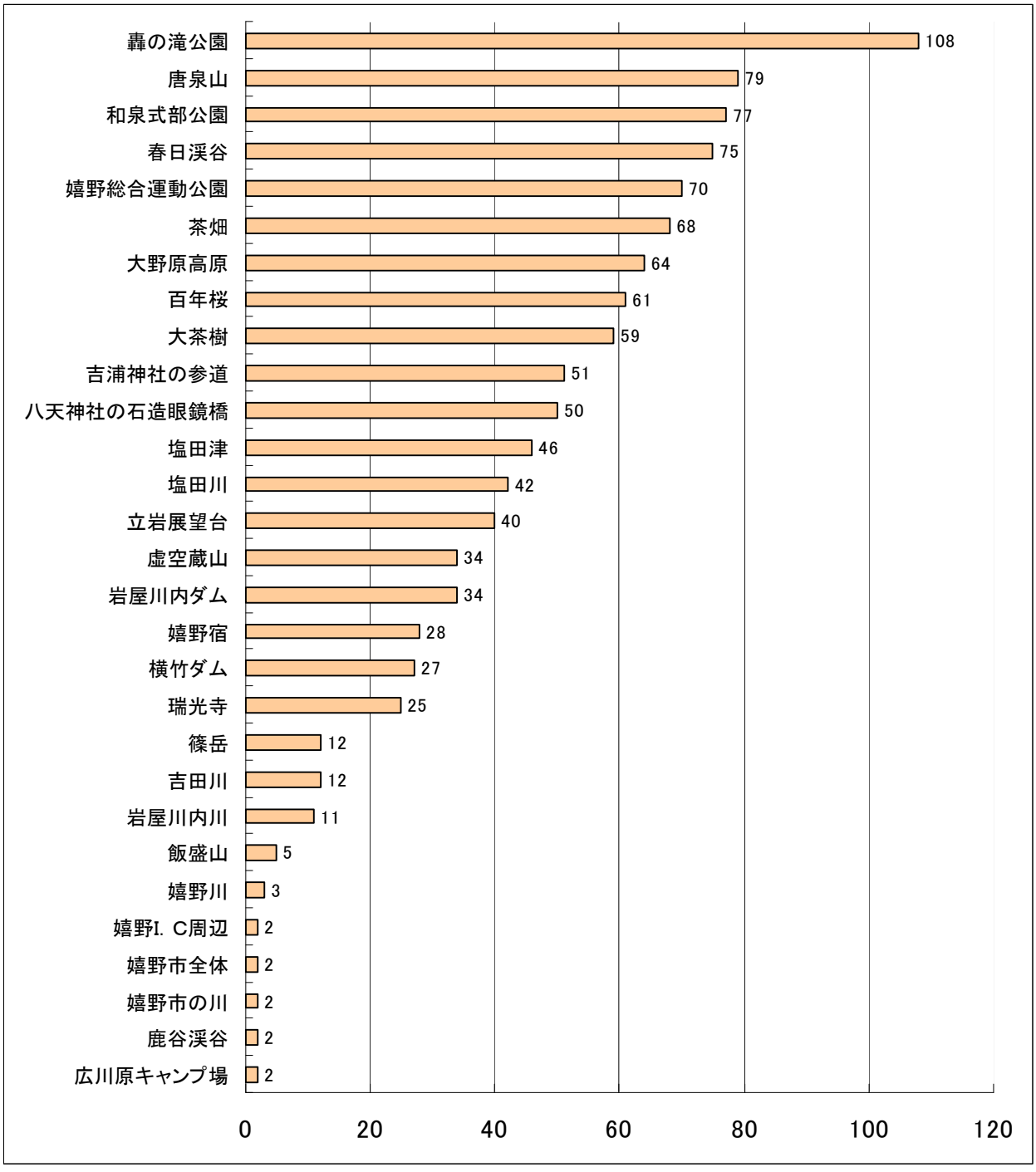
なお、このアンケート調査は高校生以上の市民を無作為に抽出し行ったもので、以下の結果は配布数 2500 人に対し、回収 702 人分のデータについてまとめたものである。

●市内の緑について（山、草原、田、川･湖等）：将来に残したい緑･場所

【設問】環境保全やレクリエーション、景観、防災などに重要な役割を果たしている市内の緑や水辺等についてお聞きします。

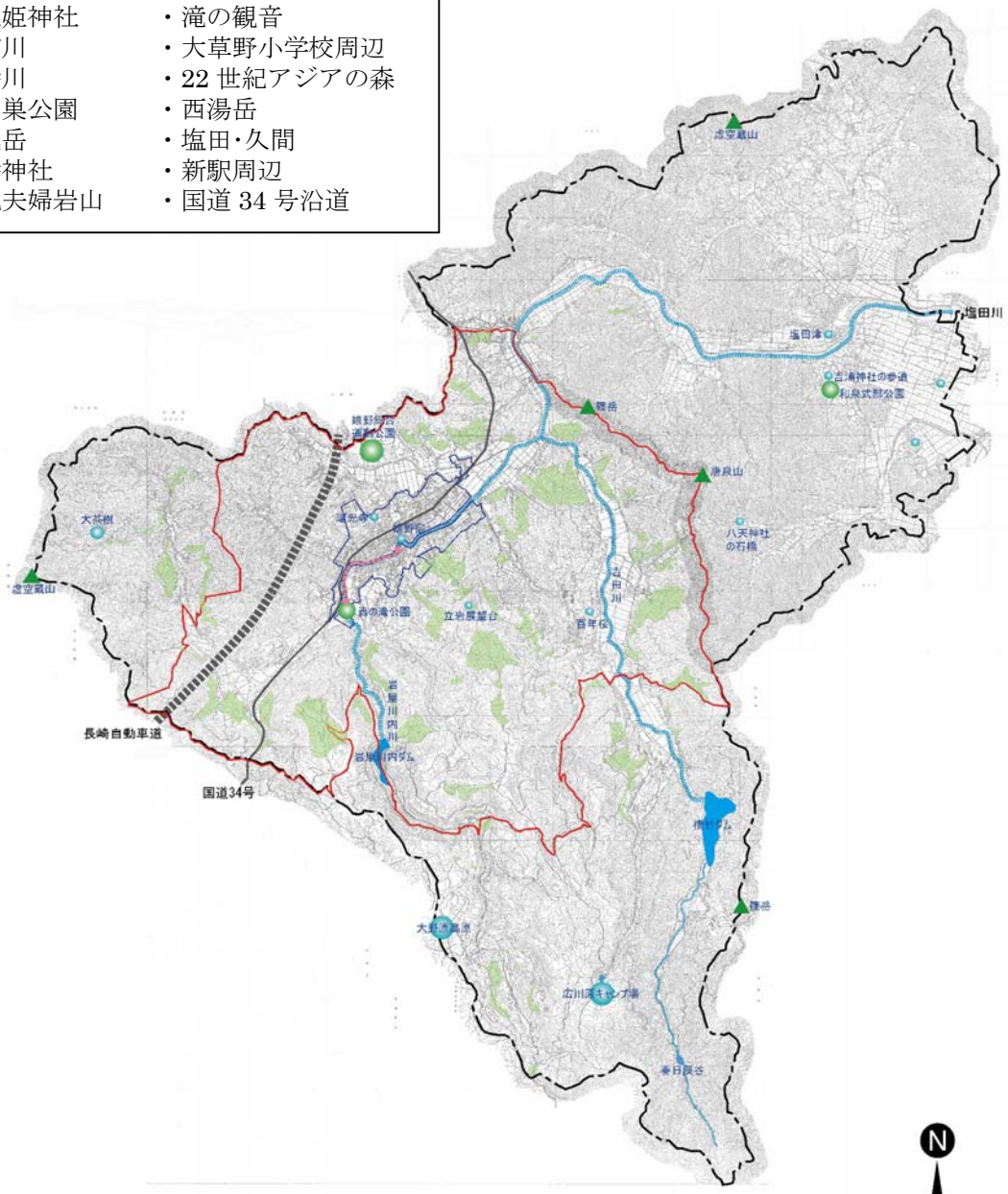
① 将来に向けて残したいと思う嬉野市内の緑（山、草原、田、川、湖など）について、概ねの場所を図に示し、その場所と理由を簡単にご記入ください。（複数回答可）

市民のレクリエーションや憩いの場である轟の滝公園、和泉式部公園、嬉野総合運動公園が上位に挙げられ、唐泉山、塩田川をはじめとする河川、茶畑、高原、シンボルツリーである大茶樹、百年桜などの自然の緑が将来残したい緑として挙げられている。



【1 件以下の少数意見】

- 北部公園
- 豊玉姫神社
- 吉浦川
- 八幡川
- 鷹ノ巣公園
- 国見岳
- 八幡神社
- 権現夫婦岩山
- 尊立寺
- 滝の観音
- 大草野小学校周辺
- 22 世紀アジアの森
- 西湯岳
- 塩田･久間
- 新駅周辺
- 国道 34 号沿道



■凡 例

分　類	表 示
用途地域界	
都市計画区域界	
行政区域界	

茶 畑

レクリエーションや憩いの場となる公園、自然を感じることのできる山や川、本市を代表する茶畑などを将来に残したいと思う気持ちは、市民が郷土に愛着を持ち、美しい自然を大事だと感じていることがうかがえる。

●緑化に関するボランティア･緑化活動について：参加状況･参加への意識

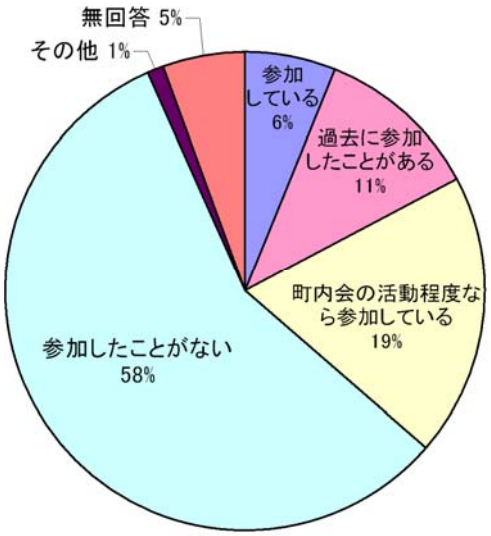
【設問】緑化に関するボランティア･市民活動についてお聞きします。

① 緑化に関するボランティア･市民活動の団体に参加されたことがありますか。

② それはどのような活動でしたか。内容などを簡潔にご記入ください。

③ 今後、公園や道路･河川等の植栽管理や清掃活動、里山を守るボランティア活動があれば参加しても良いと思いますか。

■参加状況■

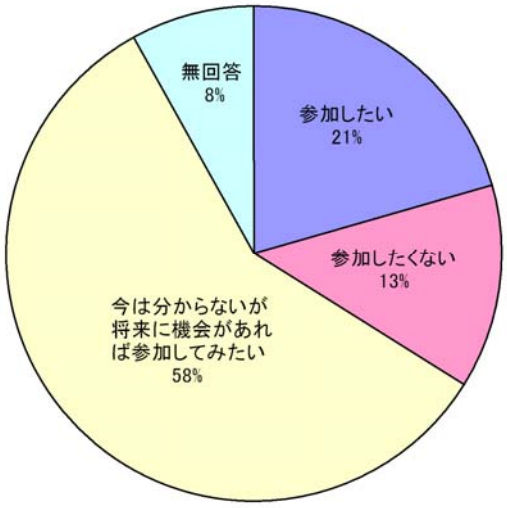


現在は、緑化活動への参加状況は市民の約６割の人が参加したことがなく、緑化活動に対してあまり積極的とはいえない状況

【参加した緑化活動の内容】

- 花壇づくり
- 地域の清掃活動
  （川・道路などのゴミ拾い･空き缶拾い）
- 山の植林・山の下払い
- 神社の清掃（落ち葉の清掃など）

■参加への意識■



市民の８割程度の人たちが、何らかのかたちで緑化活動に参加したいという興味がある。

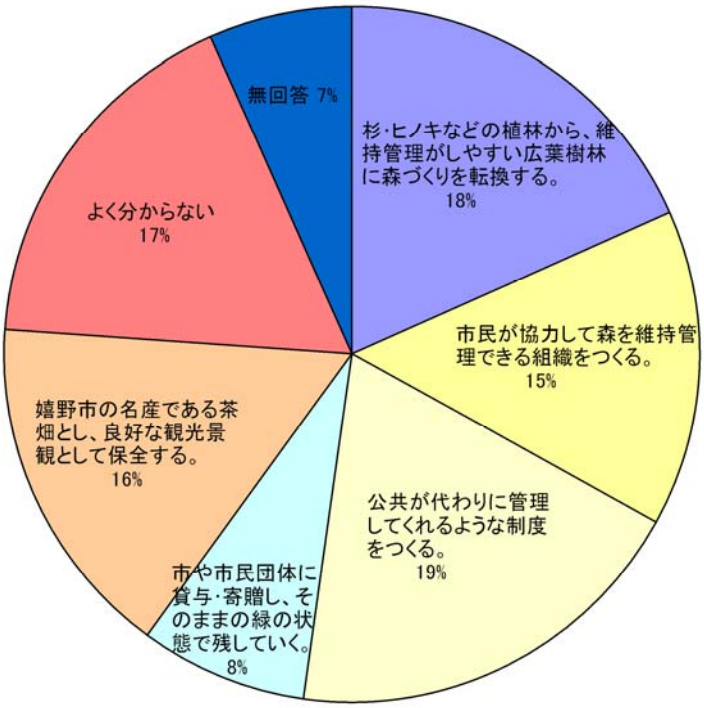
緑化活動への参加は必要だと感じながらも、どんな緑化活動が行われているのか、どんなことができるのかがわからないため、参加できていない状況がうかがえる。

●市内の山林について：保全・活用の取組みについての意識

【設問】山林の緑の維持・管理のありかたについてお聞きします。

① 山林の緑については、担い手不足などによって維持・管理が難しくなっていますが、これらを良好な状態で将来に残していくための取組みとして、あなたのお考えに最も近いものを１つだけ選んでください。

② その他のご意見がございましたら、具体的にお書きください。



どの意見も 1.5～2 割程度で、様々な意見がある。

【その他の意見】

・個人の持ちものなので意見は言えない
・担い手不足なことが何よりも問題である
・ボランティア組織があるとよい
・NPO の設立
・山の管理は危険が伴うので、ボランティアでは難しいのでは･･･
・紅葉樹、落葉樹を植樹し、温泉とあわせ観光地を演出したい
・災害の危険がないようにしてほしい
・現在の環境を壊さないでほしい
・イノシシが多く、管理ができない
・官民一体となって協力することが必要

など･･･

担い手不足となっている状況は否めず、所有者にいたっても様々な状況にあるため、維持・管理が充分に行えない状況である。これらの状況を改善するためには、官民が一体となった管理、運営が必要と考えられ、また、NPO 法人やボランティアの協力も必要と感じられていることがうかがえる。

第4章
基本方針と緑の将来像



鷹ノ巣公園のクスノキ

第4章　基本方針と緑の将来像

4－1　緑の基本理念

上位計画や市民アンケート、現在の嬉野市の緑の状況、将来本市の緑に期待される役割を考慮し、本計画における基本理念を以下のように設定する。

お茶と温泉と街道宿、豊かな緑と田園風景、母なる塩田川に抱かれ
四季の彩りに包まれて みんながほっとするまち、うれしの

“四季の彩り”・・・○周辺の山々を市民と協力して広葉樹の森へと転換し、裾野の茶畑、塩田川、水田や畑の農地などと一体となった自然環境の季節ごとに(色の)移り変わる様子
○市民や各団体の緑化活動による、花壇などの彩りの様子
“みんな”・・・ 市民は当然のことながら、温泉や観光地を訪れる観光客もみんな
“ほっと”・・・ 観光客が温泉でくつろぐように、誰もが癒しやくつろぎを感じる様子

本市は嬉野温泉や、長崎街道の宿場町として栄えた塩田津など、自然と歴史文化の資源を生かした西九州でも有数の観光地である。しかし、近年の観光客数は減少傾向にあり、本市としてもこうした観光資源の整備や景観整備など、周辺環境整備の推進を目指しているところである。これらの観光資源が有効に活用されるためにも、周辺の自然環境は良好な状態に保つことが重要であるが、周辺の山々はスギ等の二次林がほとんどで深い緑色となっており、明るい季節感が感じられるような自然ではなく、せっかくの自然が有効に活かされていない。今後は市民の協力を得ながら広葉樹等の季節の彩りが感じられるような樹木を植林するなどの森づくりを行い、明るい緑の自然と共に嬉野市を訪れる観光客を迎えたいものである。

また、これらの自然は、観光客へのもてなしとしてだけではなく、市民にとっても癒し、くつろぎの重要な要素であり、周辺を取り囲む山々、塩田川の水辺、川の周辺に広がる農地は、ふるさとの原風景である。こうした雄大で美しい自然を、次世代を担う子供たちへ現状以上の状態で継承していくことが重要であり、今の私たちの役割であると考えられる。

そのためには、市民一人ひとりが自然の緑や水辺に愛着をもち、自然を守り育てることが重要であり、緑化活動などに積極的に参加すること、参加できるような制度、活動を行うことが必要となる。

数年後に本市には、「新幹線嬉野温泉駅」も完成し、更なる観光地としての発展も期待されるところである。こうした状況を踏まえ、本計画においても自然環境の継承、新たな緑の創出といった点で、観光地としての整備の一端を担いたいものである。

4－2 緑の基本方針

基本理念に基づき、緑のまちづくりを進めるための基本方針を設定する。

嬉野のふるさとの原風景を後世に継承する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・守る緑

唐泉山を核とする豊かな山林や河川、嬉野の名産であるお茶の畑や農地など、生活に密着した緑や、嬉野ならではの美しい景観・自然環境を保全・継承する。

○ 本市の緑の骨格となる周辺の山々、中心に位置する唐泉山、山々の裾野に広がる茶畑、緑の軸となる塩田川、川の周辺に広がる農地など、市民が普段から身近に感じている自然や水辺、生産緑地の緑の維持、保全に努める。

○ 市域に点在する社寺林や古木は緑のランドマークとなっている。また、市街地における社寺林は、良好な生活環境を形成する核となる緑であることから、大切に保全する。

○ 多様な動植物の生息環境となっている自然度の高い緑は、法的な規制をかけるなど積極的に保全する。

緑の拠点の再整備とそれらを結ぶネットワークづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・創る緑

母なる塩田川と、長崎街道で結ばれた宿場町という強い絆を明確にすると同時に、公園や観光拠点の利用促進を図るための緑のネットワークを形成する。

○ 「新幹線嬉野温泉駅」は本市の新たな玄関口であり、新たな緑の拠点としての計画が検討されている。観光客へのもてなしの緑となるような駅前広場の整備、駅から観光拠点を結ぶ街路樹の整備など、新たな緑の拠点・緑のネットワークの創出を図る。

○ 公園や広場が不足している地域や老朽化した公園施設については整備、リニューアルを計画的に行うと同時に、現在ある公園や広場へのアクセス改善や利便性の向上を図る。

○ 防災の点からも、避難地となる公園・広場の適正な配置、連携を図る。

○ 現在の塩田川沿いの「さくらロード」のような、塩田川を活かした緑の拠点間をつなぐネットワークの形成を図る。

みんなが協力して取り組む緑の育成基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・育てる緑

歓声が聞こえるまちづくりの一環として、市民と行政・企業が協力して取り組む、緑の育成基盤づくりを推進する。

○ これからの公園整備や維持管理においては、地域住民の協力が不可欠であり、計画段階からの「住民参加」や地域の組織づくりを進める。

○ 現在でもいくつかの市民団体による緑化活動が行われているが、これらをさらに拡大・発展させ、市民と行政・企業とが協力し、緑の維持管理や緑化活動を積極的に進めることが出来る環境づくりを行う。

（例：まちに彩りを与える「花いっぱい運動」をさらに推進する）

○ 観光客や来訪者も気軽に参加でき、楽しめるような緑化イベント等の開催。

魅力ある緑への転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・活性化につながる緑

まちの生活環境の向上のためだけでなく、観光都市嬉野として、ワンランク上の活性化につながる、魅力ある"もてなし"の緑づくりに取り組む。

○ まちの景観や環境を形成する山林の緑を、針葉樹から広葉樹へ転換を進め、彩りのある良好な環境の住みたくなるまちに変えるだけでなく、来訪者がまた訪れたくなるような“もてなし”の緑の環境を有するまちに変える。

○ 市街地には本市の代表的な観光資源である温泉や宿場町があり、これらの魅力向上を図るための緑化や緑の保全を行う。

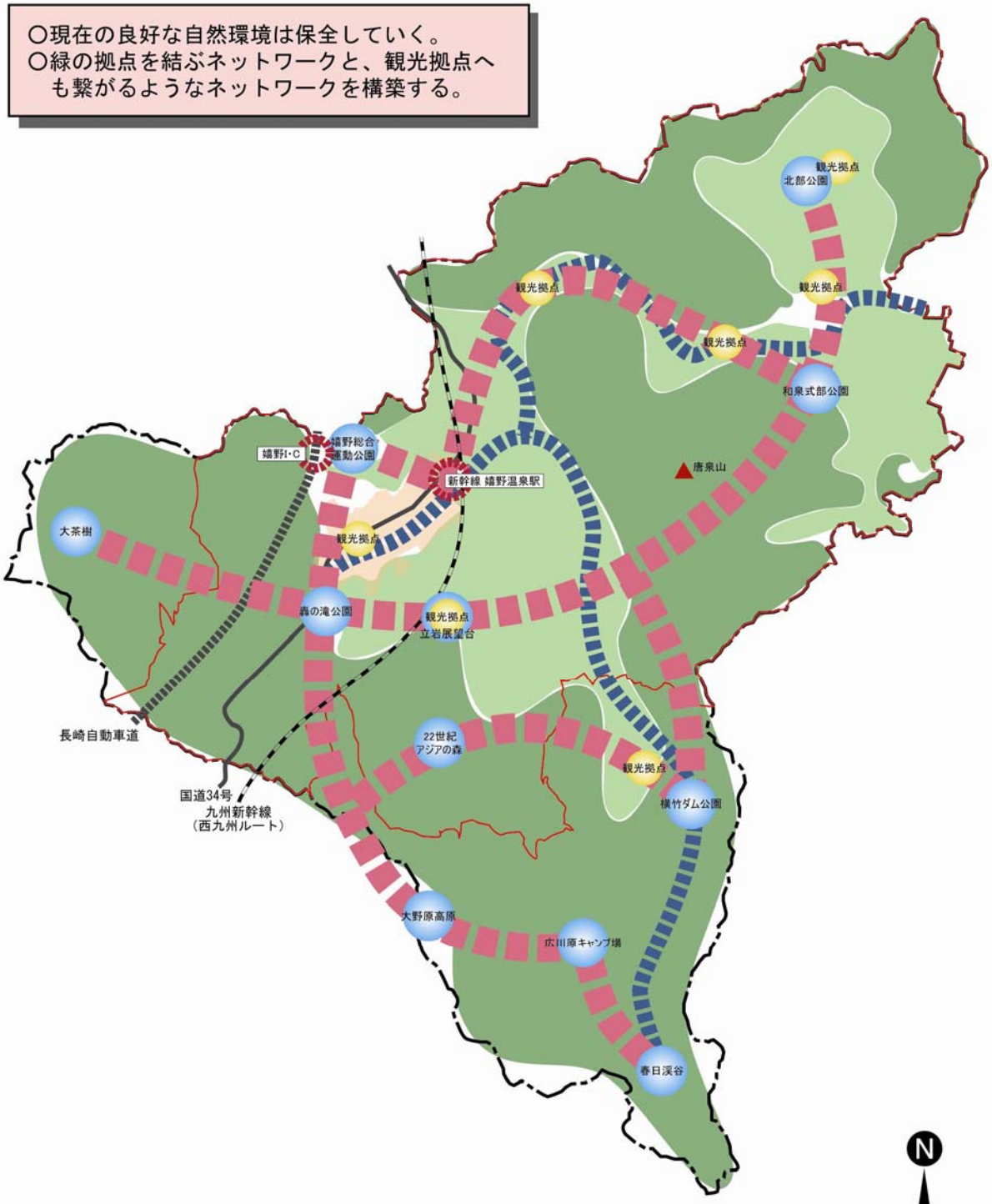
○ 市街地景観や住環境を向上させるために、公共施設の積極的な緑化だけでなく、民有地の緑化推進対策を積極的に検討していく。

（参考）常緑樹と広葉樹の機能比較

	針葉樹	広葉樹
長所	・広葉樹に比べて成長が早く、市場に供給しやすい。 （注：林業は国際競争力を失い、建材用だけでは採算性がとれなくなり、植林地の放置が目立つようになってきている。） ・二酸化炭素の吸収が、広葉樹より多い。	・基本的に枝打ちなどの作業が不要で、伐採後も根は生きていてそこから再生するなど、維持管理に手間がかからない。 ・根が深く入り、落ち葉は保水性があり、水源涵養や防災効果が高い。 ・成長は遅いが、欧米ではハードウッドと呼ばれ家具などに加工され、人気が高い。 ・林相が豊かになり、多様な生物の生息環境となる。 ・レクリエーション活動に適した環境になる。 ・花・新緑・紅葉など、四季の変化があり、景観的に良くなる。
短所	・枝打ちの他、植林時の法面保護対策や、喰害対策などの維持管理に手間がかかる。 ・伐採した場合、自然再生はしないので植林をしなければならない。 ・根が浅く、落ち葉は保水性が無いため、防災のために砂防ダムなどの建造も必要となる。 ・花粉の飛散が多い。 ・植林された単一樹種の森は、生物の多様性が無い。 ・四季の変化に乏しく、単調な景観となる。	・成長に時間がかかる。（伐採までのサイクルが針葉樹と比較して約2倍（80～100年）） ・常緑広葉樹ばかりになると森が暗くなり、多様な生物の生息を妨げる。

4-3 緑の将来像

○現在の良好な自然環境は保全していく。
○緑の拠点を結ぶネットワークと、観光拠点へも繋がるようなネットワークを構築する。



■凡 例

分　　類	表 示
用途地域界	
都市計画区域界（将来計画）	
行政区域界	

：緑の拠点
：観光の拠点
：緑のネットワーク
：水のネットワーク

4－4 計画目標の設定

現在の公園緑地の整備状況、公共施設や民間施設の緑化状況を踏まえ、旧嬉野町の「緑の基本計画」（平成 15 年策定）や将来人口の推計と照らし合わせた計画の指標として、数値目標を設定する。

これらの目標値をクリアしていくことで、本市の緑が守られ、緑豊かなまちとなり、延いては地球環境レベルでの CO_2 の削減にも繋がる結果となる。

(1) 緑地の目標

○ 市街地(用途地域)における緑地率の目標 ： 8%
○ 都市計画区域における緑地率の目標 ： 82%

緑地の目標水準は、下記のように平成 7 年 7 月の都市計画中央審議会答申等で、**将来市街地面積に対して概ね 30%以上**と示されている。

緑地の目標水準

将来市街地面積に対して概ね 30%以上
（平成 7 年 7 月の都市計画中央審議会答申等）

本市の市街化区域及び都市計画区域においては、平成 15 年に旧嬉野町で策定された「嬉野町 緑の基本計画」で緑地の確保目標とされた平成 22 年次（中間年次）の数値目標を、現況量と照らし合わせ、本計画の目標年次に整合するように設定することとする。

■現況緑地の面積■

		緑地面積 （ha）	区域全体面積(ha)
現況(平成 20 年)量	市街地(用途地域)	19.4	274.0
	都市計画区域	3,716.5	4,568.0

○ 市街地（用途地域）における現況緑地率　19.4÷ 274.0≒0.070 → 約 7%

市街化区域（用途地域）における本計画の緑地現況量は、平成 15 年時「嬉野町緑の基本計画」の中間年次（平成 22 年）の目標を下回る結果となっており、現在の市街地の状況を見ても、今後緑地が大きく増えるといったことは考え難い。

参考：(市街地に挟まれ・隣接する塩田川を市街地と連担する緑地空間としてとらえた場合の現況緑地面積は 19.7ha+12.8ha＝32.5ha となり、市街地面積に対する割合は 11.9%になる。その場合の将来市街地の緑地目標は 13%となる。)

■平成 15 年策定「嬉野町緑の基本計画」での緑地確保の目標■

年次 / 項目	2000 年(平成 12 年)	中間年次 2010 年(平成 22 年)	目標年次 2020 年(平成 32 年)
市街地に対する割合	22ha 約 8%	**26ha** **約 9%**	27ha 約 10%
都市計画区域に対する割合	3,381ha 約 73%	**3,393ha** **約 73%**	3,411ha 約 73%

将来、都市計画区域の拡大や用途地域の見直しによって、現在区画整理事業が進められている地区が用途地域に含まれることとなる。この地区には公園緑地も整備されるが、相対的な緑地の増加であるため目標値にはほとんど影響はないと考えられる。

従って、市街地内道路の街路樹や公共施設の外周緑化、街角広場整備や花壇設置等を出来る限り進め、緑豊かな環境づくりに努める。

なお、本計画における緑地の目標は、旧緑の基本計画での目標数値を見直して、平成 15 年策定時の当初のレベルに戻すこととし、**概ね 8%** を目標水準とする。

○ 都市計画区域における現況緑地率　　3,716.5ha÷4,568.0ha≒0.81 → 約 81%

本計画の緑地現況量では、民間施設緑地等を計量しており、前回より若干のプラス要素はあるものの、嬉野総合運動公園等の都市公園の整備等も緑地量の増加となり、平成 15 年時策定の「緑の基本計画」中間年次目標（平成 22 年）を大幅にクリアする結果となっている。

よって、本計画における緑地の目標は、現況量の確保と都市公園等の整備におけるプラス分程度とし、**概ね 82%** を目標水準とする。

(2)　公園緑地の整備目標

○ 市民一人当たりの公園面積　目標値　：　35 ㎡
○ 行政区域の公園面積　目標値　　：　91 ha（10%増）

公園緑地の目標水準は、下記のように平成 7 年 7 月の都市計画中央審議会答申等で、一人当たり面積 20 ㎡以上と示されている。

公園緑地の目標水準	**20 ㎡/人以上** **（平成 7 年 7 月の都市計画中央審議会答申等）**

市民の憩いの場、レクリエーションの場として利用されている公園緑地は、平成 20 年度末現在で、

○ 都市公園（都市計画区域）

19 ヶ所　A=58.7ha　市民一人当たり 33.8 ㎡（都市計画区域人口）＞ 20 ㎡

（58.7ha÷17,359 人＝33.8 ㎡/人）

○ その他の公園や農村公園も含めた公園（行政区域）

31 ヶ所　A=84.3ha　市民一人当たり 27.7 ㎡（総人口）＞ 20 ㎡

（84.3ha÷30,392 人＝27.7 ㎡/人）

となり目標水準を上回っている。

このほかにも小さなポケットパークや緑地も整備されており、身近な公園や広場は、新たに都市計画区域に編入する塩田地区以外は、ほぼ充実した状況となっている。

従って今後の公園整備は、塩田地区の都市計画区域編入に合わせて不足エリアに適宜新しい公園を整備するとともに、既存の公園や広場を改修・充実させて公園の利用増進を図っていく。

また、「都市計画区域内の老朽化した公園のリニューアル」、「嬉野総合運動公園や和泉式部公園等のシンボル的な公園の規模拡大・改修」、「塩田川沿いの緑道の整備・推進」して目標年次までに都市計画区域における市民一人当たりの面積と行政区域における市民一人当たりの面積が同じになるように、**市民一人当たり 35 ㎡**、公園緑地面積としては **A=91ha（10%）増**を目指すこととする。

■都市公園及びその他の公園も含めた公園整備の目標■

年次 ＼ 項目	現況 2005 年（平成 17 年）		中間年次 2020 年（平成 32 年）		目標年次 2030 年（平成 42 年）	
	全体面積	一人あたりの面積	全体面積	一人あたりの面積	全体面積	一人あたりの面積
都市公園（都市計画区域）	58.7ha	33.8 ㎡	84.5ha	31.4 ㎡	88.2ha	35.0 ㎡
その他の公園も含めた公園（行政区域）	84.3ha	27.7 ㎡	87.8ha	31.4 ㎡	**91.0ha**	**35.0 ㎡**

(3) 緑化の目標

〇公共施設の緑化

学校、公園、行政施設、文化施設などの公共施設は、現在でも施設内の緑化に努めてきており、今後もその継続と、さらには周辺の町並みとの調和や彩りに配慮した緑化を推進することとする。

また市域の都市計画道路や、新設される「新幹線嬉野温泉駅」やその周辺については、緑豊かな交通施設となるように努める。

〇民有地の緑化

民有地は個人財産であることや、スペースにも限りがあるため、一概に緑化を推進するとは言い難いが、生垣や接道部等の外側から見える部分の緑化などを重点的に促進する。

また、本市においては観光施設である温泉旅館やホテル等が市街地に集中しており、現在でも老舗旅館の外構は大木が育つなど、市街地内における緑量の感じられる空間となっている。これらの更なる拡充と、ホテル等は屋上緑化などの積極的な緑化を促進する。

〇市民参加による緑化推進

本市では、地域の中学生と各種団体とが連携した花を植える活動が行われている。このような活動がまちに広がり、行政、民間企業も支援し、本市が彩りのあるまちになることを目標とする。

第5章
緑の配置方針と配置計画

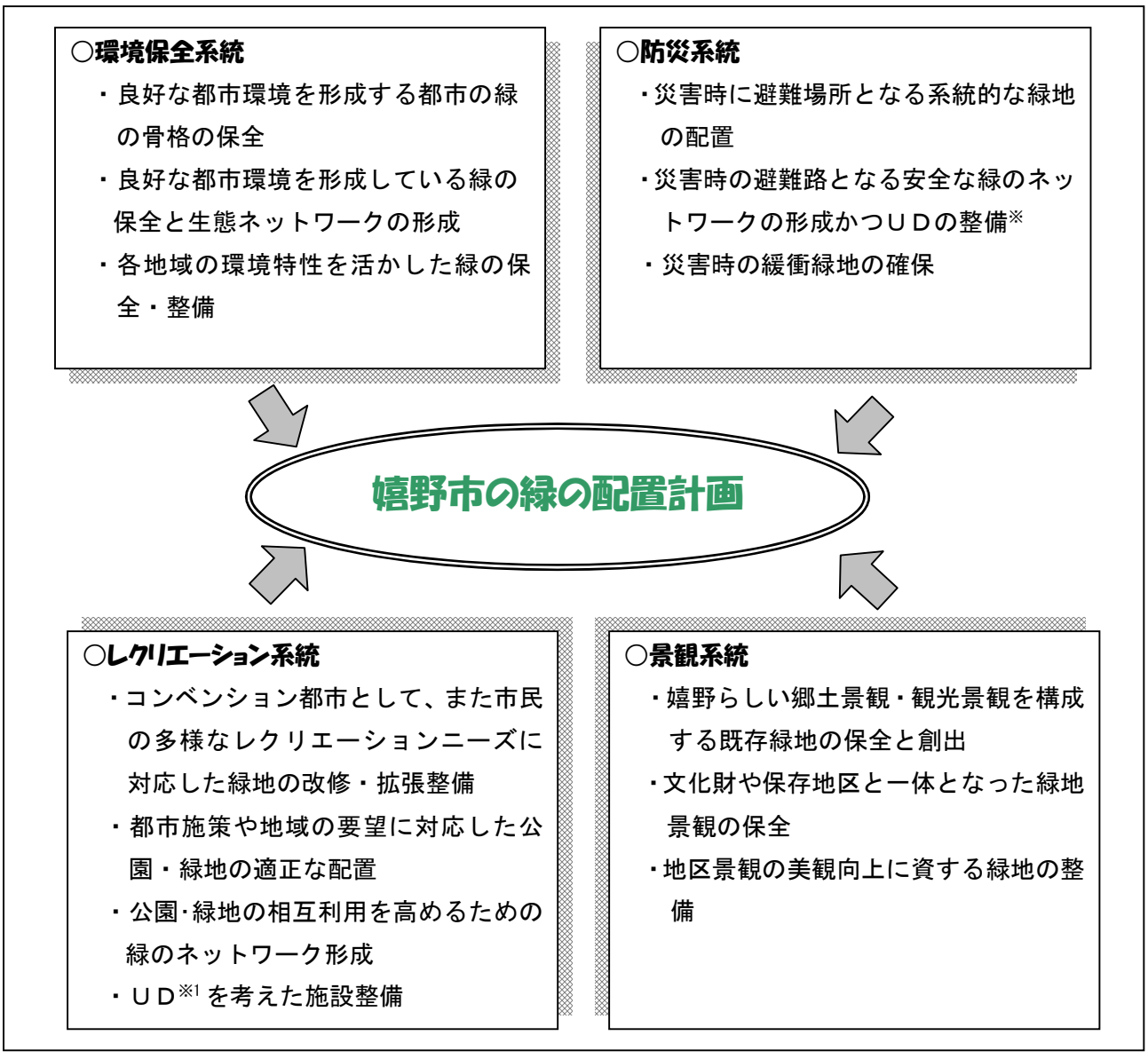


西念寺のクスノキ

第5章　緑の配置方針と配置計画

5－1　緑の配置方針

緑の配置における計画の策定方法として、第３章の系統別の解析･評価及び課題をもとに、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の４系統による緑の配置計画を作成する。



※1 ＵＤ（ユニバーサルデザイン）：誰もが利用しやすい施設等の整備

これらの４系統の緑の配置計画をベースにして、**都市計画区域の変更や用途地域の拡大などによる都市の発展動向**や**緑地の充足状況**を踏まえ、バランスの取れた総合的な緑地の配置と、目標年次までの緑化計画を行う。

5－2 系統別緑の配置計画

（1）環境保全系統における緑の配置計画

○ 都市の緑の骨格を形成する緑地の保全と創出

・ 塩田川や吉田川の水辺、市街地の周辺を囲む山々の森林、裾野や丘陵地に分布する茶畑、河川流域に広がる農地等は、良好な嬉野市の環境を形成する緑地であることから、できる限り現状のまま保全を図っていく。特に市域を西から東に横断する塩田川沿いは、嬉野市の都市軸であるだけでなく、緑の骨格・風の通り道として重要な機能を果たしている緑地でもあることから、優先的かつ積極的に保全検討を推進する。

・ また、塩田川と一体となった轟の滝公園等の環境的に優れた公園・緑地は、保全・改修して後世に引き継ぐ。

・ 生活環境保全林として指定されている嬉野総合運動公園や唐泉山、22 世紀アジアの森、また落葉広葉樹林が比較的まとまって分布する国見岳周辺の山林は、良好な自然環境が残っており、一部では林層改善等の環境整備活動も行なわれている。この４箇所を環境保全・創出拠点として明確に位置づけ、住民参加による広葉樹転換などの環境整備活動を推進し、徐々にではあるが良好な自然環境を市全域に浸透させる。

○ 良好な都市環境（自然環境）の形成と生態系ネットワークの形成

・ 嬉野市の市街地内外には、昆虫や鳥など自然とのふれあいができる公園や緑地、四季の彩が感じられる名勝、史跡等と一体となった歴史的風土を形成する自然度の高い緑地等が多く点在している。これらを保全して良好な都市環境を保持すると同時に、都市軸・緑地軸として位置づけられる塩田川沿いに塩田川の自然環境を活かした緑道を整備し、これらの良好な都市環境構成要素と有機的なネットワーク形成を図ることにより、生態系的にも繋がりのある都市環境の形成を図る。

・ 塩田川・吉田川の河川流域では、佐賀県が希少野生動植物種としている「カンラン」が確認されているほか、約 60 種類の野鳥、上流部ではゲンジボタルも確認されるなど、動植物の良好な生息空間となっている。この豊かな水と緑の水辺環境を、現状のまま保全すると同時に、都市域への生物の移動経路となる生態系ネットワークの形成を図る。

○ 地区の環境特性を活かした緑の保全・環境整備

嬉野市は西日本有数の温泉源と、宿場町・焼物・酒・紙スキ等の歴史・文化資産を有する観光都市である。

温泉宿や区画整理により宅地化が進んだ嬉野地区の市街地エリア（用途地域）内と、それ以外の農村エリア内では、緑地の保全・整備のあり方にも差がある。

《市街地エリア》

・ 新たな緑地の確保が難しい市街地エリアにおいては、地域の生活に密着した身近な緑である社寺林・河川・溜池周辺に残る緑地を保全するほか、老舗旅館の外構や庭園、レジャー施設などの民間施設緑地の保全施策を講ずるなど、現状の緑を残す方向を検討する。

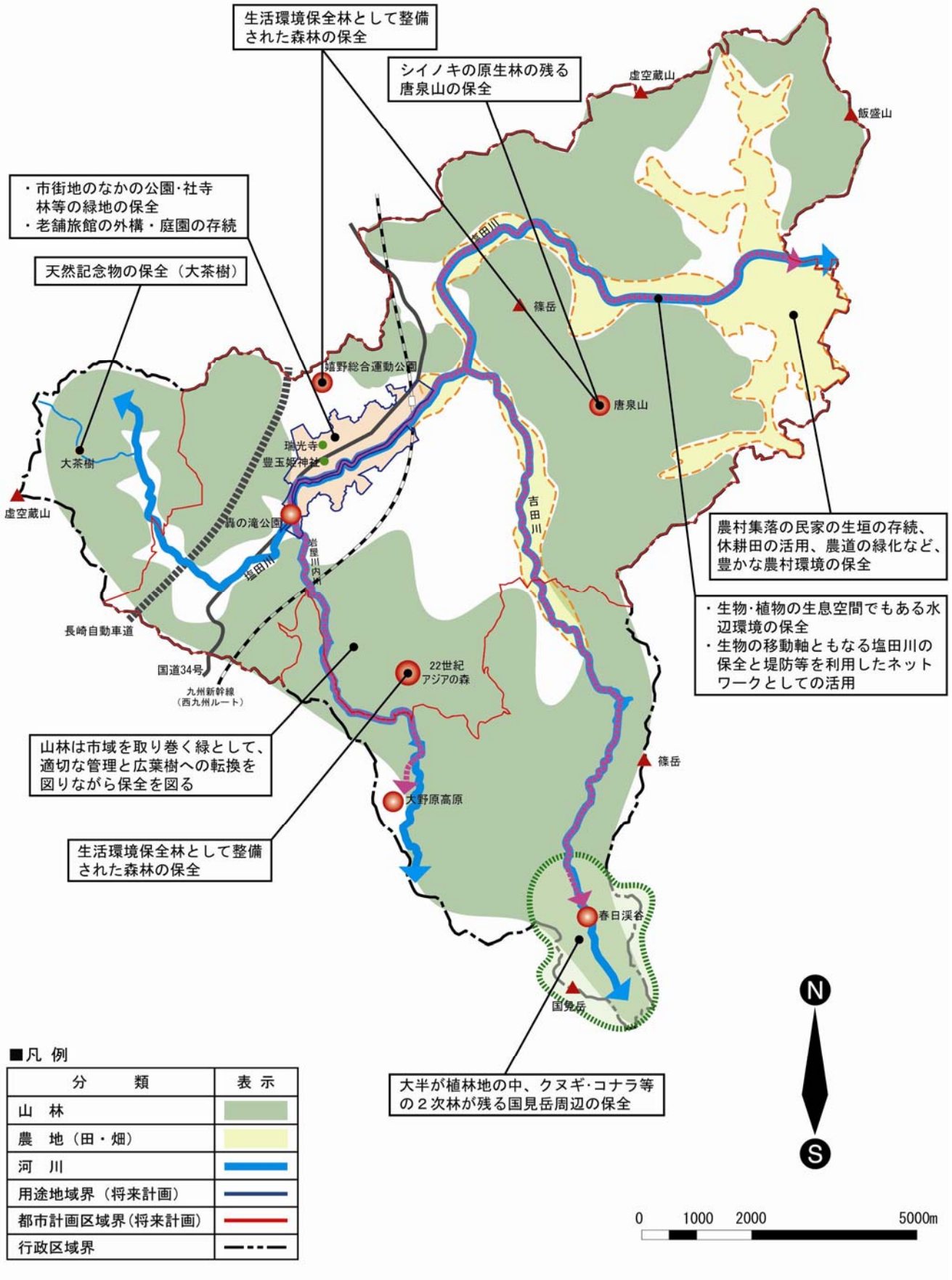
《農村エリア》

・ 分散型の集落形態で周辺に農地や山林が多い農村エリアにおいては、文化財や史跡と一体となった緑地が多く、これらの緑地の計画的な担保を図っていく。

また、現在でも比較的多く見られる集落内民家の生垣の維持、休耕田や農道を活かした緑化※2を進め、豊かな農村環境づくりを目指す。

※2：「農地・水・環境保全向上対策」や「生物多様性を重視した持続可能な農業への取組み」など。

緑の配置計画-環境保全系統



■凡 例

分　　類	表 示
山　林	
農　地（田・畑）	
河　川	
用途地域界（将来計画）	
都市計画区域界(将来計画)	
行政区域界	

（２）レクリエーション系統における緑の配置計画

○ 多様なレクリエーション需要に対応できる緑の配置

- 周辺都市のレクリエーション施設の配置バランスや連携を考慮し、嬉野市が目指す着地型観光都市の方向に合致した施設の充実を、都市基幹公園（嬉野総合運動公園、西公園、和泉式部公園、北部公園など）の改修・拡張整備等で対応していく。
- 健康への関心の高まり、高齢化社会への配慮、アンケート調査などで明確になった市民のニーズなどに対応した公園・緑地の適正配置、及び施設の老朽化に伴うリニューアルなども考慮し、計画的な緑の配置計画を立案する。
- 現況の轟の滝公園、イカダ記念公園、鷹ノ巣公園、温泉公園のように、河川やため池などの水面を活かした親水性の高い公園緑地の整備を推進する。
- 公園・緑地や緑道は、多様なレクリエーションニーズに対応できるように、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを基準にした施設整備を行なう。
- 温泉を活かした街角小広場の整備を推進する。

○ 公園･緑地等の相互連携

- 嬉野市内の主要な公園・緑地と、緑の骨格である塩田川沿いに整備する緑道とを、相互の利用促進が図れるようにネットワーク化することによって、嬉野市全体のレクリエーション体系の強化を図る。

  さらに観光都市としての魅力も合わせて高めるために、レクリエーションネットワークと観光拠点との相互連携も図る。

○ 都市の発展・地域特性をふまえた公園・緑地の整備

温泉宿や区画整理により宅地化が進んだ嬉野地区の市街地エリア（用途地域）内と、それ以外の農村エリア内では、公園・緑地の整備の仕方にも差ができる。

《市街地エリア》

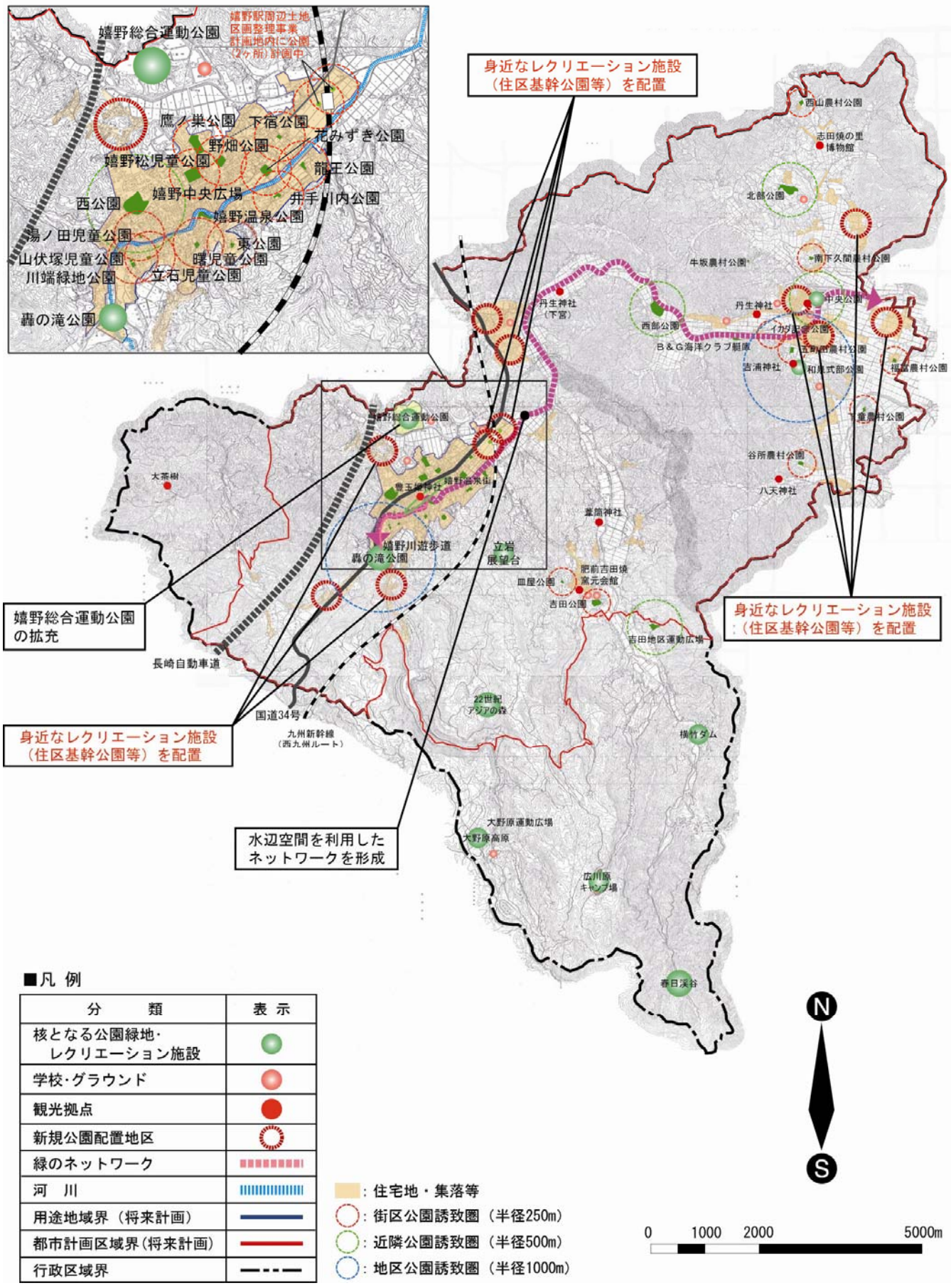
- 新たな公園・緑地の整備が難しい既成市街地エリアでは、空き地を利用したポケットパークの整備、街角のオープンスペースを利用した壁面緑化やフラワープランターの設置などにより、緑視率を高める工夫をする。

- 区画整理や新幹線駅整備予定地等の市街地拡大エリアは、その空間にふさわしい修景緑地や、開発基準に適合した住区基幹公園を整備する。

《農村エリア》

- 市街地以外のエリアにおいては、集落の発展動向や既存集落内の公園の配置バランスを考慮して、カントリーパークや街区公園相当の公園・広場を整備する。

緑の配置計画-レクリエーション系統



■凡 例

分　　類	表 示
核となる公園緑地・レクリエーション施設	
学校・グラウンド	
観光拠点	
新規公園配置地区	
緑のネットワーク	
河　川	
用途地域界（将来計画）	
都市計画区域界（将来計画）	
行政区域界	

：住宅地・集落等
：街区公園誘致圏（半径250m）
：近隣公園誘致圏（半径500m）
：地区公園誘致圏（半径1000m）

（３）防災系統における緑の配置計画

○ 災害時の安全性の確保に資する公園・緑地の配置

- 嬉野市の防災計画では公園･緑地は避難場所に指定されていない。公園緑地は一般的に下表のように避難地としての機能を有することから、本計画では避難場所として公園を下記のように位置づけ、防災機能の充実を図る。

  一次避難地（地区公園･近隣公園クラス）　：　和泉式部公園、北部公園、轟の滝公園、西公園（医療センター跡地を含む）

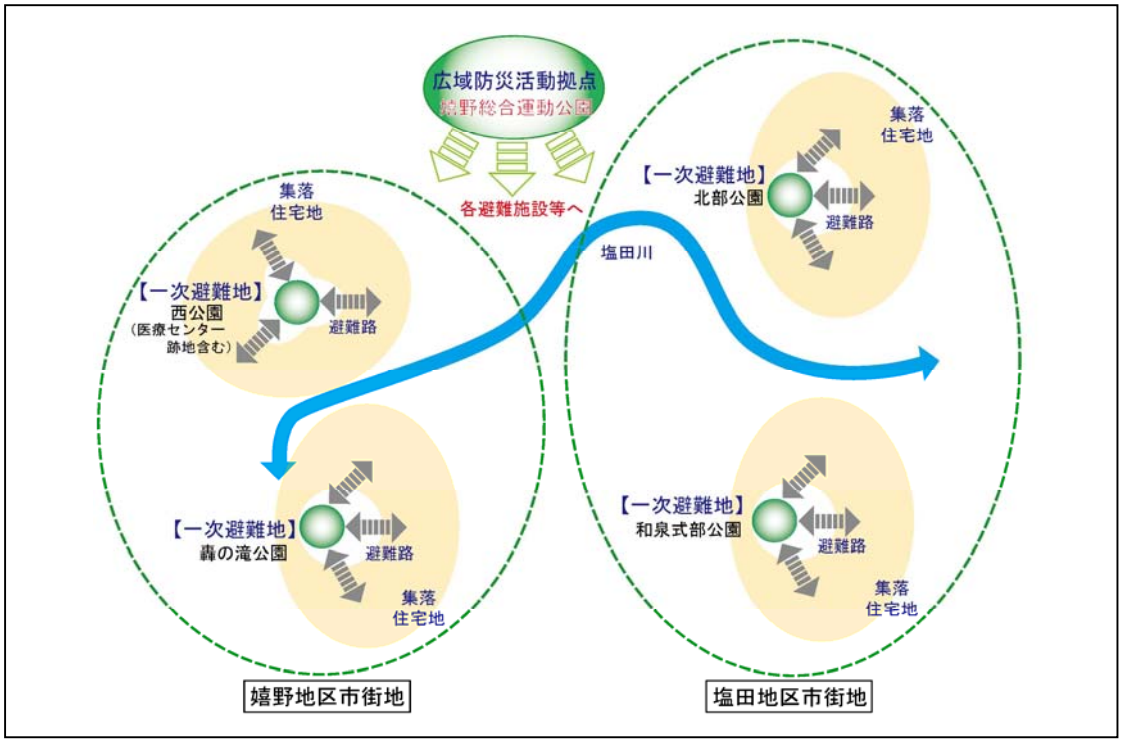
- 上記の公園から公共施設等の各指定避難場所へ、安全に避難するために、緑道や歩道等を可能な場所から順次整備する。
- なお、嬉野総合運動公園は、広域防災活動拠点として位置づける。

表【参考：防災系統に設定する公園の種類･役割･標準的種別】

種　　類		役　　割	標準的公園種別
避難地	広域避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生し広域的避難が必要になった場合、最終避難地となる都市公園	総合公園
	一次避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生し広域的避難が必要になった場合、最終避難地に至までの一時的避難地となる都市公園。広域的避難が必要でない場合は最終避難地、一時的避難生活の場となる。 また、スペースに余裕がある場合は物資の配給、非難生活者へのサービス提供の場となる。	地区公園 近隣公園 街区公園

資料：「緑の基本計画ハンドブック」より抜粋

■公園緑地における避難地･避難路■



○ 災害時の緩衝緑地となる緑の配置

・ 市街地周辺において、塩田川の広い空間は火災時における遮断・分断要素となり、延焼を防止する効果がある。
さらに延焼防止効果を高めるためには、防火樹木を河川に沿って植栽することにより延焼の防止がすくなくなるたることから、塩田川沿いに桜並木を植栽する。

なお、過去に市民は塩田川の氾濫により被害を受けており、塩田川を避難路として整備する場合は、被災時の水位や浸水範囲を十分配慮し、安全に誘導できる形で整備する。

○ 災害発生のおそれのある地区における取組み

・ 嬉野市周辺を取り囲む山林は、急傾斜や地すべり等の自然災害に対する注意が必要な緑地が多く、これらの丘陵地斜面林は開発を抑制して現状のまま保全する。

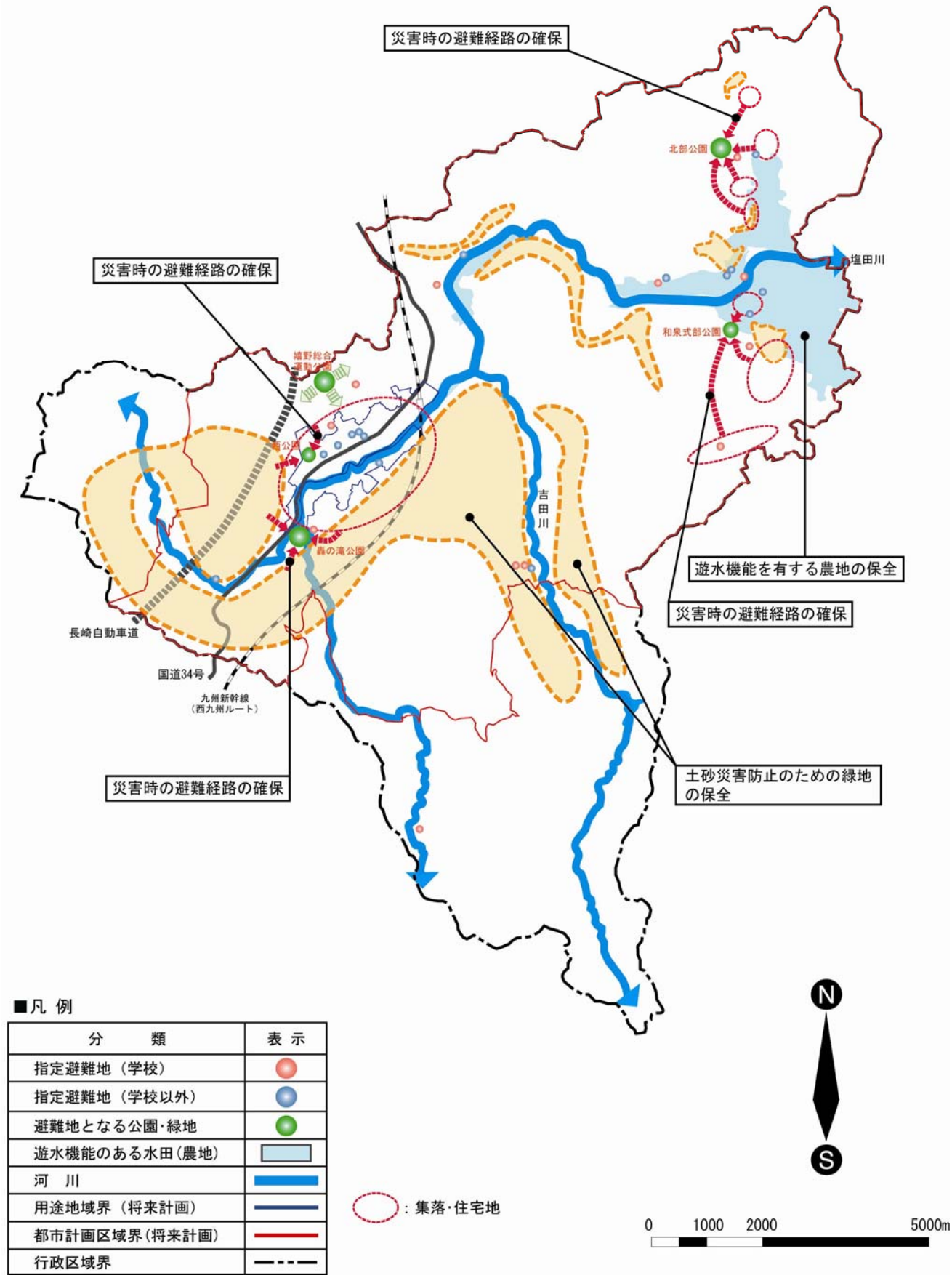
・ 河川の氾濫等による水害の危険のある地区において公園緑地を整備する場合は、遊水機能のある広場の設置や避難地となる高台の整備を可能な範囲で検討する。

近年、我が国においては、集中豪雨や地震・津波などの自然災害が頻繁かつ大規模に発生している。平成 23 年 3 月には、マグニチュード 9 と気象庁観測史上最大の東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波による東日本大震災が発生し、多数の人命や都市基盤が失われることとなった。

盆地の平野に発展してきた嬉野市では、海からの距離、断層の分布、過去の被災状況から判断すると、津波や地震に対しての危険性は少ないといえるが、「豪雨による浸水被害」、「急傾斜地の崩落や土砂災害」、「密集した市街地や旧集落の火災」などに対しては十分な被災対策を検討しておく必要がある。

そのために、既に設定されている公民館や校舎等の建築系の避難施設だけではなく、地盤のしっかりした高台にあって、救援物資や復興資材等の配布基地・仮設住宅の建設場所としても利用できる公園緑地を、避難地として位置付ける意義は高い。

緑の配置計画－防災系統


災害時の避難経路の確保
北部公園
塩田川
災害時の避難経路の確保
和泉式部公園
嬉野総合運動公園
森の滝公園
吉田川
遊水機能を有する農地の保全
災害時の避難経路の確保
長崎自動車道
国道34号
九州新幹線
（西九州ルート）
災害時の避難経路の確保
土砂災害防止のための緑地の保全
■凡 例
分 類
表 示
指定避難地（学校）
指定避難地（学校以外）
避難地となる公園･緑地
遊水機能のある水田（農地）
河 川
用途地域界（将来計画）
都市計画区域界（将来計画）
行政区域界
：集落･住宅地
N
S
0
1000
2000
5000m

（４）景観系統における緑の配置計画

○ 嬉野らしい緑の郷土景観の保全と創出

- 市の西側に位置する嬉野地区は周囲が山林で囲まれた盆地の形態をなし、市街地はその緑豊かな山裾を流れる塩田川に沿って平野部に発展してきた。
- 市の東側に位置する塩田地区は虚空蔵山、唐泉山、飯盛山、篠岳という市を代表する山々に囲まれた狭小な谷合部分と、そこから広がる広大な農地エリアが特徴で、市街地は塩田川沿い及び田園地帯に形成されてきた。

嬉野地区（立岩展望台からの景観）

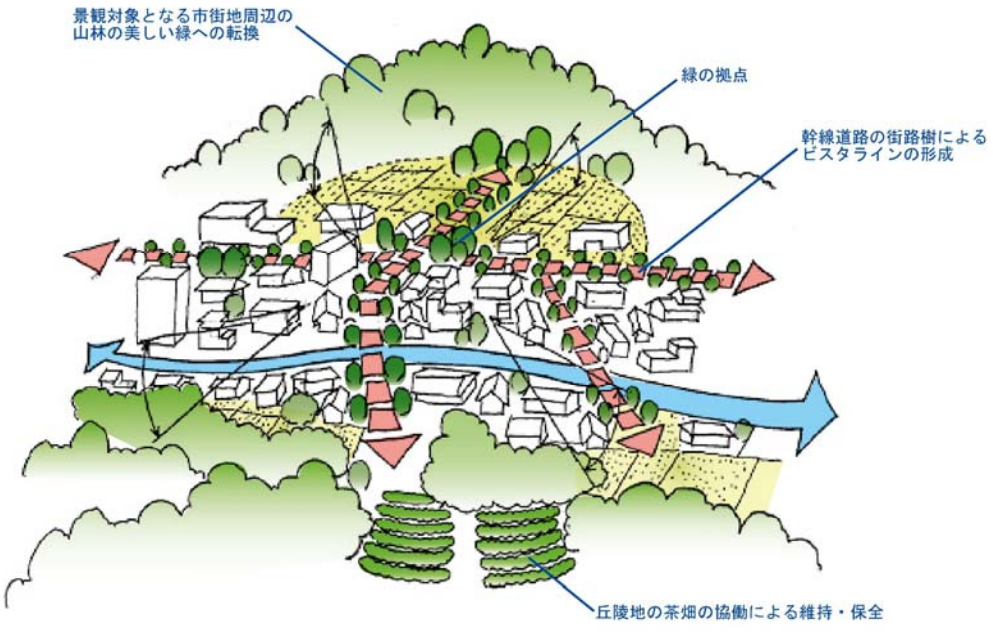


塩田地区（和泉式部公園の広場からの景観）



- 嬉野市の特性である、市街地を取り囲む豊かな山林は、市民との協働で守り育てていくと同時に広葉樹林化を進め、住んでいる市民の心が豊かになる緑の都市景観へ、また観光産業にとって有益な四季の移り変わりの楽しめる緑の景観へと転換を図ってゆく。
- 市街地においては新たな緑の拠点を創出し、主要幹線道路の歩道や塩田川沿いの遊歩道の緑化を推進して、市街地を取り囲む緑と市街地内の緑を結びつけ、景観軸となる緑のネットワーク創りを進めていく。

■周囲の山林と一体となる市街地の緑



■現在の景観ネットワークとなっている街路樹や塩田川





・ 嬉野市のお茶は、食品のブランドとしてだけでなく、茶畑として最も嬉野らしい特徴が感じられる緑の景観になっていることから、市民活動の積極的な支援や、各種助成制度の活用など保全対策を検討する。

またこの地域の丘陵地における農業としてずっと営まれ、周辺の山林と一体となり美しい風景を構成している棚田も、嬉野らしさが感じられる良好な農村景観であることから、同様に保全・維持対策を検討する。




・ 立岩展望台や和泉式部公園からは嬉野地区や塩田地区が眺望できる場所であり、これらの視点場の保全及び改修により充実を図る。

・ 肥前小富士とも呼ばれ、嬉野市のランドマークとなっている唐泉山の広葉樹林化を進め、良好なシンボル景観を保全する。




○ 街地内の魅力ある景観ポイントの保全及び良質な市街地景観への転換

嬉野地区は周辺を山々で囲まれているが、市街地が発展してきたのは周辺より低い塩田川沿いであり、２階建て以上の建物が密集している商店街周辺では南北方向の景観は視認できない。景観が視認できるのは、道路、池や河川、高台、建物などの撤去跡地や駐車場・公園緑地等のオープンスペースがある部分に限定される。周辺の山々の景観が認識できるポイントは、道路が一番多い。塩田地区も基本的には同じではあるが、嬉野地区に比べて高い建物が少なく、周辺の緑の山々が見渡せる。

嬉野地区市街地内の緑の景観ポイントは、以下のような場所などがあげられる。

○総合運動公園線の市役所周辺から見える南側の茶畑と山の緑景観



○病院通り線の南側から見える山々の景観



○国道 34 号線の東西進行方向から見える唐泉山等の山々の景観



○第七土地区画整理が行われた新市街地の近隣公園から見える南西側の茶畑景観



○旧本通り線（商店街）の一部から見える唐泉山等の東西方向の山々の景観



○第七土地区画整理が行われた新市街地の橋梁から見える唐泉山等の山々



〇塩田川沿いの温泉公園周辺の景観



〇嬉野医療センター付近のため池・街路樹・社寺林等の緑の景観



〇密集した商店街と、所々空間が開いているところ（通路・店舗駐車場・解体店舗部分）から見える、南側の背後の山の緑。





〇総合運動公園線と下宿大通り線の交差点コーナー部緑地の景観



〇商店街の中の休憩スポット



これらの景観ポイントで、質・量共に良好な緑は市民との協働で適切な維持管理をして保全に努める。

景観対象の山や河川が良好な借景となっているポイントでは、電線・看板・建物のファサードや色調等の景観を阻害する要素を改善すると同時に、街路樹植栽を周辺の山々まで延伸するなど、周辺の山の緑景観と市街地の緑景観が一体になるような、ビスタラインを活かした修景緑化を検討してゆく。

商店街については、空き地・空き家を休憩広場や庭園・駐車場などにうまく活用し、借景となる山の緑を取り込む。歩車道空間等はツリーサークルに植栽した樹木やプランター花壇、芝生駐車場等を整備することによって、来訪者が楽しく利用できる空間に転換を図ることが望まれる。

〇嬉野の伝統的建造物群保存地区や文化財周辺の緑景観の保全

・ 塩田地区の伝統的建造物群保存地区に指定された塩田津地区の樹林地は、建物群を引き立てる背景となっていることから風致地区などの保全施策を講ずる。





・ 市内に点在する有形文化財・天然記念物や、行事が行なわれる社寺林の背後の森は、地域の歴史風土を育んできた緑として法規制により保全する。

〇 地区の美観向上のための新たな緑の創設

・ 嬉野温泉駅整備エリアは、九州新幹線西九州ルートの開通における本市の新たな玄関口であることから、新たな嬉野市の顔として嬉野らしさが感じられる修景緑化を行なう。

・ 嬉野市の緑の骨格となっている塩田川については、さらに景観軸としての魅力を高めるために、レクリエーションの歩行者ネットワークの整備に合わせて、河川沿いに景観演出効果の高い桜並木を植栽する。

・ 近年、維持管理費の削減のために緑化は削減する方向にあるが、修景効果の高い緑の削減は観光都市としてのイメージダウンにつながることが予測される他、環境・レクリエーション・防災系統の緑のネットワークの連続性も確保できなくなるため、ネットワークを構成する幹線道路や緑道などについては、最低でも高木の並木植栽を行うこととする。

嬉野市では景観計画を策定しているが、まだ具体的なルール作りや規制地区を定めるまでには至っていない。

緑の基本計画で位置付けた、後世に残すべき良好な緑の景観資源や歴史文化資産の保全、周辺の緑景観と調和のとれたまちづくりを今後継続して推進し、嬉野らしい良好な景観形成を図る必要がある。特に「市の中心部である温泉街」や、「塩田津地区」、「新幹線駅周辺エリア」については、地元の方々が中心となって必要なルール（地区景観基本計画及び地区景観形成基準）を定めた景観形成重点地区として位置付け、個性豊かなまちづくりを進めていくことが望まれる。

緑の配置計画-景観形成系統





緑化による保存地区と連携した景観の向上

水辺の景観軸として河川空間の保全と活用による新たなネットワークの形成

良好な都市景観を構成する山の緑を継続的に保全

・市街地の中の歴史・文化的な景観の保全
・公共施設・民有地の緑化による都市景観の向上

穏やかな田園景観を呈している農地の保全

民有地の緑化による田園集落景観の保全・向上

本市の中央で聳える唐泉山を中心とした山の稜線の保全

本市の代表的な景観である茶畑や棚田の保全

特徴的な地形である大野原高原の保全

春日渓谷をはじめとした良好な自然景観を有する国見岳の保全





虚空蔵山
飯盛山
塩田津
（重要伝統的建造物群保存地区）
塩田川
篠岳
和泉式部公園
嬉野総合運動公園
嬉野温泉駅
唐泉山
瑞光寺
大茶樹
岩屋川内川
吉田川
虚空蔵山
轟の滝公園
立岩展望台
百年桜
長崎自動車道
国道34号
九州新幹線
（西九州ルート）
横竹ダム
篠岳
大野原高原
春日渓谷
国見岳

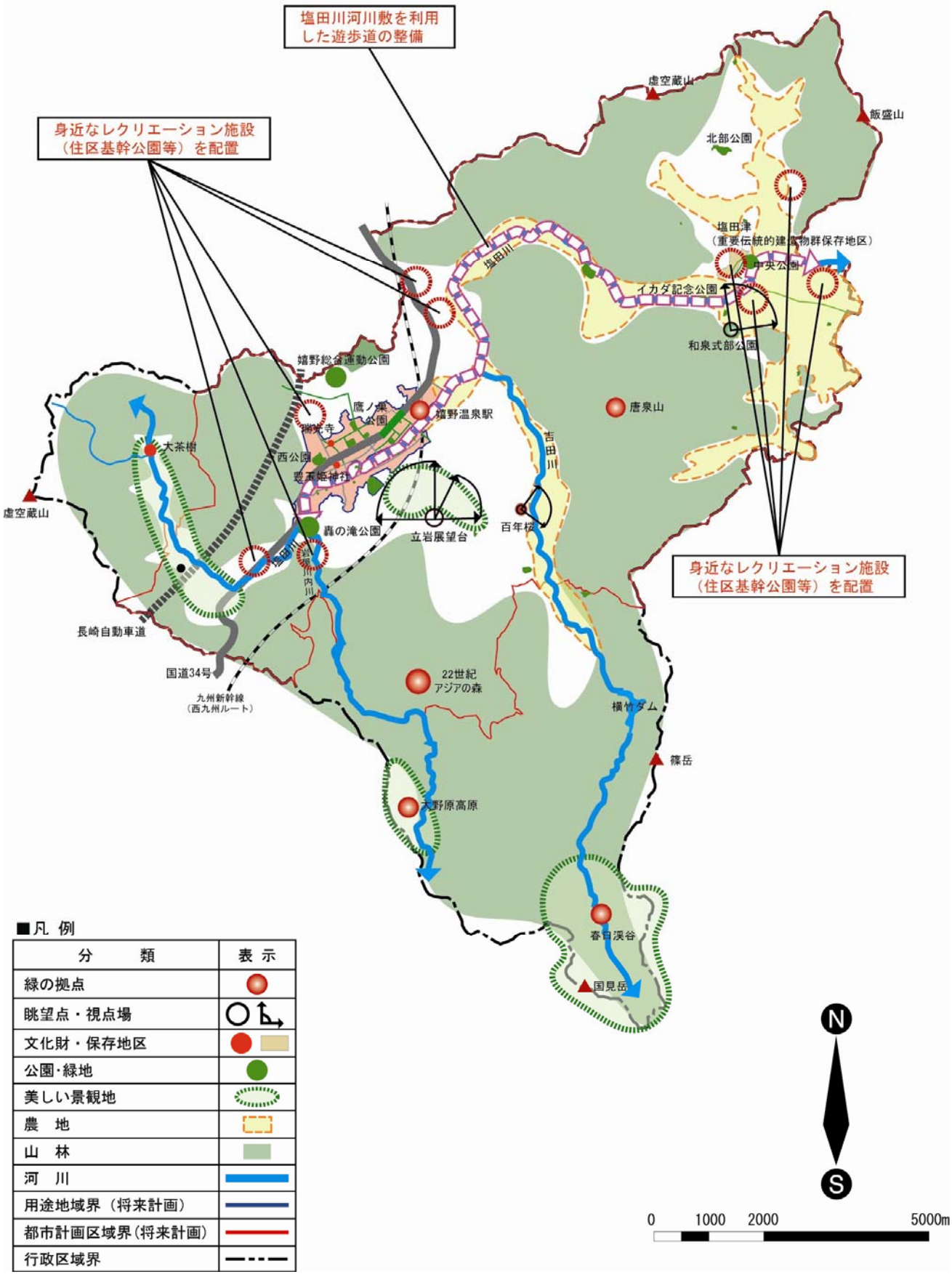
■凡 例

分　　類	表 示
良好な自然景観の場	
眺望点・視点場	
文化財・保存地区の景観	
公園・緑地の景観	
新たな景観要素	
河　川	
用途地域界（将来計画）	
都市計画区域界（将来計画）	
行政区域界	

N
S

0　1000　2000　5000m

5-3 緑の配置計画総括図



■凡 例

分　　類	表 示
緑の拠点	
眺望点・視点場	
文化財・保存地区	
公園・緑地	
美しい景観地	
農　地	
山　林	
河　川	
用途地域界（将来計画）	
都市計画区域界（将来計画）	
行政区域界	

第6章
緑化推進計画



味島神社のスダジイ

第6章　緑化推進計画

本市の現在の緑の状況は、山林、農地、塩田川・吉田川等の自然、茶畑や棚田等の嬉野らしい景観、公園等の緑地など、比較的良好で、緑豊かなまちとなっている。しかし、これらの緑は永久的なものではなく、後世に継承していくため、さらには観光地の緑としてワンランク上の緑を目指すためには、行政と市民、企業等が一体となり、守り育てていくことが必要である。

そこで緑の推進計画においては、前章での緑の基本方針である**"守る緑"、"創る緑"、"育てる緑"、"活性化につながる緑"**を推進するための、具体的な取組みを検討することとする。

6－1 守る緑の推進計画

(1) 主な施策

ふるさとの原風景を守り続けるためには・・・

①森林資源の保全と活用を図る	○唐泉山の保全と活用 ○22 世紀アジアの森の活用 ○森林資源を活用したイベント等の開催 ○自然を利用したレクリエーションの場の活用 ○ボランティアによる植樹活動の推進 ○新しい技術を活用した森林の保全と活用
②農地や茶畑を守る	○良好な農地・棚田・茶畑の継承・保全 ○休耕地の利活用を促進
③塩田川･吉田川の水辺環境を守る	○水辺環境の保全 ○水生動植物の生息環境の保全
④里山を守る	○市街地周辺の里山の市民活動による保全
⑤身近な緑を守る	○社寺林の保全 ○嬉野の名木･古木の記念物への指定の検討

(2) 具体的な取組み

① 森林資源の保全と活用を図る

●唐泉山の保全と活用

生活環境保全林をはじめとする山林を、ボランティア活動にによる植樹等で広葉樹林への転換を図り、それが他の山林の管理においてもモデルケースとなるような拠点として活用を図る。



■唐泉山■

●22 世紀アジアの森の活用

森林作業の体験やボランティアによる森づくりの場となっている「22 世紀アジアの森」を更なる拡充を図り、保全・活用に努める。

●炭づくりや木工体験など森林資源を活用したイベントの開催

森林での自然体験が楽しめるようなイベントを積極的に開催し、地元産の杉材を使った炭づくりや木工体験など、森林資源の大切さを学べる機会を設ける。

●自然を利用したレクリエーションの場の活用

・「エコツーリズム」の推進を図り、自然･歴史･文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させ、森林等の自然資源の適切な管理に基づく保護・保全を図ることで、自然資源が守られるとともに、旅行者にも永続的な自然とのふれあいが提供できる。

・広川原キャンプ場や横竹ダム、22 世紀アジアの森はレクリエーションや環境学習の場として林間のレクリエーションの場として活用を推進する。

事 例

九州森林管理局による「森林ふれあい推進事業」や「森林倶楽部」の制度

佐賀県鹿島市の本城国有林において、長崎県諫早市社会福祉協議会が、同市の小学校5・6 年生 35 人を対象に、サバイバルキャンプを実施。当署も同キャンプに協力し、森林教室を行いました。児童らは、紙芝居などで森林の大切さを学んだ後、林内を散策し、木の名前や特徴などについて学びました。



●佐賀県の「さがの森林づくり再生事業」等を活用したボランティア活動の推進

現在、佐賀県では「佐賀県森林環境税」を活用した事業を推進している。今年度は「県民参加の森林（もり）づくり事業」として、荒廃した森林の再生につながる活動に支援（援助）する制度を設け、CSO など（NPO 法人、ボランティア団体、自治会、労働組合、PTA、学校など）の団体を対象に、荒廃森林再生のための植樹や除伐・枝打ち、人工林に侵入した竹の除去などの活動を行う団体を募集している。

こうした援助を活用したボランティア活動等を推進し、山林の保全を図る。

●新しい技術を活用した森林の保全と活用

地元の林業従事者の中には新しい技術を取り入れて、花粉の出ない針葉樹の育成が行われている。こうした従事者・管理者の技術を活用した山林の保全も検討する。

② 農地や茶畑を守る

●良好な農地の継承･保全

・農地は生産基盤としてだけでなく、ふるさとの原風景として重要な緑であり、生物の生息の場、気候の緩和、防災機能など多面的な役割を維持している。農業従事者の高齢化や後継者不足等の問題はあるが、農業の活性化を検討し、良好な農地の保全に努める。

事 例

農地･水･環境保全向上対策～農林水産省：農村振興の取組み～



※農林水産省の「農地･水･環境の保全向上のために」（パンフレット）より抜粋

・「グリーンツーリズム」や「エコツーリズム」といった、農山漁村に滞在し農林漁業体験ができ、その地域の自然環境や歴史文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の形態がある。こうした活動が盛んになることで、農村地域が活性化し、良好な農地が保全されることに繋がる。

事 例

佐賀県内のグリーンツーリズム

滞在型農業体験

佐賀県内で唯一の農家民宿「具座」では、農家の生活そのものが体験できます。畑仕事を手伝ったり、風呂用の薪を割ったり、ご主人と夕飯の準備をしたりして過ごすことができます。



●棚田景観の保全・継承

本市の兎鹿野地区に代表される石積みと緑の棚田風景は、季節の彩りも感じられる農村の原風景であり、未来へ継承すべき景観である。農地としての作業性はあまりよくは無いが、傾斜地特有の気候条件等もあり、水田としては有効な場所である。

棚田景観を活用したイベントの開催や、棚田オーナー制度等を活用した保全活動等が望まれる。

事 例

棚田景観を活用したイベントの開催～佐賀県唐津市相知町～



棚田見物ウォーキング

棚田は四季の彩をもっとも色濃く伝える自然の文化遺産です。日本一高い石積みのある「蕨野の棚田」（唐津市相知町）など県内には表情豊かな棚田が多く、写真愛好家にも親しまれています。各地でウォーキングや農業体験、農産物販売などのイベントが開催されています。

事 例

棚田オーナー制度～佐賀県有田町岳地区～

岳地区では都市に暮らす方々への棚田に関する理解を求めると同時に、都会では味わえない農作業と自然に親しむふるさととして、1997 年から棚田米オーナー制をスタートさせています。毎年、田植え、稲刈り、脱穀、年末にはもちつきなど農業体験による充実した笑顔の交流を行っています。



【オーナー制度概要】
〇1 口面積：100m2
〇オーナーの得点：収穫米 50kg
〇オーナーの条件：田植え、稲刈り、脱穀・精米に参加できる方

●茶畑の保全と活用

本市の特産であるお茶は特産品としてだけでなく、本市の緑としての重要な役割も担っており、傾斜地の段々畑や山間部に広がる広大な茶畑は美しい緑の風景となっている。しかし、農地と同様、従事者の高齢化や後継者不足といった問題は深刻であり、茶畑の保全、継承に努める必要がある。

事 例

茶畑景観や茶の文化等を活用した観光の取組み～京都府和束町～



京都府和束町（わづかちょう）は鎌倉時代から続く宇治茶の主産地で、茶畑景観が美しい地域です。一方で、京都市等の大都市に近いことから、若者等の流出が続き、人口減少・高齢化による後継者不足が課題となっています。

そこで、茶の生産を中心に、既存産業の拡大と新たな産業の創出に取り組んでいます。新たな産業とは、茶や茶畑景観等の地域資源を活かし、「茶香服（ちゃかふく）（利き茶）」、「茶摘み体験」等の茶の魅力を発掘し、「飲むお茶」から「見て・食して・体験して楽しむお茶」への転換を図るものです。その一つに茶を活用した着地型観光の取組があります。着地型観光の例としては、茶香服・茶だんごづくり体験と茶畑見学等を組み合わせたツアーの受入れ、茶の木を使った木工細工や茶畑景観を水彩画に描く体験等があります。平成 20 年（2008 年）には、地域の情報発信拠点として、物販・飲食施設である「和束茶カフェ」が設置され、来館者は、初年度は 2,400 人、平成 21 年度（2009 年度）には 5,500 人に達しています。

また、農家の一部は、茶園のオーナー制度や茶摘み体験受入れ、抹茶を使用した新たな飲料品の開発、インターネットによる販売等に取り組んでいます。さらに、これらの取組により、製茶業者が規模を拡大したことから雇用増加の効果も出ています。

事 例

お茶の木オーナー制度
～福岡県黒木町 笠原東交流センター"えがおの森"（笠原里山振興会）～

安全・安心な食べ物を自分の手で収穫できる「オーナー制度」とは、黒木町の特色である茶や米などの農作物を収穫までの一定期間、お世話できる制度です。農地の一区画あるいは収穫量によって一口単位で申し込むことができます。オーナーとなった人は、植え付けや収穫など、農作物ごとにいろいろな体験ができるようになっています。

お茶の木オーナー

『八女茶発祥の地』として知られるこの地では約 600 年前から茶の栽培がされています。長きにわたる歴史の中で培われた製法とその味はこの地の文化でもあります。現在では多くの農家で栽培され山いっぱいに広がる茶畑はこの地の景色を特色づけています。えがおの森では「お茶の木」オーナーを募集しています。5 月上旬に茶摘みを行い、その場で味わうことや、そのまま持ち帰ることができます。



○お茶の木オーナーになると・・・

・お茶の木の管理は農家のお茶作りのプロが行います。
・自分で畑に行き、作業することもできます。
・八十八夜（5 月ごろ）になれば茶摘ができます。
・摘み取ったお茶は加工して、自宅に配送します。

●休耕地の利活用を促進

・近年の人々の農業に対する認識は変化してきており、家庭菜園や郊外の貸し農園の利用等も増えてきている。本市でも休耕田を利用した貸し農園や農業体験の場としての利用を促進する。

事 例

田んぼオーナー募集:「倶楽部八十八」の活動



嬉野市の旅館経営者や農家などでつくる地域づくりグループ「倶楽部八十八」は嬉野町上岩屋の棚田で開く田んぼのオーナーになれる稲作体験ツアーの参加者を募集し、都市と農村の交流を通じて、町の活性化に努めています。近年では海外からの参加者もあり例年 50 人以上の方が田んぼのオーナーとなり参加されています。

事 例

耕作放棄地対策～農林水産省:農村振興の取組み～



※農林水産省の「耕作放棄地再生利用緊急対策の概要」より抜粋

・休耕地を利用したボランティアによる花の栽培等も検討する。

事 例

佐賀市大和町の休耕田利用～佐賀市大和町久留間～

地元の老人クラブ福寿会（53 人）が休耕田を利用して約 20 年前からチューリップを栽培。約 10 アールに 1 万 5000 本が咲き、県内外から多くの見物客が訪れ、写真に収めたり、周囲のベンチで日なたぼっこしたりしながら観賞されています。



③塩田川･吉田川の水辺環境を守る

●水辺空間の活用と水辺環境の保全

・様々な動植物の生息の場であり、人々の水辺の憩いの空間でもある塩田川、吉田川は、本市の緑の軸としても重要な空間であり、生活雑排水などの流入が無いよう、水質も含め良好な水辺環境の保全に努める。

・良好な水質を保つために、地元産の杉材で作った炭を、水質の浄化に活用すること等も検討する。

●水生動植物の生息環境の保全

塩田川、吉田川は様々な動物の繁殖場、餌場となっており、水辺の植物においても水辺の自然を感じさせるものである。こうした動植物の生息環境の維持･保全に努める。

④里山を守る

●市街地周辺の里山の市民活動による保全

本市は緑豊かな山林に囲まれており、なかでも市街地周辺の里山は、春には新茶の香りが漂い、秋には棚田に彼岸花が咲くなど、季節の表情を見せてくれる大切な緑である。こうした里山を保全するためには、土地所有者・管理者のみならず、地域や市民の協力が必要である。（生態系や林層の豊かな森づくりが出来る身近な里山を探し、国見岳等の広葉樹林や 22 世紀アジアの森以外にも、維持管理活動を展開していく。）

事 例

里山ボランティア団体の活動～福岡県黒木町"山村塾"の活動～

山村塾は、都市と農山村住民とが一体となり、棚田や山林といった豊かな自然環境を保全することを目的に 1994 年に福岡県黒木町で発足しました。

主な内容は荒廃した棚田の復田と環境保全型農業の実践を行う稲作体験コース、風倒木被害地における広葉樹の植林などを行う山林体験コースの二本柱で、2 軒の農家が受け入れ農家となり活動しています。他にも里山ミニワーク等の行事を行っています。





＜2010 年度山村塾日程表＞

～行事～

日程	稲作	山林	全体
4/11(日)			総会 ・顔見せ会
5/16(日)	稲の種まき		
6/20(日)	田植え		
6/27(日)	鴨進水式		
7/11(日)	田の草取り		
7/18(日)		下草刈り	
7/23(金) ～25(日)			子供 キャンプ
7/25(日)	田の草取り		
8/1(日)		下草刈り	
9/4(土)	鴨引き上げ 赤米の花見		
10/10(日)	稲刈り		
10/17(日)		枝打ち	
10/30(土) ～31(日)			鴨さばき
11/14(日)			収穫祭
11/21(日)		間伐	
1/9(日)			左義長
2/13(日)		しいたけ 菌うち	
2/27(日)		植林	
3/20(日)		炭焼き	

～里山ミニワーク～

日程	イベント名
5/3(月)～4(火)	里山ミニワーク「お茶摘み」
5/29(土)～30(日)	里山ミニワーク「草刈り」
6/19(土)～20(日)	里山ミニワーク「畦塗り・田植え」
8/28(土)～29(日)	里山ミニワーク「草刈り」
10/16(土)～17(日)	里山ミニワーク「炭焼き・枝打ち」
12/12(日)	里山ミニワーク 「もちつき、しめ縄づくり」
2/19(土)～20(日)	里山ミニワーク 「農産加工（納豆・味噌）」

⑤ 身近な緑を守る

●西公園のような市街地の丘陵地の保全

西公園は都市公園として都市計画決定された公園である。温泉街が一望できるこの公園は昔の湯野田城跡で、春から初夏にかけて桜や藤の花が次々に咲き誇る自然の美しい場所である。市街地の中の緑量のある緑地として、適切な管理を行い保全を図る。



■西公園■

●社寺林の保全、大茶樹等の名木・古木の管理保全

市街地の緑である瑞光寺の社寺林や、吉浦神社の参道の並木など、緑量のある緑は適切な管理を行い保全を図る。また、市内に数多く残る名木・古木は保存樹の指定を検討し、大茶樹のように既に指定を受けているものについても、適切な管理を行い保全に努める。



■大茶樹■



■吉浦神社参道■

6－2 創る緑の推進計画

(1) 主な施策

緑の拠点とそれらのネットワークを形成する

①身近な公園・緑地を創る	○既存農村公園等の老朽化した公園のリニューアルの促進 ○住区基幹公園の不足地域への新設 ○市街地の空地等を利用したポケットパーク等の整備 ○雑木林等の緑地の活用（市民緑地制度の活用）
②安心・安全な公園づくり	○防犯に配慮した公園づくり ○防災計画との連携
③新たな緑の拠点を創る	○玄関口となる「嬉野温泉駅」の緑化を推進 ○観光拠点と連携した緑地の整備 ○塩田川、吉田川を活用した親水空間の整備 ○自然とのふれあいの場の拡充
④緑のネットワークを創る	○塩田川沿いの遊歩道の整備 ○街路樹による嬉野らしいネットワークの形成 ○長崎街道を生かしたネットワークの整備
⑤緑化の推進	○学校の緑化 ○公共公益施設の緑化

(2) 具体的な取組み

① 身近な公園・緑地を創る

●既存農村公園等の老朽化した公園のリニューアル

特に市街化区域外の街区公園（農村公園）や近隣公園等の住区基幹公園で老朽化している公園は住民のニーズに対応した公園にリニューアルする。リニューアルに当たっては、バリアフリー等のユニバーサルデザインに配慮した公園として整備する。





■塩田地区の農村公園■

●住区基幹公園の不足地域への新設

特に市街化区域内の住区で、街区公園等（公園誘致圏 250m 程度）がない地区には、住民のニーズに対応した公園の新設を検討する。新設に際してはリニューアルと同様に、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい公園となるような整備を行う。

●市街地にポケットパークの整備を推進

市街地の中心でもある温泉街は、観光拠点であり、もてなしの緑が必要な場所である。小さな空地を利用するなどし、ポケットパークを整備し、観光客が休息でき、四季の彩を感じられるような憩いの場の整備を促進する。



■ポケットパーク■

② 安心･安全な公園づくり

●防犯に配慮した公園づくり

ユニバーサルデザインに配慮した誰もが利用しやすい公園づくりとあわせて、防犯対策として、樹木の配置を検討して外周からの見通しを良くし、夜間の照明にも配慮した公園づくりを進める。

●防災計画との連携

・公園や緑地は、防災機能を担っており、地震や水害などの災害時の一時避難場所、火災時の延焼防止の緩衝帯となる。防災倉庫や防災ファニュチャー等を設置し、防災機能の充実を図る。

・嬉野総合運動公園は広域避難地として、救援・救助活動に利用できる広い広場を有しているので、防災拠点として活用する。

・そのほか身近な公園緑地の中でも、轟の滝公園や西公園、和泉式部公園、北部公園は一次避難地として、一時集合場所、地域単位の防災拠点として活用する。

③新たな緑の拠点を創る

●嬉野温泉駅の緑化を推進

本市の新たな玄関口となる「嬉野温泉駅」の具体的な今後の計画においては、駅前広場等の緑化に努め、特に、観光地としての嬉野らしさが感じられるように、茶の木を利用した植栽等を検討し、もてなしの緑化を推進する。

事 例

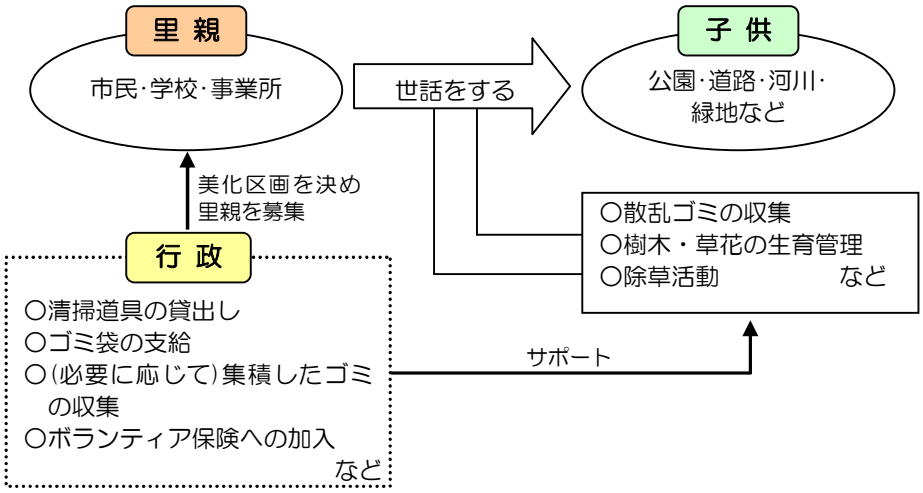
市民協働による「杜の駅」づくり～JR 岐阜駅北口駅前広場～

JR 岐阜駅は「杜の駅」を基本コンセプトとし、中でも北口広場の「やすらぎの里」は岐阜の自然豊かな里山を再現した緑あふれる空間。駅前広場の維持、管理にアドプト・プログラム※を取り入れ、岐阜市の玄関口であるこの駅前広場を美しく守っていきたいと考えています。市民の皆さんと協働で緑を大きく育てていくことで「杜の駅」という名にふさわしい駅前広場をつくっていくことを目指しています。



※アドプト・プログラムとは･･･

「アドプト（adopt）」とは英語で養子縁組をする意味で、公園や道路、河川、緑地等の公共の空間を子供に見立て、市民･学校･事業者みんなが里親となり、まちをきれいにし大切にしていくことを、行政（市町村）がサポートするものです。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップの下で進めていくものです。



●観光拠点と連携した緑地の整備

嬉野市では温泉街に、24 時間無料で入浴できる露天風呂形式の足湯“湯遊広場”を整備している。足湯は、足を浸すだけでじんわりと温まり、肩こり・足のむくみなどに効果的として人気で、地元の人たちも多く、観光客との語らいの場としても親しまれている。こうした観光地の憩いのスペースの整備を拡充・推進する。



■湯遊広場のシーボルトの足湯■

●塩田川･吉田川を活用した親水空間の整備

塩田川沿いのイカダ記念公園は、塩田町の名物イベント「塩田川手づくりイカダ大会」の会場となる親水公園である。塩田川、吉田川沿いに親水空間はあまりなく、河川の水理条件等を考慮したうえで、堤防の遊歩道整備とともに、こうした親水空間の整備を推進する。





■イカダ記念公園■

●自然とのふれあいの場の拡充

本市には、轟の滝公園や横竹ダム周辺の桜の広場など自然と一体となった公園や、春日渓谷のような秋の紅葉が楽しめる自然とのふれあいができる場所がある。できる限り自然を活かし、訪問者が利用しやすいような駐車場等の整備を充実させ、自然とのふれあいができるような場の整備を推進する。



■横竹ダム■

④ 緑のネットワークを創る

●塩田川の堤防や水辺空間を利用した遊歩道を整備

轟の滝公園から市街地の温泉公園付近までの塩田川には、桜が植栽された遊歩道が整備され「さくらロード」として、市民の憩いの場となっている。こうした遊歩道をさらに延長・拡大し、本市の代表的な緑のネットワークとなるような遊歩道の整備を推進する。

事 例

河川環境整備事業による河川沿いの散策路整備～福岡市一本松川～

団地の横を流れる河川で、周辺住民が日常生活の中で憩い、親しめる河川として散策路や休憩施設などの整備が行われています。



●街路樹による嬉野らしいネットワークを形成

現在、街路樹の整備は進めているところではあるが、市の花であるフジの花を植樹した「ふれあいふじ棚通り」のように、嬉野らしい街路樹（例えばもう一つの市の花である桜やチャノキ等）を利用した、観光拠点、緑の拠点間を結ぶようなネットワークを形成する。

●旧長崎街道（国道 34 号）の緑化によるネットワークの形成

街路樹の整備余地の有無の検討を図り、歴史的な通りでもある国道 34 号の緑化を図り、ネットワークを形成する。



■現在の国道 34 号■

⑤ 緑化の推進

●学校･公共施設の緑化

現状の公共施設の緑地率は平均で 13%程度であることから、最低 20%程度までを目標とする。

公共施設で可能な施設は、外壁の壁面緑花や屋上庭園を整備する他、接道部をできる限り植栽等で緑化し、都市景観の向上を図る。



■公会堂の外構■

●塩田津の緑化と周辺の緑の保全

塩田津の歴史的な景観を引き出すような植栽と、背後地の里山や社寺林等の適切な管理と保全を図る。



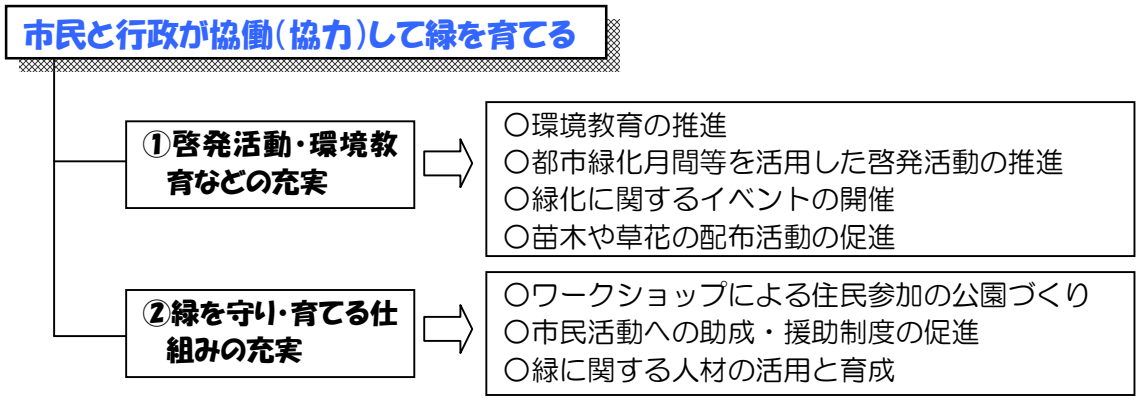
■塩田津■



■塩田津背後地の立傅寺■

6－3 育てる緑の推進計画

(1) 主な施策



(2) 具体的な取組み

①啓発活動・環境教育などの充実

●環境教育の推進

佐賀県では「ストップ温暖化」県民運動推進会議を立上げ、佐賀県をはじめとし、県内の市町村、大手企業、マスコミ、各団体、県民等が協力し、様々な環境を守るための取組みを行っている。そのなかの「環境サポーター派遣制度」という制度では、地域、学校、職場での環境保全や地球温暖化対策に関する取組みを促進するため、学習会や実践活動（省資源・省エネの学習会、自然観察会、リサイクル活動など）を実施する場合に、県環境サポーターを講師として派遣し活動を支援することを実施している。こうした制度を利用し、未来の子供たちや地域の住民が緑や自然の大切さを理解し、豊かな感性を育んでいけるような環境教育の取組みを推進する。

●都市緑化月間等を活用した啓発活動の推進

都市緑化の推進と都市公園の整備について、広く国民の参加と協力を得ることを目的とし、毎年 10 月を「都市緑化月間」と定め、住民参加による緑豊かな美しいまちづくりを積極的に展開することとされている。

- 佐賀県では、県民に緑の大切さを理解していもらい、緑地を守り、増やして総合的な都市緑化を進めていくきっかけとするため、都市緑化月間中に様々なイベントが実施されている。
- 嬉野市は、県のイベントの開催地ではないが、この期間中に公共施設にプランターを設置するなどし、市民の緑化推進への意識向上を呼びかけている。こうした活動を継続し、市民への啓発を推進する。

●緑化に関するイベントの開催･苗木や草花の配布活動の促進

本市では 4 月初旬にＪＲウォーキング、4 月下旬には藤まつりなど季節の花を楽しむイベントが開催されている。藤まつりでは様々なイベントとあわせて、花苗の配布も行われており、こうしたイベントの発展が緑化にもつながると考えられ、今後もイベントの開催や活動の促進を図る。

事 例

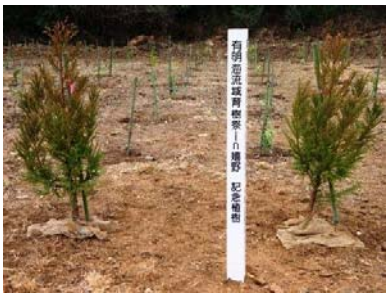
"さが 22 流域育樹祭 in 嬉野"（平成 22 年 3 月 7 日）

～嬉野市嬉野町大字不動山～

佐賀県頭部流域森林･林業活性化センターと嬉野市の主催で行われたイベント。上記センターでは森林ボランティア、緑の少年団、漁業関係者などの県民参加による植林･下刈り･枝打ちの作業を通じて河川の上下流域の住民が一体となった豊かな森林作りを行っています。







②緑を守り･育てる仕組みの充実

●ワークショップによる住民参加の公園づくり

近年、まちづくりの手法はそれぞれ多様な方法によって行われており、地域住民が計画案などについて話し合う、住民参加型の手法が盛んになっている。こうした方式の『ワークショップ』は、協働作業を通じて参加者の前向きな意欲を引き出し、その住民の意見の合意形成を生み出される。公園づくりにおいても、ワークショップを行うことで、市民が自分たちの公園として愛着を持ち、維持管理においても協力体制が生まれることが期待できる。

事 例

ワークショップのイメージ







●市民活動への助成･援助制度の促進

本市では「嬉野市コミュニティ助成事業」として補助金の交付制度を実施している。緑化に関するものは「緑化推進コミュニティ助成事業」で、コミュニティ組織又はコミュニティ組織の連合体による植樹・植栽又はその維持管理を中心とした緑化推進活動を通じて、地域住民のコミュニティ意識の醸成が図られる事業に要する経費を補助するものである。この事業を引き続き実施し普及を促進するとともに、こうした事業制度を積極的に市民に利用してもらえるような啓発活動にも努める。

●緑に関する人材の活用と育成

緑を守り、育てるためには、自然や緑に関して幅広い知識や技術が必要である。市内に在住する自然や動植物の専門家、農業や林業の経験者･従事者、公園や造園･ガーデニングに詳しい方など、緑の専門家の登録制度を設置するなどし、こうした人材を活用し、新たな緑のリーダーとなる人材育成を図る。

6－4 活性化につながる緑の推進計画

(1) 主な施策

魅力ある緑へ転換するためには・・・

①住民参加の緑化活動の一層の発展	○花いっぱい運動の拡充 ○各家庭の生垣・庭木・花壇の普及 ○住民の緑に関するルールづくりの推進
②森林の広葉樹化	○山林の適正な管理と広葉樹への転換 ○モデル地区を設定し展開を図る
③温泉街・観光拠点の緑化の推進	○温泉街の緑化 ○吉田焼・志田焼の窯元付近の緑化の推進

(2) 具体的な取組み

①住民参加の緑化活動の一層の発展

●花いっぱい運動の拡充

現在、嬉野 IC から嬉野総合運動公園に繋がる県道沿いで花壇が作られ、嬉野中学校の生徒を中心に花植えの活動が行われているように、こうした活動が市域の多くの場所で行われるような緑化活動の推進を図る。



■嬉野中学校の花壇作り■

●住宅地・集落等、各家庭の庭木、生垣、花壇等の緑化の普及・推進

塩田地区の農村集落は、生垣をつくる家も多く、緑が多く感じられる。こうした状況が他の住宅地や集落にも見られるように、普及を促進する。



■生垣植栽の民家■

●住民の緑に関するルールづくりの推進

住宅地や集落の緑化を推進するための手だてとして、「地区計画」や「緑地協定」、住民が任意で定める「緑の協定」などを活用し、住民の緑に関するルールづくりを推進する。

事 例

地区計画、緑地協定等を締結し住環境や街並みの維持・保全に取り組んでいる地区
～福岡市アイランドシティ照葉のまち地区～

同地区では、地区計画、建築協定、緑地協定のほか、福岡市と住民の間で公園の管理協定を締結。住民主体の組織「照葉のまちづくり協会（TCA）」を設立し、官民共同で街並みや住環境の維持・保全に取り組んでいる。







▲「照葉の森公園」は子供たちの環境学習の場としても活用されている。

②森林の広葉樹林化

●山林の適正な管理と広葉樹への転換

まちの景観や環境を形成する山林の緑を、針葉樹から広葉樹へ転換を進め、彩りのある良好な環境に変えるだけでなく、来訪者がまた訪れたくなるような“もてなし”の緑の環境を有するまちへと変えていく。

●モデル地区を設定し展開を図る

現在、生活環境保全林に指定されている**嬉野総合運動公園**、**唐泉山**、**22世紀アジアの森**は、広葉樹林化を進める上で、モデルケースとなる場所である。この３ヶ所を拠点とし、市域全体へ広葉樹林化を徐々に展開させることとする。



事 例

佐賀県と NPO 団体が主催する"こだまの森林づくり"



平成 16 年 2 月に策定した「新しい佐賀の森林づくりビジョン」の基本理念に基づき、山から川・海までの流域全体の保全をふまえた豊かで多様な森林づくりとして、森林を所有する人「森林所有者」だけでなく、森林ボランティアをはじめとした県民協働により、 10 年間で 5 万 ha の間伐などの森林整備や 100 万本の広葉樹の植栽を行う「こだまの森林(もり)づくり」を展開しています。

■さがの樹一覧■

番号	樹木名	番号	樹木名	番号	樹木名	番号	樹木名	番号	樹木名
1	アオキ	27	オニグルミ	53	コバンモチ	79	ツクバネウツギ	105	マテバシイ
2	アオハダ	28	カクレミノ	54	コブシ	80	ツブラジイ	106	マユミ
3	アオモジ	29	カゴノキ	55	コムラサキ	81	トベラ	107	ミズキ
4	アカガシ	30	カツラ	56	ゴンズイ	82	ナツツバキ	108	ミズメ
5	アカシデ	31	カナクギノキ	57	サカキ	83	ナナミノキ	109	ムクノキ
6	アカメガシワ	32	ガマズミ	58	サザンカ	84	ナラガシワ	110	ムクロジ
7	アキグミ	33	カマツカ	59	サンゴジュ	85	ナワシログミ	111	ムラサキシキブ
8	アキニレ	34	カンコノキ	60	シイモチ	86	ナンキンハゼ	112	モチノキ
9	アラカシ	35	カンザブロウノキ	61	シャシャンボ	87	ニワトコ	113	モッコク
10	イスノキ	36	キハダ	62	シャリンバイ	88	ネジキ	114	ヤシャブシ
11	イチイガシ	37	キブシ	63	シラカシ	89	ネズミモチ	115	ヤナギ(総称)
12	イチョウ	38	クスノキ	64	シラキ	90	ネムノキ	116	ヤブツバキ
13	イヌシデ	39	クチナシ	65	シリブカガシ	91	ノグルミ	117	ヤブニッケイ
14	イヌツゲ	40	クヌギ	66	シロダモ	92	ハイノキ	118	ヤマアジサイ
15	イヌビワ	41	クマシデ	67	シロモジ	93	ハクサンボク	119	ヤマガキ
16	イボタノキ	42	クリ（野生種）	68	スダジイ	94	バクチノキ	120	ヤマコウバイ
17	イロハモミジ	43	クロガネモチ	69	センダン	95	ハゼノキ	121	ヤマザクラ
18	ウツギ	44	クロキ	70	ソヨゴ	96	ハネミイヌエンジュ	122	ヤマツツジ
19	ウバメガシ	45	クロバイ	71	タイミンタチバナ	97	ハマヒサカキ	123	ヤマハゼ
20	ウラジロガシ	46	クワ	72	タカノツメ	98	ハマビワ	124	ヤマブキ
21	ウラジロノキ	47	ケクロモジ	73	タブノキ	99	ヒサカキ	125	ヤマボウシ
22	ウリハダカエデ	48	ケヤキ	74	タマミズキ	100	ヒメシャラ	126	ヤマモガシ
23	ウワミズザクラ	49	ケンポナシ	75	タムシバ	101	ブナ	127	ヤマモモ
24	エゴノキ	50	コシアブラ	76	タラヨウ	102	ホオノキ	128	ユズリハ
25	エノキ	51	コナラ	77	タンナサワフタギ	103	ホルトノキ	129	リョウブ
26	オガタマノキ	52	コハウチワカエデ	78	ツクバネガシ	104	マサキ	130	リンボク

□・・・落葉樹　■・・・常緑樹

③温泉街･観光拠点の緑化の推進

●温泉街の緑化

・温泉街にある老舗旅館外構の緑地の保全や、温泉街の道路の緑化（プランター等の設置）等に努める。

・現在、温泉街のメインストリートは、歩道は整備されているものの、植栽等を行う余地がない通りとなっている。歩行者の安全を守りつつ、プランター等の設置による緑や四季の彩を創るよう、緑化の推進に努める。



■温泉旅館の外構■



■温泉街メインストリート■

●吉田焼･志田焼の窯元付近の緑化の推進

本市には 2 つの窯元があり、ろくろや手びねり、絵付けの陶芸体験ができる観光拠点となっている。現在は展示販売施設と駐車場が主とした施設であるが、余地の植栽、プランターの設置等によりできる限りの緑化を図る。



■肥前吉田焼窯元会館■



■志田焼の里博物館■

6-5 活用する緑の取組み～将来像に向けて～

○市街地における空地を利用したポケットパーク等の整備



○西公園のような市街地の里山の保全

○老朽化している公園のリニューアル

○学校･公共公益施設の緑化

○新たな交流拠点･玄関口の緑化
嬉野温泉駅の駅前広場等の緑化と駅からのネットワークとしての街路樹の整備を進める。



○観光拠点（施設）周辺の緑化



○保安林の継承

○山林の適正な管理を図る

○森林資源の活用・イベントの開催

○ボランティアによる植林活動等の推進



○歴史･文化の観光拠点を緑化、周辺景観の保全
塩田津を中心として周辺地域の緑地の保全創出を図り観光拠点として魅力ある地区になるよう努める。



○塩田川沿いの遊歩道整備（既存遊歩道の延長など）



○花いっぱい運動の拡充



○嬉野総合運動公園内の樹林を広葉樹林化

○市民と協働で公園管理を行う取組みへの発展

○塩田川沿いの遊歩道整備

○水辺環境の保全

○水性動植物の生息環境の保全

○良好な農地の保全

○嬉野市の代表的観光拠点（温泉街）の緑化
温泉街に花（プランター等）と緑を増やすなど、観光拠点にふさわしい緑の演出を推進し、メインストリートは将来的に歩行者専用道路として整備する





○老朽化した農村公園のリニューアル



○唐泉山の保全

○唐泉山の広葉樹林化

○市民と協働で山林管理を行う取組みへの発展

○農村集落の民家の庭木・生垣の推進･拡充





○茶畑の保全



○棚田の継承





○古木･名木の記念物指定の推進



○森林の広葉樹林化

○水辺環境の保全

○水性動植物の生息環境の保全

○神社仏閣の社寺林、樹林を保全する





○観光拠点（施設）周辺の緑化



○自然とのふれあいの場の拡充－春日渓谷の保全



○保安林の継承

○山林の適正な管理を図る

○森林資源の活用・イベントの開催

○ボランティアによる植林活動等の推進

■凡 例

分　類	表 示
用途地域界（将来計画）	
都市計画区域界(将来計画)	
行政区域界	

"守る緑"への取組み

"創る緑"への取組み

"育てる緑"への取組み

"活性化につながる緑"への取組み

N

S

0　1000　2000　5000m

第7章
施設緑地の整備方針



千室神社のクスノキ

第7章　施設緑地の整備方針

本章では地区の特徴、緑の課題等を踏まえ、地区別に施設緑地の整備方針を設定することとする。

前章までの市全体の守る緑・創る緑・育てる緑の推進計画との整合性を図りながら、地区別の緑のまちづくりを明確にする。

地区の特性、緑の現況・課題を踏まえ、新たな緑の配置、緑のまちづくりを提案する。

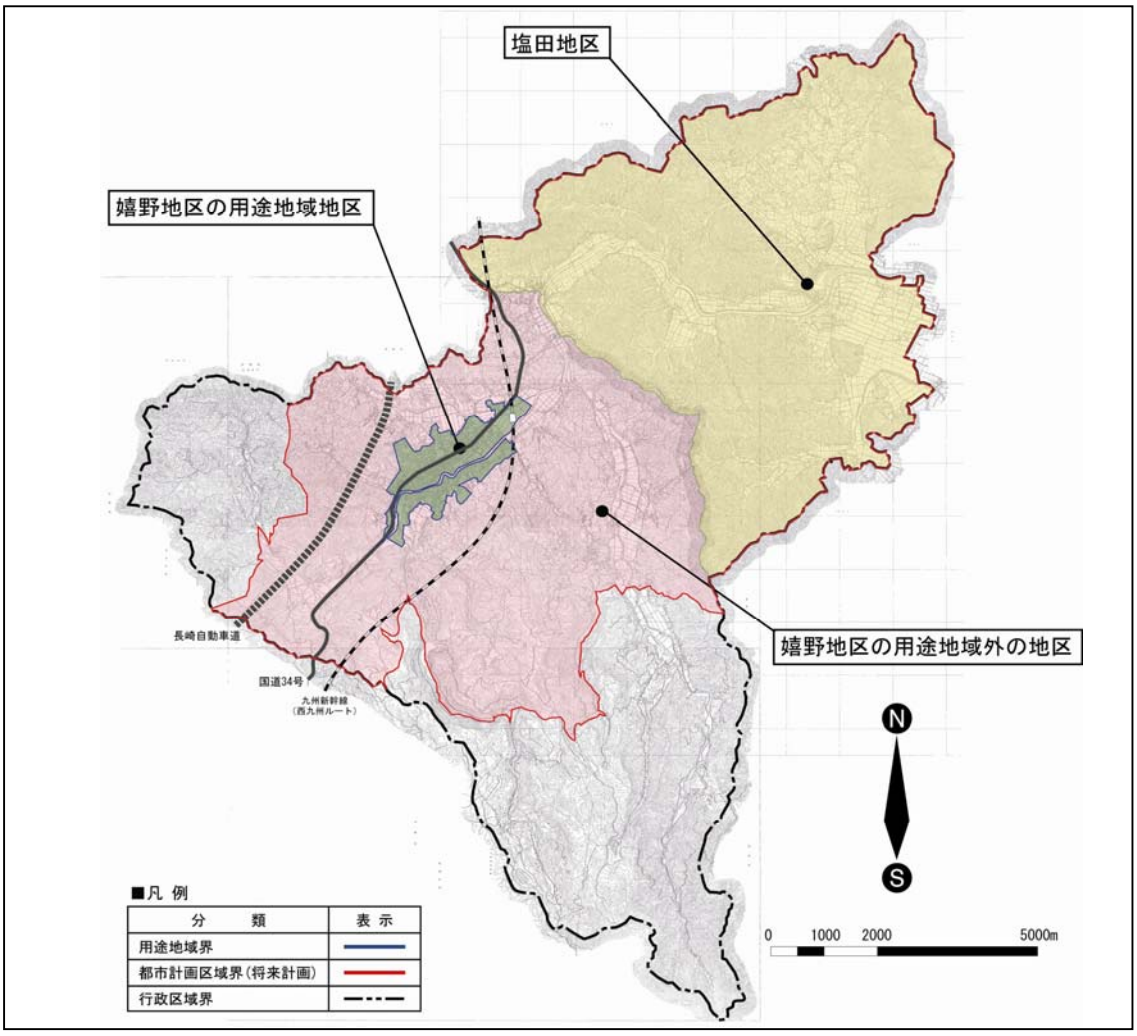
市民参加の緑のまちづくりを推進するために、地区の将来像や方向性を分かりやすくする。

地区の区分としては

1. **嬉野地区の用途地域地区**
2. **嬉野地区の用途地域外の地区**
3. **塩田地区**

とする。

■地区区分■



7－1 用途地域の施設緑地整備

(1) 地区の緑の現況と課題

○当地区は嬉野地区の中心であり、塩田川の北側は 34 号線を挟み嬉野市役所（嬉野支所）等の公共施設と温泉街、商店街が集った地区で、比較的緑が少ない地区である。

○街区公園と近隣公園は、現在進行中の区画整理地区に新規計画されている公園、嬉野駅周辺土地区画整理事業計画地内に計画される公園を含め、概ね均等に配置されている。

(2) 緑の整備方針

① 公園

当地区は、現状において街区公園、近隣公園が概ね均等に配置されており、現在進行中の区画整理地区内の公園が完成すると、住区基幹公園の配置はほぼ満足する配置となる。

よって、当地区の公園については、新規の配置計画ではなく、既存の公園のリニューアルを順次行う計画となる。中央広場は体育館移転計画があることから、移転跡地を新たな観光拠点の緑地広場として拡張整備していく。

また、平成 21 年度に国土交通省より策定された「公園施設長寿命化計画策定補助制度」を活用するなどして、施設の計画的な更新・整備を行う。

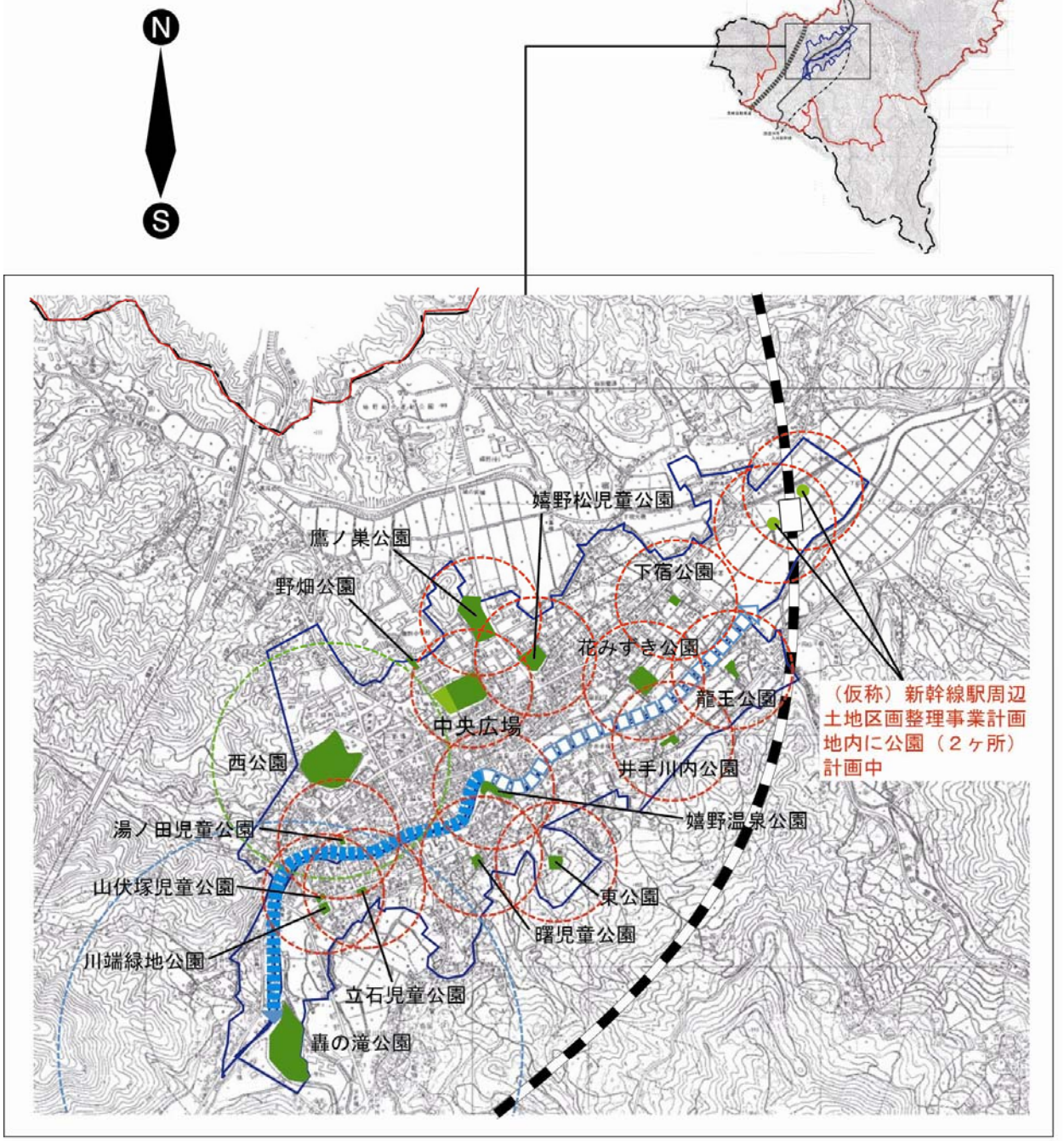
② その他の施設緑地

地区内を流れる塩田川は、現在、轟の滝公園から嬉野温泉公園まで遊歩道（さくらロード）が整備されているが、これより下流についても河川緑地、遊歩道を整備し、本市の緑のネットワーク軸としての強化を図る。

③ 民間施設緑地

民間施設緑地については、温泉街、住宅地、商業施設等の各施設に適合した緑地整備の推進を図る。具体的な配置や手法は、民有地、民間施設等の整備、維持管理となるため、官民一体となって手法等を検討する。

嬉野地区の用途地域地区
緑の配置計画



■凡 例

分　　類	表 示
既　設 公園	
計画中 公園	
既設 河川遊歩道	
計画 河川遊歩道	
用途地域界（将来計画）	
都市計画区域界（将来計画）	
行政区域界	

都市公園誘致距離

：街区公園（半径250m）
：近隣公園（半径500m）
：地区公園（半径1000m）

0　500　1000　1500m

7－2 嬉野地区の用途地域外の施設緑地整備

(1) 地区の緑の現況と課題

○周辺の山林や茶畑、農地に囲まれた、自然が残る地区である。

○用途地域外の（北側の）下宿・下野地区は、集落も分散しており、身近な公園が不足している。

○吉田地区は集落を挟んで街区公園、近隣公園があり、隣接地にも運動広場があることで、おおむね公園配置はバランスがとれている。

(2) 緑の整備方針

① 公園

当地区は、現状において下宿･下野地区に身近な街区公園が不足している。周辺住民のニーズふまえて、新たな街区公園の整備を進めていく。

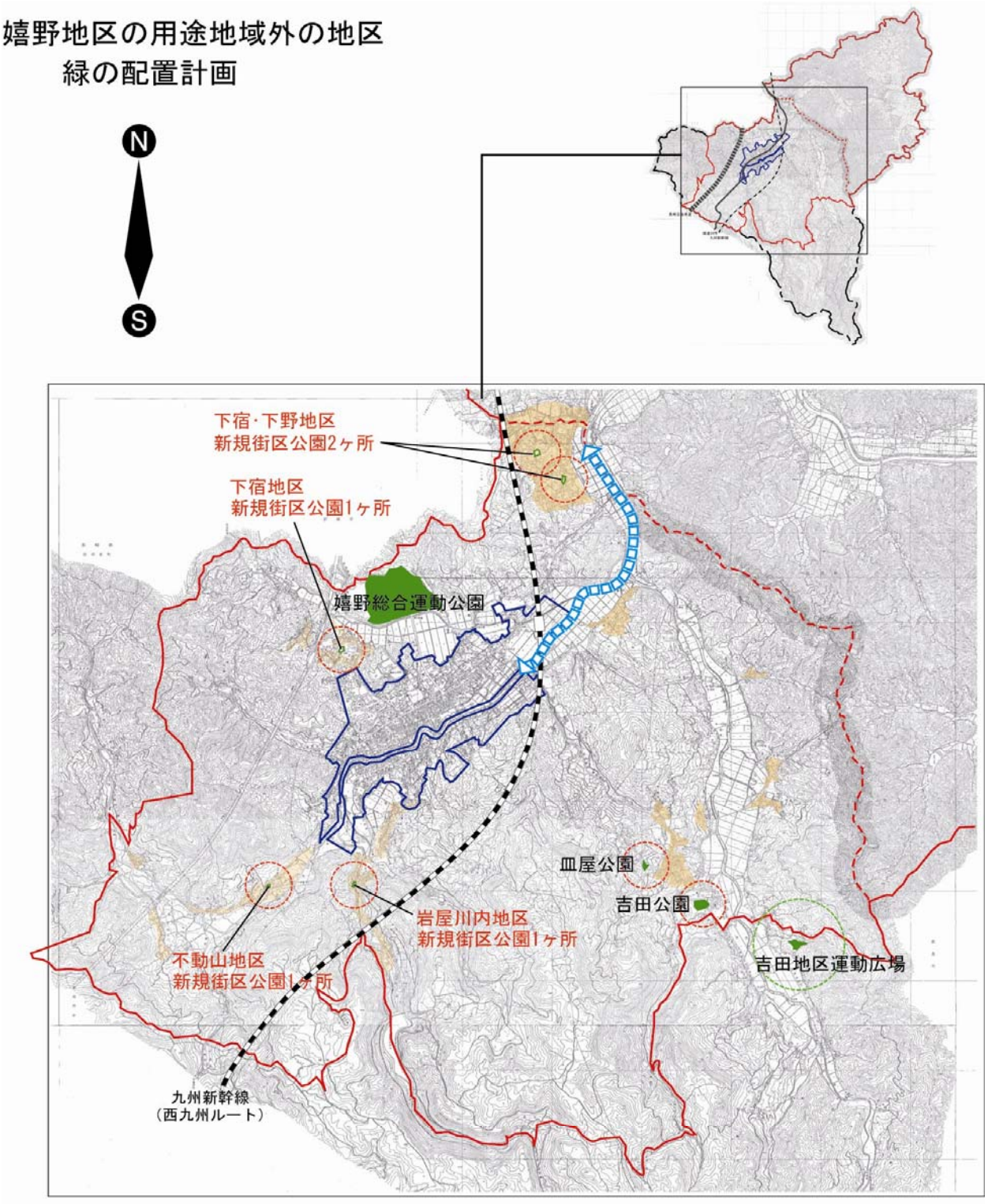
② その他の施設緑地

塩田川は、前地区同様に遊歩道の整備を行い、本市の緑のネットワーク軸としての強化を図る。

③ 民間施設緑地

周辺を緑豊かな自然に囲まれているこの地区では、民間施設緑地については、地区の自然景観に配慮して、景観条例等の活用を含め、住宅地の緑化の手法等を検討する。

嬉野地区の用途地域外の地区緑の配置計画



■凡 例

分　　類	表 示
既設公園	
新規公園	
計画河川遊歩道	
用途地域界（将来計画）	
都市計画区域界（将来計画）	
行政区域界	

：集 落

都市公園誘致距離

：街区公園（半径250m）

：近隣公園（半径500m）

：地区公園（半径1000m）

0　500　1000　2000m

7－3 塩田地区の施設緑地整備

(1) 地区の緑の現況と課題

○地区の東側には広大な農地が広がり、西側を唐泉山が望める緑豊かな地区である。
○各集落に農村公園が整備されているが、老朽化した公園も多い。
○拠点となる公園が、和泉式部公園、北部公園、西部公園、中央公園の４ヶ所あるが、久間地区、五町田地区、馬場下地区には身近な公園が不足している。
○塩田川沿いの親水空間を利用したイカダ記念公園が整備されている。

(2) 緑の整備方針

① 公園

当地区には、各集落に農村公園が整備されているが、集落も分散しているため、身近な公園が不足している久間地区、五町田地区、馬場下地区では新たな街区公園を整備する。

また、都市計画区域の変更にあたり、農村公園も都市公園へ変更していき、老朽化している公園のリニューアルを図る。

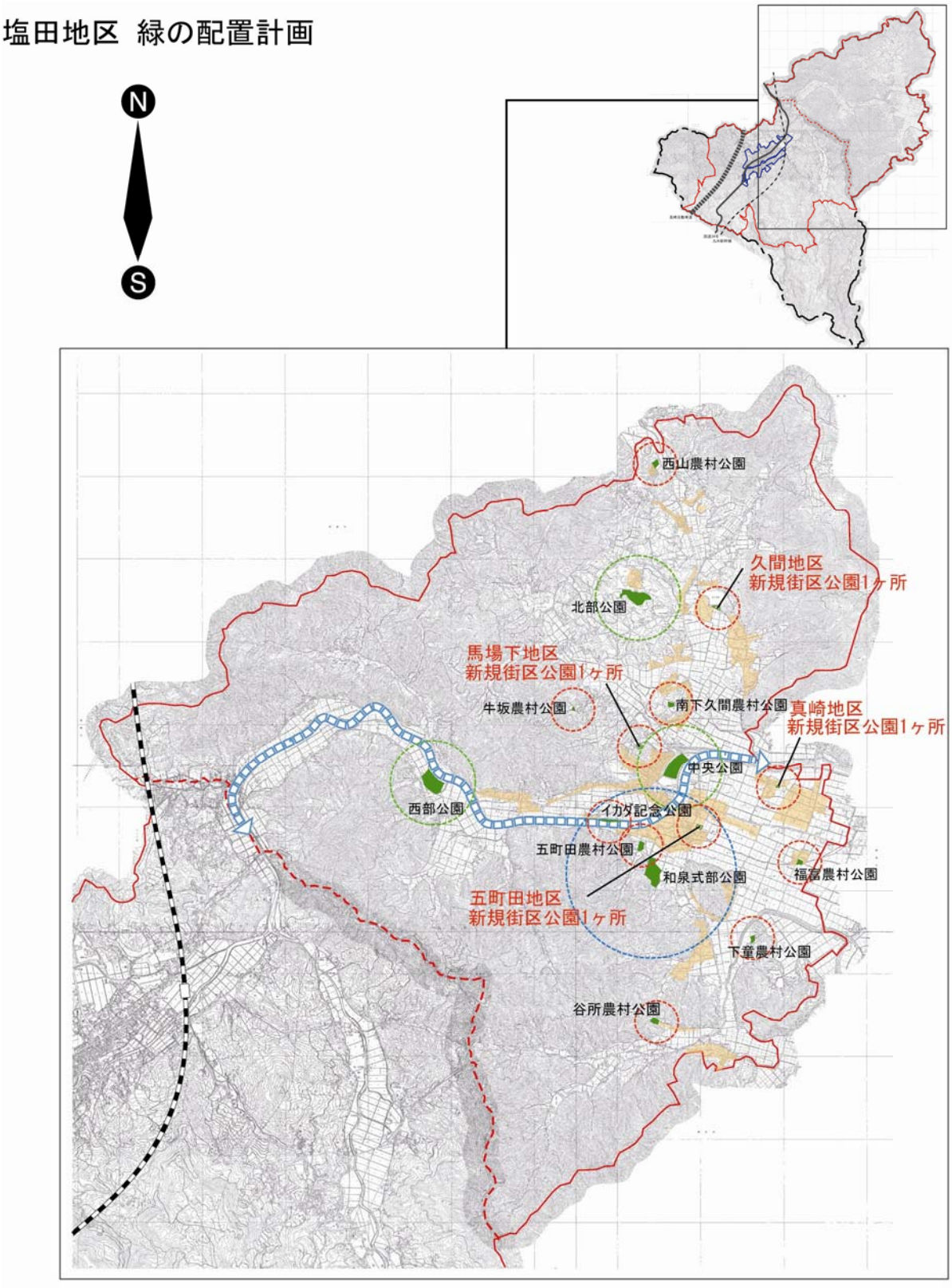
② その他の施設緑地

塩田川は、イカダ記念公園のような親水空間を含め、遊歩道や河川緑地の整備を行い、本市の緑のネットワーク軸としての強化を図る。

③ 民間施設緑地

農村集落が多いため、各家々の庭木や生垣は比較的良好に整備されている。今後も、これらが維持されるような体制づくりを整えることが必要である。

塩田地区 緑の配置計画



■凡 例

分　　類	表 示
既設公園	
新規公園	
計画河川遊歩道	
用途地域界（将来計画）	
都市計画区域界（将来計画）	
行政区域界	

：集 落

都市公園誘致距離

：街区公園（半径250m）

：近隣公園（半径500m）

：地区公園（半径1000m）

0　1000　2000　3000m

7－4今後の公園整備の基本方針

公園整備に関する社会的な背景や市民のニーズ、本市の公園の現状などをふまえ、公園の今後の公園整備方針を以下に整理する。

地域のコミュニティ活動の拠点となる身近な公園づくり

○ 子供たちの遊び場、市民の日常の健康づくり、レクリエーションの場として、快適な都市生活がおくれるような公園づくりを目指す。

○ ワークショップの開催や、清掃などの公園の維持・管理に町内会や子ども会などの活発な参画を促すなど、市民参加の公園づくりを推進し、地域のコミュニティを育む拠点として公園を活用していく。

○ 公園づくりや公園の維持管理に、市民が参加しやすい制度・体制・組織づくりを検討していく。

既存公園のリニューアルや拡張整備、都市公園への移行・改修を主体とした公園づくり

○ 市の公園整備率は高いことから新規の公園整備は必要最低限にとどめ、既存の公園内に設置された遊具や休憩施設などの老朽施設の更新、及び都市計画区域に編入される地区の農村公園の都市公園への移行・改修整備、既設公園の内容を充実するための拡張整備などを主体とした公園整備を行っていく。

少子高齢化の時代背景や身体障碍者の利用をふまえた、ユニバーサルデザインの公園づくり

○ 本市は「都市公園安全安心対策緊急総合支援事業」により、子供や身体障害者・高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進している。今後も継続して都市公園のバリアフリー化や防災施設の整備などを進め、誰もが利用しやすく、安全に利用できる緑道や公園づくりを行っていく。

○ 地域の病院や福祉施設と連携した、リハビリやセラピーに利用できる緑化施設の整備を進めていく。

観光・交流拠点となる公園づくり

○ 四季折々の花木が咲き、新緑や紅葉の美しさが感じられる緑化を行い、美しいまちづくりの拠点となるような公園づくりを行っていく。

○ 美しい景観を演出する緑のネットワークや、歩いていて快適な緑の散策路を整備していく。

防災拠点として利用できる公園づくり

○　主要な公園は、地震･火災時などの避難地となるような整備を行っていく。

都市環境の保全･改善に寄与する公園づくり

○　市街地にある既存の良好な緑を取り込んだ公園整備を進める。

○　自然エネルギーを活用した施設等を積極的に取り入れた施設整備を行っていく。

○　市街地の緑のスポットとなる、街角のポケットパークを増やしていく。

第8章
緑化重点地区



大野原屋外運動場のクワ

第8章 緑化重点地区

8－1 緑化重点地区とは

緑化重点地区*は、都市緑地法に基づき、緑の基本計画で設定する「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」で、その地域内で講じる緑化施策等を即地的に定めるものである。一定の地区を指定し、緑の基本計画が目指す姿をモデル的に具体化し、市民や企業、NPO、行政が連携し、公園緑地の整備や公共公益施設、民間施設の緑化などを総合的かつ効果的に図るものである。 ※緑化重点地区の詳細は P.152 参照

8－2 緑化重点地区の指定

嬉野市は、長崎街道と塩田川沿いに栄えた宿場町（嬉野宿・塩田宿）を基盤とする２つの中心となる市街地を有している。

嬉野宿は嬉野湯宿とも呼ばれていたが、長崎奉行の常泊の宿場にもなり本陣として利用されていた瑞光寺が現在も残る歴史のある町である。

「嬉野地区の中心市街地」は、温泉街を中心に旅館や商店など商業系機能に重点を置いた整備が進んだため密集した市街地形態をなしており、市民のみならず観光客がほっと落ち着くことが出来る市街地環境の整備が課題となっている。

また近年、「嬉野地区の中心市街地に隣接する東側の地区」では土地区画整理事業による新しい市街地が整備され、新幹線駅の計画も進められるなど、良好な商業・住宅環境の整備や新たなまちの顔づくりが課題となっている。

一方、「塩田地区の中心市街地」は、農山村地域を背景に発展してきたことから、市役所・中学校・公園等の公共施設がコンパクトに集積した市街地を形成している。

合併を機に、この場所に新たな社会文化体育館の建設や中学校の改修整備等、中心市街地の一体的な再整備が計画されていることと、宿場としてだけでなく物資の集散所として栄えた地域の歴史・文化資産として伝統的建造物群保存地区に指定された塩田津があることから、新たな市街地整備に合わせた良好な環境創りや観光面での活性化が課題となっている。

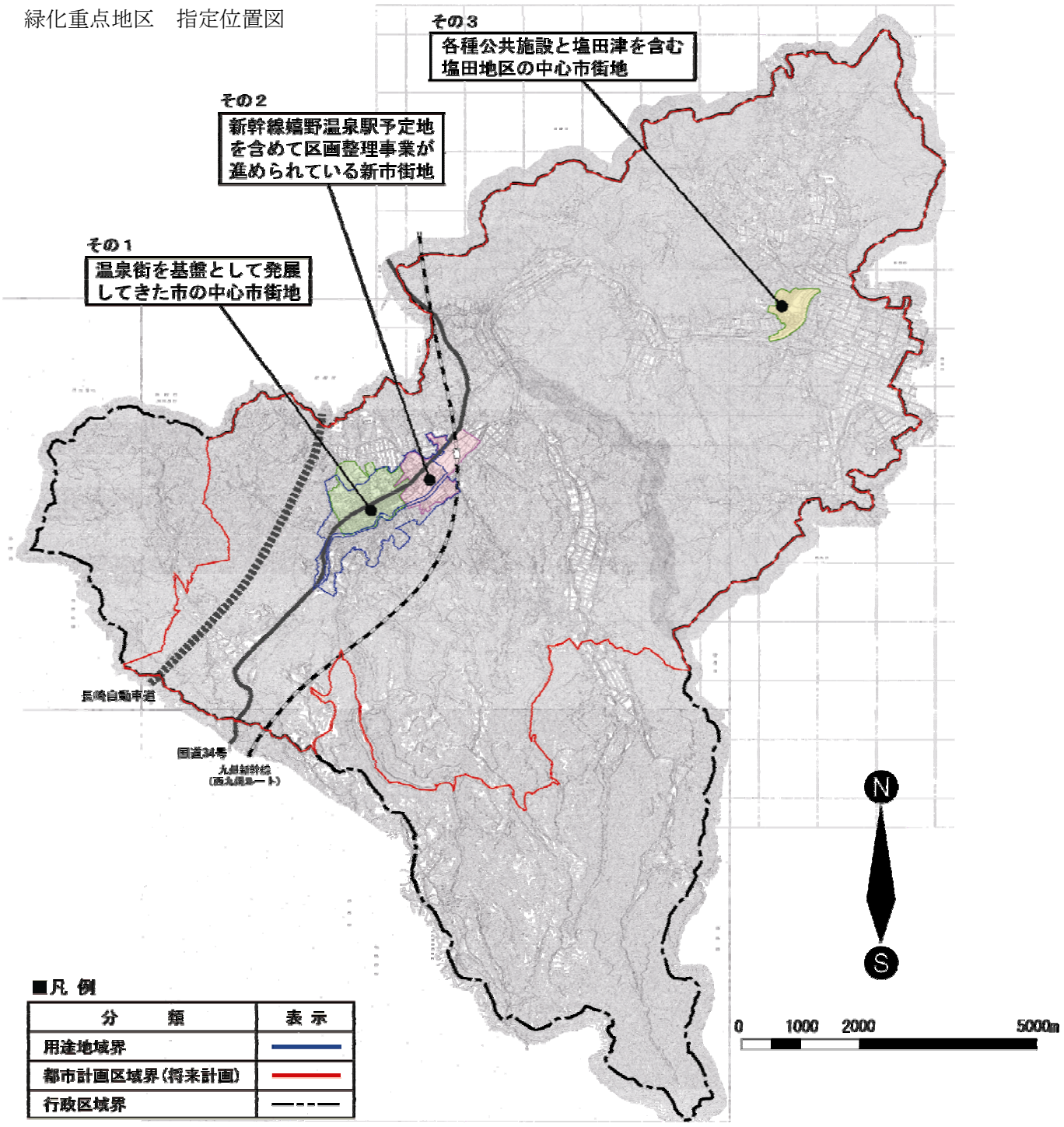
上記の課題と、緑の基本計画ハンドブックで示された緑化重点地区設定基準との整合も確認して、次頁の環境整備を必要とする主要な３ヶ所の市街地部分を、嬉野市における緑化重点的地区として設定した。

その１：嬉野地区で、市役所（嬉野庁舎）があり温泉旅館などの商業施設が密集する、**温泉街を基盤として発展してきた市の中心市街地**

その２：嬉野地区の中心市街地の東側に隣接する、**新幹線嬉野温泉駅予定地を含めて区画整理事業が進められている新市街地**

その３：塩田地区で、観光拠点となる塩田津やレクリエーション拠点となる公園があり、市役所（塩田庁舎）周辺において中学校のリニューアルや新たな社会文化体育館などの公共施設整備が計画されている、**各種公共施設と塩田津を含む塩田地区の中心市街地**

緑化重点地区　指定位置図



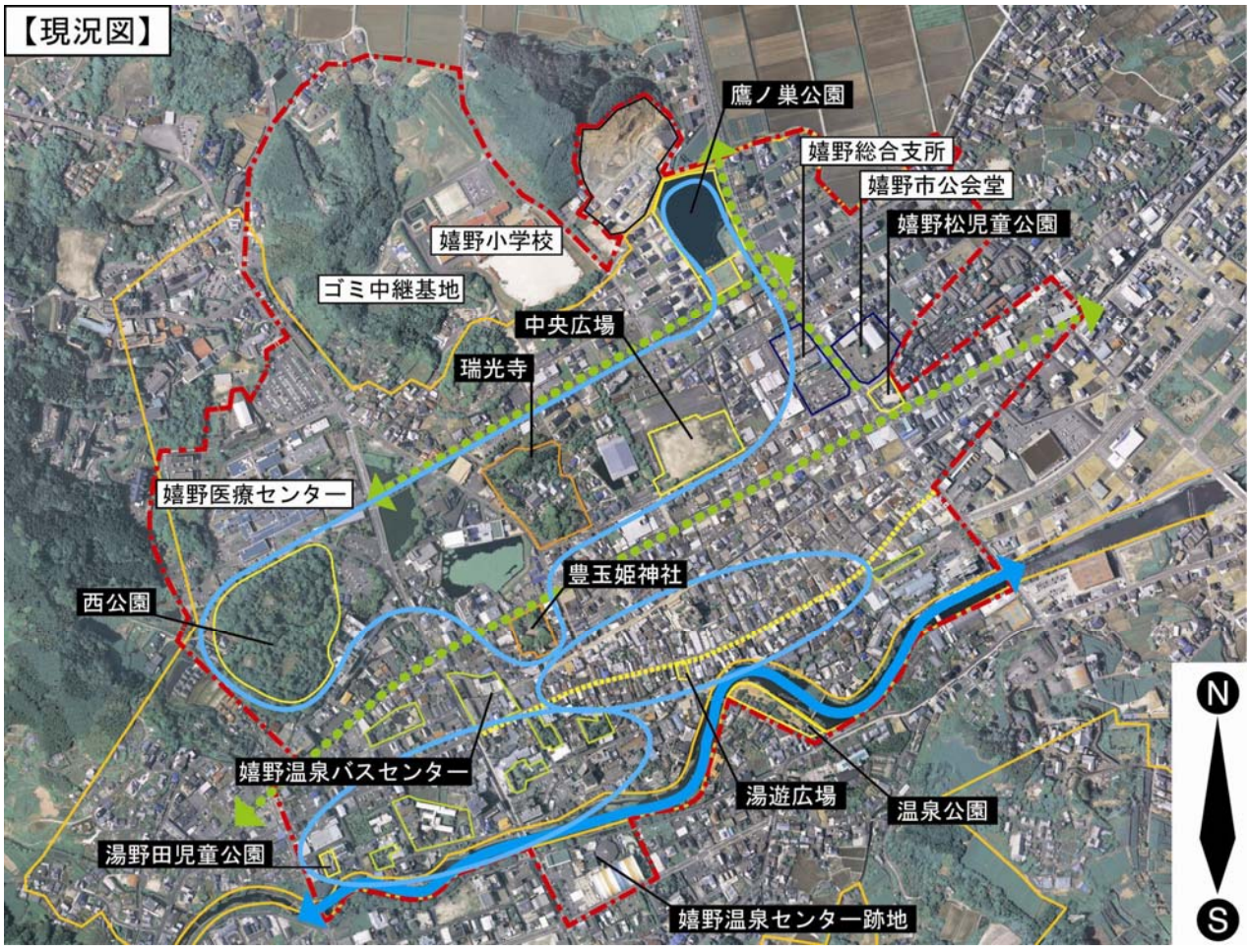
（1）緑化を重点的に進める地域－その１：温泉街を基盤として発展してきた市の中心市街地

①地区の概況

当地区は観光拠点である嬉野温泉街を中心とした地区で、建物が密集しているところである。温泉街のメインストリートは歩道こそ整備されているものの、植栽等の緑化するスペースもなく、緑の少ない通りとなっている。その中で際立つ緑が西側の老舗旅館の外構の植栽で、市街地の緑量のある緑として、豊玉姫神社や瑞光寺の社寺林や街区公園の緑と同様に貴重な緑となっている。そのほか、温泉街の一角に設けられた「湯遊広場」は観光客との交流のできる足湯の広場で、憩いの場として利用されている。

また当地区の南側の塩田川沿いに整備された「さくらロード」は、春にはウォークラリー等のイベントも開催され、水辺の憩いの場としても活用されている。

観光地でもあるこの地区には観光客も多く訪れる場所であり、緑化を図る意義は大きく、積極的な緑化による住民の快適な都市環境の形成とともに、観光客へのもてなしの緑の空間形成も期待される地区である。



②課題の整理

当地区の課題は以下のように整理される。

○温泉街のメインストリートや周辺商店街に緑が少ない。

○少しでも緑を増やすためには、オープンスペースや空地を利用した緑地・広場の拡充が必要。

○今後、新しく整備する新幹線「嬉野温泉駅」からの観光客の温泉街への誘導を促すような緑のネットワークが必要。

③緑化の基本方針

現況と課題を踏まえ、当地区の緑化については以下のような基本方針とする。

基本方針

拠点の緑化･･･ ○温泉街は、旅館や商店街の協力による緑の演出を図る。
○市街地整備事業が済んでいない旧市街地は、オープンスペース等を利用した借地公園等の制度を活用し、緑地整備等の推進を図る。
○公共施設や民間施設のファサード等、積極的な緑化を推進する。
○嬉野らしさを感じる、特徴ある街角のポケットパーク(足湯広場)などをさらに展開していく。

骨格軸の緑化･･･○国道 34 号は主要な緑のネットワーク軸として位置付け、街路樹の維持管理を、市民の協力を得ながら継続的に行っていく。
○温泉街のメインストリートは、当面歩車共存の遊歩道として活用するが、将来的に歩行者専用道路としての整備を検討していく。

水辺の緑のネットワークの形成･･･ ○現在の塩田川沿いに整備されている遊歩道（「さくらロード」）の拡充と延伸を図る。遊歩道沿いは桜並木を整備する。

市民参加による緑化･･･○西公園・鷹ノ巣公園等の既存公園を主体にした、市民活動による緑化体制づくりと、緑の維持管理活動の展開。

既存公園緑地の有効活用と市民参加による維持管理

西公園（里山の緑）や鷹ノ巣公園（溜池）を、自然観察の場として活用する他、維持管理など市民の緑化活動を実践するモデル空間として活動を展開していく。

市街地内の貴重なみどりの保全

溜池群とその周辺の緑地、瑞光時や豊玉姫神社の社寺林等、市街地内にある良好な環境を形成している緑地群を現状のまま保全するために、風致地区の法規制をかける。

病院移転跡地に整備する公共施設の緑化推進と、その一部と西公園を一体化した避難地整備

病院移転跡地に隣接する産業文化交流施設の適正な緑化を図る。また、隣接する西公園と産業文化交流施設の敷地の一部を合わせた形で、防災の一時避難地として位置付け、整備する。

街角の緑化スポットの整備

市街地内の街角の空地を活用し、嬉野らしい温泉・お茶を活かした広場や緑のスポットづくりを進めてゆく。

現在整備された場所以外にも設置を検討していく。

整備事例



公共施設の緑化推進と、施設撤去跡空地の緑地としての活用

バス駅舎などの公共施設の緑化を推進する他、保育園・老人ホーム・民間施設撤去跡地を有効に活用して、緑化を検討する。

緑の骨格となる河川空間の整備・活用

塩田川の一部に整備された既設遊歩道をそのまま活かし、堤防や低水敷を利用して、塩田川全体に嬉野市の緑の骨格となる遊歩道を整備する。

遊歩道整備に合わせて河川沿いに桜の木を植栽し、全体として市を横断する環境・景観軸創りを行う。

また、所々に親水空間の整備も行う。

整備事例



教育施設空間としての良好な緑の環境づくり

教育施設（嬉野小学校）やゴミ中継基地の施設条件に合った周辺緑地の保全と、各施設にふさわしい緑化推進を図る。

新しい市街地の緑化

新たに整備を行った住宅地は、民有地を対象とした緑地協定を締結し、民有地の生垣や庭を整備する形で緑化を推進していく。

市の顔となる行政拠点空間の緑のリニューアル

新たに整備する防災センターの整備に合わせ、既存の市庁舎を含めて、市の顔となる行政拠点施設空間に相応しい緑化によるリニューアルを検討する。

主要幹線道路の緑の保全、及び観光・景観軸機能をふまえた緑のネットワーク軸の構築

主要幹線道路に植栽された既存街路樹は、緑陰の確保や町の品格を形成する機能を有しており、基本的にそのまま保全を図って行く。

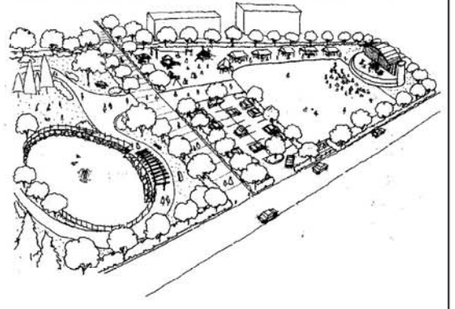
その中で、観光ルートや景観軸となっている幹線道路については、必用に応じて景観性に優れた樹種や嬉野らしい樹種（茶、桜、藤等）に見直したり、樹木名をなどの通り名称をつけるなど、市民が親しみやすいネットワーク軸にすることも検討して行く。また、緑化されていないネットワークや景観軸を形成する道路は、街路樹を植栽できるように、歩道幅員の拡幅や植栽帯の整備を検討していく。

整備事例



新たな観光・交流拠点としての緑地空間の整備

公共施設移転跡地を、バザーや朝市、温泉祭りや盆踊りなどの市の祭事、嬉野茶の品評会、ゲートボールや少年サッカーのレクリエーション大会、野外コンサートなどの企画・運営をするための受け皿など、多目的に活用できる緑地広場としての整備を検討する。



密集市街地における緑化

空地などのオープンスペースの活用、壁面緑化などにより潤いある緑地空間を確保することに努める。

また、将来的には面的整備による施設の集約・移転、立体化等によって緑の潤いある空間の創出を検討する。

民間商業施設の緑化推進による、潤いある市街地空間の形成

旅館等民間商業施設の庭や外構に対して、生垣等の緑化助成制度や緑の顕彰制度などの創設を検討し、支援や公表による表彰を行って修景・緑化を推進することによって、住んでいる人のみならず来訪者も含めて「みんながほっとするまち、うれしの」の実現を図っていく。

整備事例



温泉街のメイン通りの修景整備

メインの温泉街通りについては、商店やギャラリーなどのファサード（店舗前の外観）をフラワーポットなどで緑化したり、歩車共存道路化を図ってポイント的な植栽を行ったり、店舗跡地を緑陰のとれる休憩スポットとして整備するなど、歩いて楽しい修景的な緑化を計画する。また、将来的には歩行者専用道路とすることも検討していく。

整備事例



市街地からの景観対象となる緑地の保全

山林・棚田の茶畑など、市街地の背景となっている緑は、緑化重点地区からは外れるが、景観対象となっている大切な緑地として積極的な保全を図ってゆく。特に、嬉野市の基幹産業をイメージさせる茶畑は、市民ボランティアやオーナー制度などの活用により、町のイメージを高める大切な緑地景観として守っていく。



(2) 緑化を重点的に進める地域－その２：新幹線嬉野温泉駅予定地を含めて区画整理事業が進められている新市街地

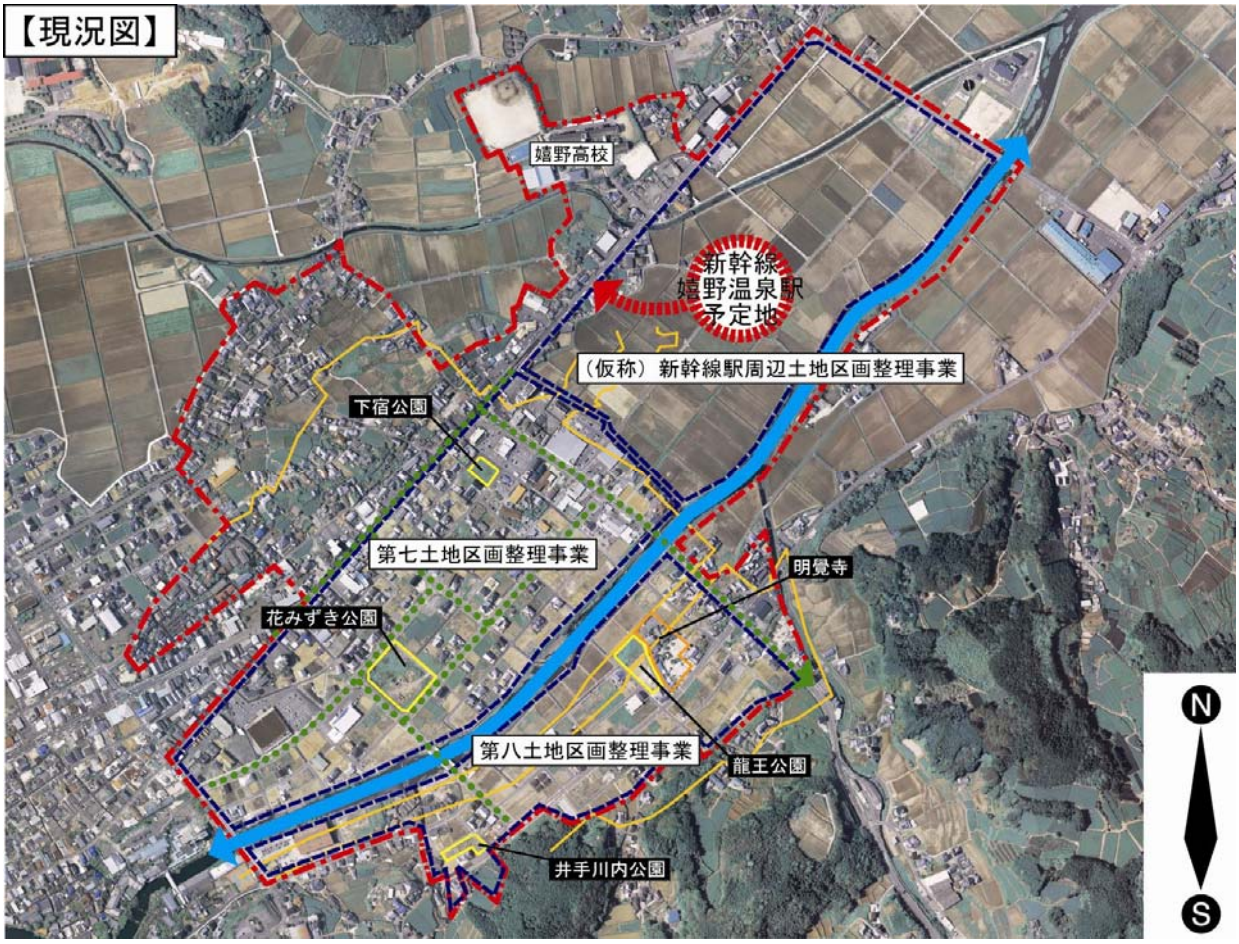
①地区の概況

当地区は、区画整理事業が現在進められている第七・第八の 2 地区（平成 23 年度完了予定）と、九州新幹線西九州ルート（平成 29 年度完成予定）の嬉野温泉駅を含めた（仮称）新幹線駅周辺土地区画整理事業が計画されている場所で、新たな市街地としての発展が見込まれる地区である。

区画整理事業が進められている第七・第八の 2 地区では合計 4 ヶ所の街区公園が整備されており、今後整備される嬉野駅周辺土地区画整理事業内には 2 ヶ所街区公園が整計画されている。これら 6 ヶ所の公園が当地区の緑の拠点となる。

また、新しく整備する嬉野温泉駅は本市の新たな玄関口となるため、来訪者を迎える本市の顔として、嬉野市らしい駅および駅前広場の整備が望まれるところである。

新たな市街地となるこの地区は、今後、住宅等も建ち並び、庭木･生垣の緑や街路樹の緑が地区の重要な緑となってくる。住民の積極的な緑化活動と、嬉野温泉駅の緑化を推進することにより、新しい街並みが創り出される地区となる。



②課題の整理

当地区の課題は以下のように整理される。

○新たな玄関口となる新幹線嬉野温泉駅周辺は、来訪者を迎える市の顔となる修景緑化が求められる。また、観光客を新幹線「嬉野温泉駅」から、温泉街や観光拠点へ誘導するための、主要幹線道路の緑のネットワーク整備が必要である

○市を縦断する塩田川の緑のネットワーク形成が求められている。

○区画整理事業による新しい市街地においては、幹線道路や宅地内の公園整備において、市民の協力による緑の維持管理が必要となってきている。

③緑化の基本方針

現況と課題を踏まえ、当地区の緑化については以下のような基本方針とする。

基本方針

拠点の緑化･･･ ○嬉野市の玄関口としてふさわしい、新幹線嬉野温泉駅周辺（駅前広場等）の緑化を推進する。
○新たに整備された住宅地における緑地協定等を活用した緑化推進を図る。

骨格軸の緑化･･･○国道 34 号は緑の主要なネットワーク軸として、街路樹の維持管理を、市民の協力を得ながら継続的に行う。
○計画されている街区公園を、歩道や街路樹のある街路でつなぎ、緑の環境ネットワークの形成を図る。

水辺の緑のネットワークの形成･･･ ○緑の骨格となる塩田川の堤防をサクラ並木とし、利便性・景観性の向上や、歩車共存の遊歩道として整備する。
○区画整理地内の水路沿いの遊歩道・緑化整備を図る。

市民参加による緑化･･･○区画整理で整備した街区公園をアドプト制度や公園愛護会を設立するなど、市民活動による緑化管理体制づくりと、緑の維持管理活動を展開する。

面的整備が行われていない旧集落における緑の確保

既存集落の特徴ある緑地空間の将来的な整理

中心市街地に隣接する既存集落地内の茶畑などの特徴ある緑地空間を、将来的に面的整備事業などにより土地の整理統合を行う。当面は嬉野らしい茶畑を残したまちづくりを行いながら、遊休農地を借地公園等の制度を活用した緑地として確保するなど、将来的に潤いある市街地が形成できるよう検討していく。

教育施設空間としての良好な緑の環境づくり

立地条件に合った教育施設（嬉野商業高等学校）に相応しい緑化推進成を図る。

市街地内の水路沿いの遊歩道の整備

市街地内の風の通り道・緑地軸として、可能であれば並木の整備も含めて、既存の水路を活用した親水広場や水路沿い遊歩道の整備を検討する。

計画進行中、又は予定の面的整備区域における緑化推進

整備が進む商業地空間の緑化

建物前の緑地空間確保や壁面緑化・屋上庭園の整備など、商業地空間にふさわしい緑化の推進を図る。

整備が進む嬉野の顔となる新幹線駅周辺の修景緑化

新しい嬉野の玄関口となる新幹線駅の整備に合わせ、嬉野の顔となる「美しさと地域特性が感じられる」緑地空間の整備を図る。

都市の骨格となる主要幹線道路の街路樹保全

都市の緑の骨格となる幹線道路の街路樹は、アドプト制度等を活用し、市民参加による維持管理を展開する。

将来整備予定の居住空間の緑化

地区内に計画する道路の歩道整備や公園整備により緑化を図って行くが、その緑を維持するために、公園愛護会の設立やアドプト制度等を活用し、住民による維持・管理を展開していく。
また居住空間は、生垣助成制度や顕彰制度を創設して、良好な生活環境づくりを推進していく。
河川に隣接する空間においては、河川沿いの遊歩道整備を計画する他、緑地空間の確保や、親水空間の整備を検討する。

区画整理完了区域における緑の維持管理

地区内に整備された緑の拠点となる公園、緑のネットワーク軸となる幹線道路の街路樹の緑の維持管理

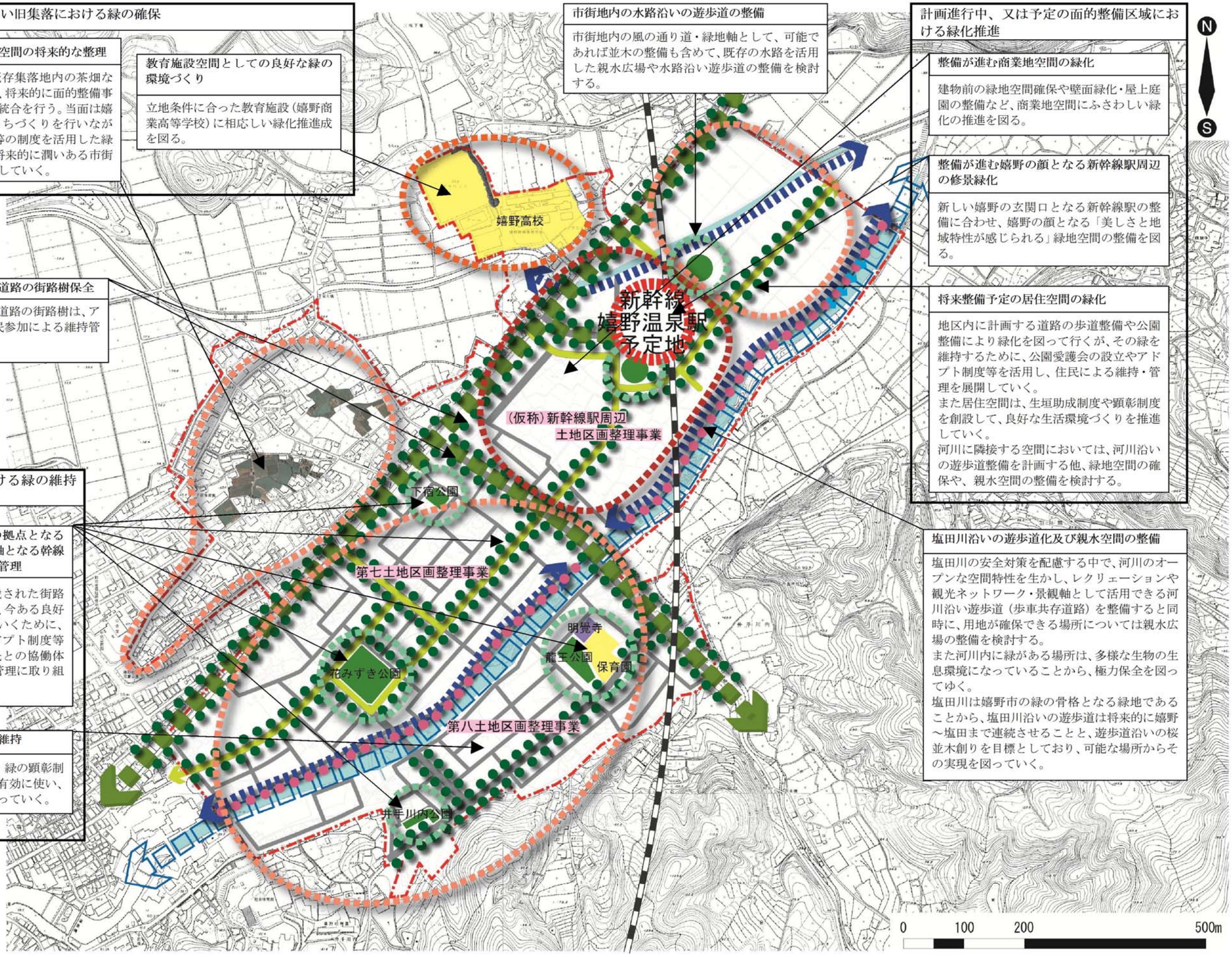
地区内道路の歩道に植栽された街路樹や公園の緑については、今ある良好な緑の住環境を維持していくために、公園愛護会の設立やアドプト制度等の活用などによって住民との協働体制を確立し、清掃・維持管理に取り組んでいく。

民有地の良好な緑の環境維持

緑地協定、生垣補助制度、緑の顕彰制度などで、可能な制度を有効に使い、良好な住環境の形成を図っていく。

塩田川沿いの遊歩道化及び親水空間の整備

塩田川の安全対策を配慮する中で、河川のオープンな空間特性を生かし、レクリエーションや観光ネットワーク・景観軸として活用できる河川沿い遊歩道（歩車共存道路）を整備すると同時に、用地が確保できる場所については親水広場の整備を検討する。
また河川内に緑がある場所は、多様な生物の生息環境になっていることから、極力保全を図ってゆく。
塩田川は嬉野市の緑の骨格となる緑地であることから、塩田川沿いの遊歩道は将来的に嬉野～塩田まで連続させることと、遊歩道沿いの桜並木創りを目標としており、可能な場所からその実現を図っていく。



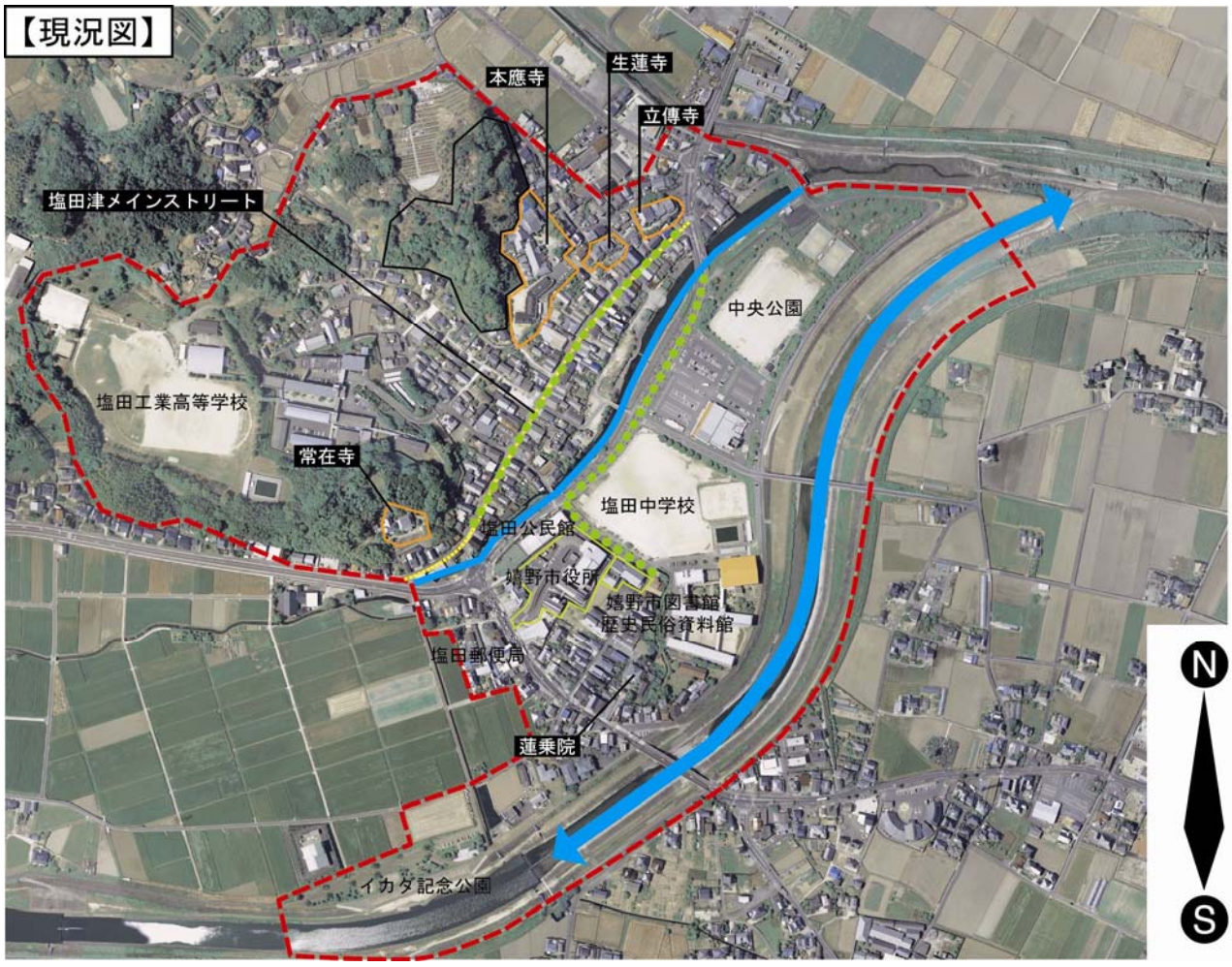
（3）緑化を重点的に進める地域－その３：各種公共施設と塩田津を含む塩田地区の中心市街地

①地区の概況

当地区は、旧嬉野町と旧塩田町が合併後、嬉野市役所や中央公民館等の公共機関がある中心地区で、またその近傍には歴史的な建造物が残る塩田津もあり、新と旧が共存する地区である。

塩田地区全体は唐泉山や塩田川、農地、農村集落の住宅の緑等、緑豊かな地域であるが、それらの緑に囲まれた当地区は、周囲に比較すると緑も少なく、船着場の名残を残す浦田川を挟んで、東側に市役所等、西側に宿場町であった塩田津があり、特に塩田津は緑が少ない通りとなっている。しかし背後地には神社仏閣の社寺林もあり、これらを保全し、塩田津の歴史的な空間を維持することが必要である。

塩田津は本市の重要な観光拠点でもあり、当地区の緑化も、もてなしの緑となることが期待される地区である。



②課題の整理

当地区の課題は以下のように整理される。

○塩田地区中心市街地の環境整備が求められている。
○観光拠点である塩田津において、周辺の建物とのバランス、人の集まる賑やかさを演出する緑が少ない。
○塩田津の借景となっている社寺林・丘陵地の緑の保全が必要。
○浦田川は歴史ある水辺空間であり、塩田津との一体化により質の高い緑地空間として整備することが求められている。
○市を縦断する塩田川の緑のネットワーク形成が求められている。

③緑化の基本方針

現況と課題を踏まえ、当地区の緑化については以下のような基本方針とする。

基本方針

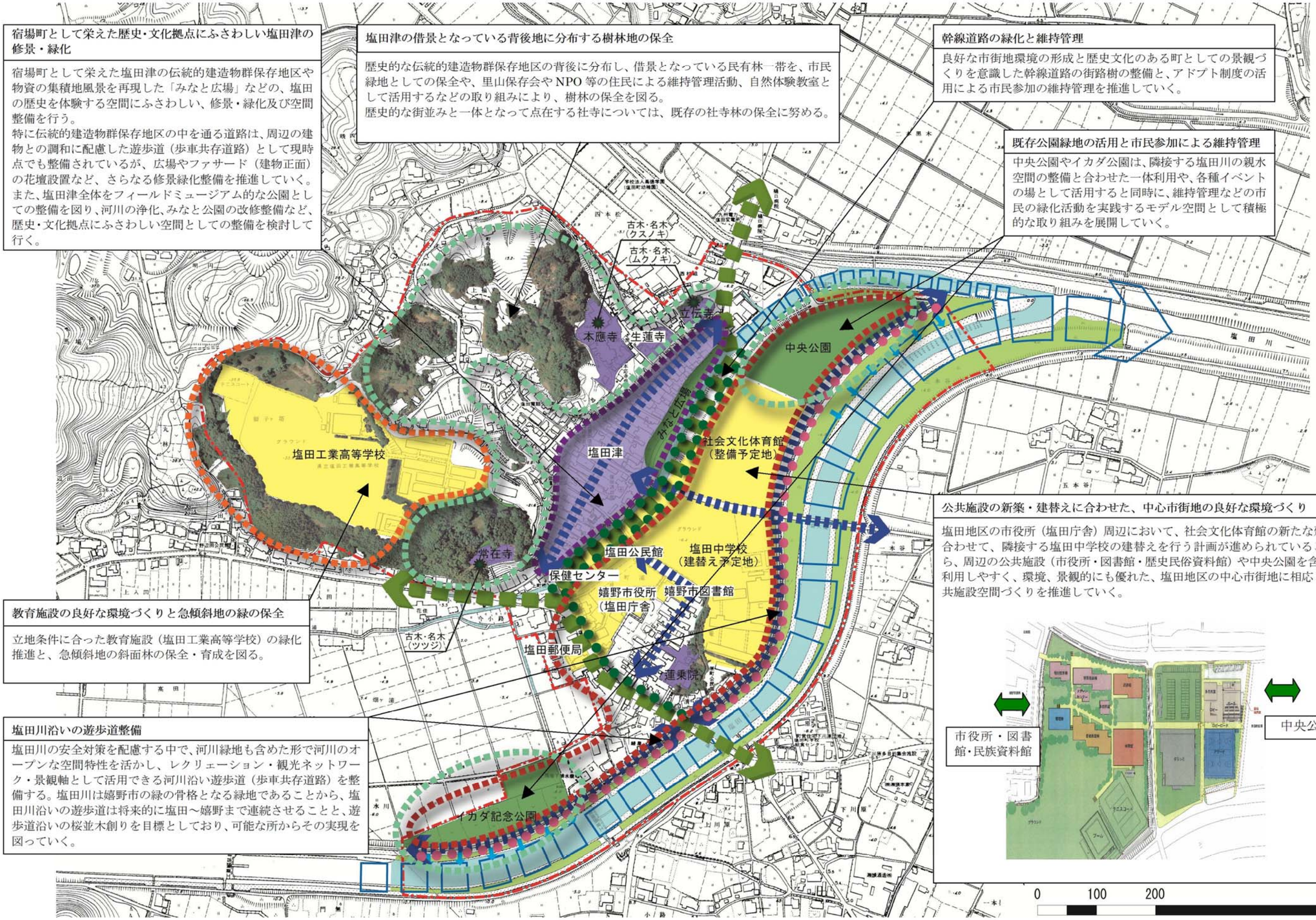
拠点の緑化･･･ ○新しく整備が進められる社会文化体育館やリニューアルされる中学校等の公共施設と、既存市役所・中央公園と一体となった市街地環境緑化を図る。
○塩田津の歴史･文化拠点として、プランターや桜などの花木による観光を意識した修景緑化を推進する。

骨格軸の緑化･･･ ○国道 34 号は緑の主要なネットワーク軸として、街路樹の維持管理を、市民の協力を得ながら継続的に行う。

緑の保全･･･ ○塩田津の良好なロケーションを形成している背後地の社寺林･民有林を、市民団体との協働や市民緑地制度等を活用して保全をしていく。

水辺の緑化･･･ ○浦田川の水辺空間で、市民と一体となった保全活動を展開すると同時に、フィールドミュージアム的な親水空間のリニューアル整備を計画する。

○塩田川沿いを桜並木とし、歩車共存の遊歩道ネットワークを整備する。



宿場町として栄えた歴史・文化拠点にふさわしい塩田津の修景・緑化

宿場町として栄えた塩田津の伝統的建造物群保存地区や物資の集積地風景を再現した「みなと広場」などの、塩田の歴史を体験する空間にふさわしい、修景・緑化及び空間整備を行う。
特に伝統的建造物群保存地区の中を通る道路は、周辺の建物との調和に配慮した遊歩道（歩車共存道路）として現時点でも整備されているが、広場やファサード（建物正面）の花壇設置など、さらなる修景緑化整備を推進していく。
また、塩田津全体をフィールドミュージアム的な公園としての整備を図り、河川の浄化、みなと公園の改修整備など、歴史・文化拠点にふさわしい空間としての整備を検討して行く。

塩田津の借景となっている背後地に分布する樹林地の保全

歴史的な伝統的建造物群保存地区の背後に分布し、借景となっている民有林一帯を、市民緑地としての保全や、里山保存会やNPO等の住民による維持管理活動、自然体験教室として活用するなどの取り組みにより、樹林の保全を図る。
歴史的な街並みと一体となって点在する社寺については、既存の社寺林の保全に努める。

幹線道路の緑化と維持管理

良好な市街地環境の形成と歴史文化のある町としての景観づくりを意識した幹線道路の街路樹の整備と、アドプト制度の活用による市民参加の維持管理を推進していく。

既存公園緑地の活用と市民参加による維持管理

中央公園やイカダ公園は、隣接する塩田川の親水空間の整備と合わせた一体利用や、各種イベントの場として活用すると同時に、維持管理などの市民の緑化活動を実践するモデル空間として積極的な取り組みを展開していく。

教育施設の良好な環境づくりと急傾斜地の緑の保全

立地条件に合った教育施設（塩田工業高等学校）の緑化推進と、急傾斜地の斜面林の保全・育成を図る。

塩田川沿いの遊歩道整備

塩田川の安全対策を配慮する中で、河川緑地も含めた形で河川のオープンな空間特性を活かし、レクリエーション・観光ネットワーク・景観軸として活用できる河川沿い遊歩道（歩車共存道路）を整備する。塩田川は嬉野市の緑の骨格となる緑地であることから、塩田川沿いの遊歩道は将来的に塩田～嬉野まで連続させることと、遊歩道沿いの桜並木創りを目標としており、可能な所からその実現を図っていく。

公共施設の新築・建替えに合わせた、中心市街地の良好な環境づくり

塩田地区の市役所（塩田庁舎）周辺において、社会文化体育館の新たな建設と合わせて、隣接する塩田中学校の建替えを行う計画が進められていることから、周辺の公共施設（市役所・図書館・歴史民俗資料館）や中央公園を含めて、利用しやすく、環境、景観的にも優れた、塩田地区の中心市街地に相応しい公共施設空間づくりを推進していく。



第9章
保全配慮地区・風致地区の設定



下童庵のケンポナシ

第9章　保全配慮地区・風致地区の設定

9－1　保全配慮地区の設定

保全配慮地区※は、緑地保全地区、特別緑地保全地区以外の区域で、風致景観の保全の観点、生態系保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点等の都市における緑地の状況を勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけ、設定するものである。

本市においては以下の地区を保全配慮地区として設定する。

なお、⑤不動山地区の棚田地区の一部、及び⑥春日渓谷地区、⑦国見岳周辺の 2 次林の残る地区については都市計画区域外であり、本来は保全配慮地区の設定がなじまないところであるが、ボランティアによる緑の整備・維持管理などの活動拠点として今後展開していく拠点として明確に位置づけをするために、本市においては保全配慮地区として位置付けることとした。

※保全配慮地区の詳細は P150 参照

■保全配慮地区の指定地■

番号	指　定　場　所	保全の手法
①	兎鹿野（とろくの）地区（棚田）	土地の所有者及びボランティアの協力を得ながら、継続的な耕作や休耕地の再利用等により棚田の景観を継承する。
②	岩屋川内地区の茶畑の集る地区	嬉野市のブランドとしてのお茶を、飲み物としてのブランドとしてだけでなく、嬉野らしい緑の要素として、茶摘体験等のお茶のイベント等をさらにアピールし、茶畑を活用した観光名勝としても保全していく。
③	岩屋川内地区の茶畑の集る（岩屋茶ロード周辺）	
④	唐泉山（生活環境保全林以外）	生活環境保全林を拠点とし、そこから徐々に周辺の山林についても、ボランティアによる広葉樹の植樹等を展開していく。
⑤	不動山地区の棚田地区	土地の所有者及びボランティアの協力を得ながら、継続的な耕作や休耕地の再利用等により棚田の景観を継承する。
⑥	春日渓谷地区	観光拠点として現在の紅葉を活用しつつ、周辺についても、ボランティアによる植樹や観光拠点としての整備を進めていく。
⑦	国見岳周辺の二次林の残る地区	現在の二次林を保全するための、ボランティアによる維持管理活動の拡充と、周辺についても、広葉樹の植樹等の整備を進めていく。

9－2 風致地区の設定

風致地区※は、都市における風致を維持するために定められる地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。

本市においては、緑化重点地区として位置付けた地区の中で、下記の地区を風致地区の候補地として選定した。

※風致地区の詳細は P146 参照

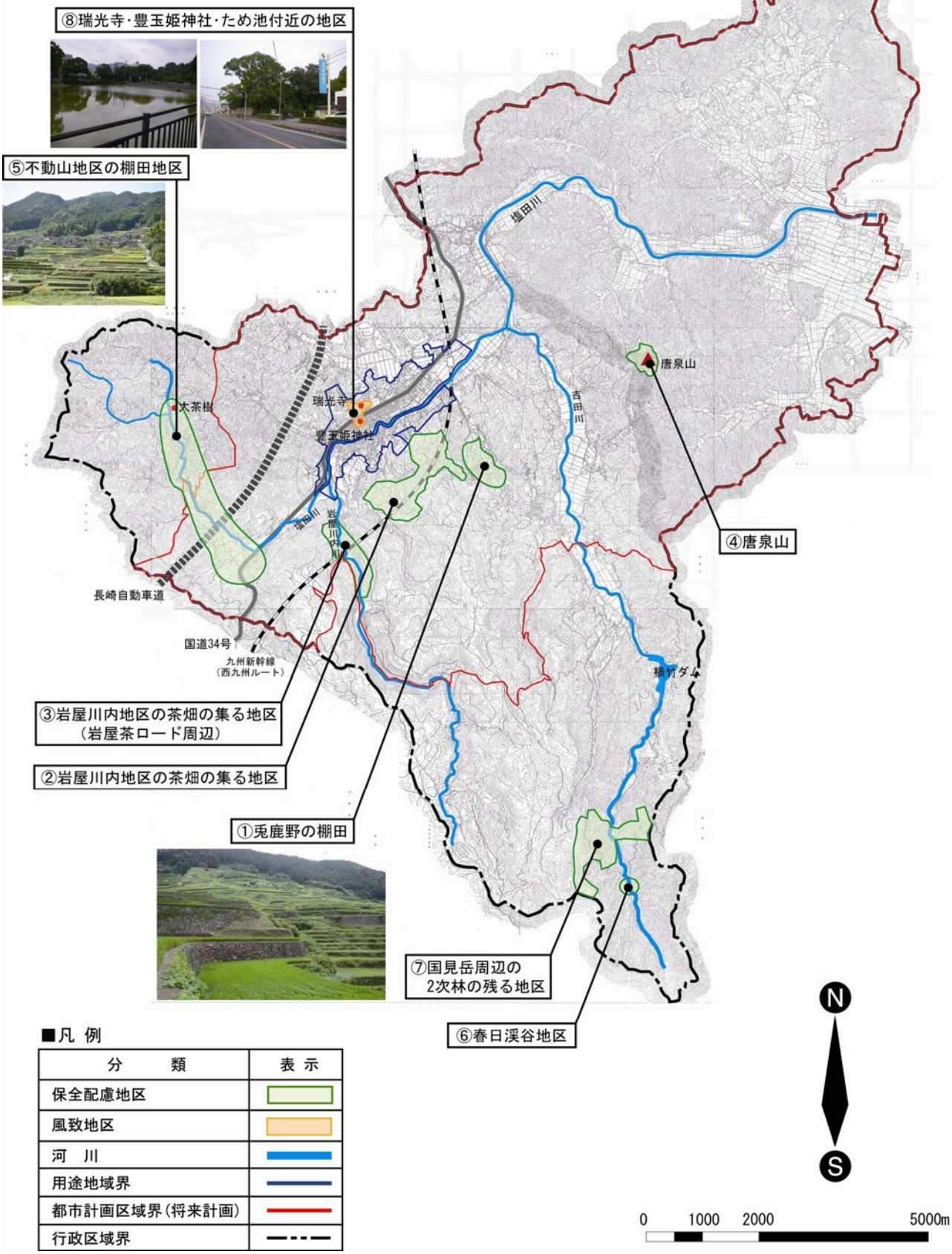
■風地地区の指定地■

番号	指　定　場　所	面積
⑧	瑞光寺･豊玉姫神社･ため池付近の地区	9.4ha

※面積は図上計測による

今後景観計画を具体化していく中で、景観としてとらえても、上記の地区は景観形成の要となる空間（景観形成重点地区等）として位置付けることが望まれる。

保全配慮地区・風致地区の設定



■凡 例

分　　類	表 示
保全配慮地区	
風致地区	
河　川	
用途地域界	
都市計画区域界（将来計画）	
行政区域界	

第 10 章
計画の推進にむけて

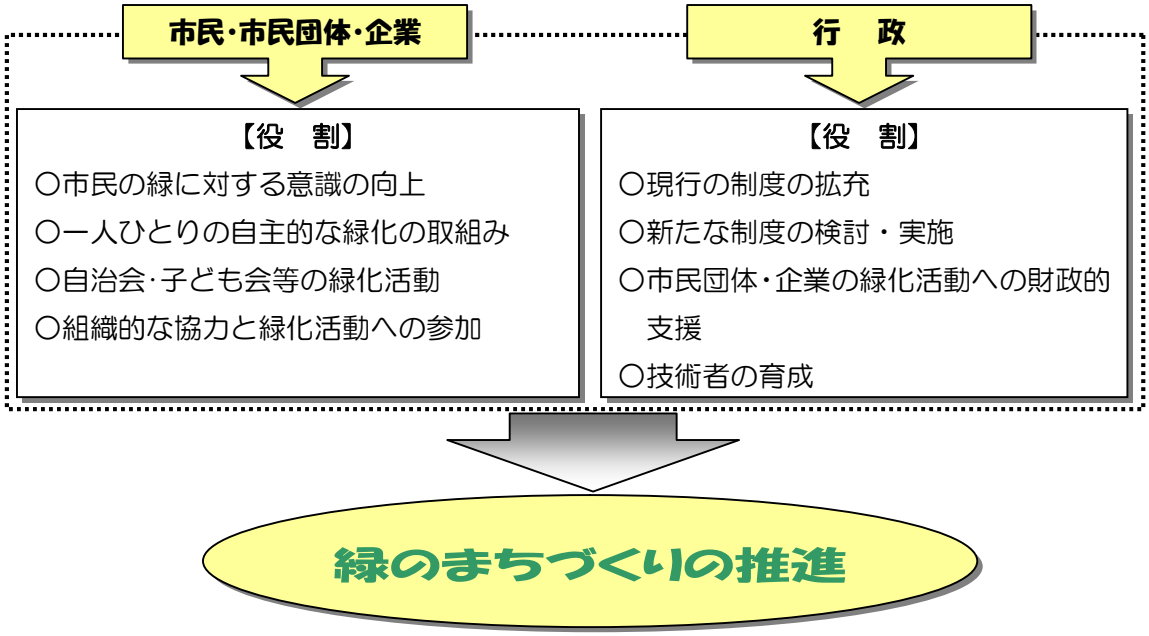


嬉野の大茶樹

第 10 章　計画の推進に向けて

10－1　計画推進のための体制づくり

計画に掲げる施策を効果的に推進するためには、行政をはじめ、市民・市民団体・企業等の各主体が、各々の役割を分担し、目標に向かって実際に取り組んでいくことが必要である。



10－2　緑の基本計画の効果的な運用

本計画に掲げる施策を推進するにあたっては、財源の確保は当然のことながら、実現の可能性、事業の効果等を考慮した上で優先順位を見極め、段階的に実施していくことが必要である。特に、山林の広葉樹林化は樹木の生育にも時間が必要であるため、早期に取り掛かり、継続的な維持管理が必要である。

これらは、上位計画でもある「嬉野市総合計画」や「都市計画マスタープラン」との整合性を図りながら、また、嬉野市としてだけでなく、道路や河川など連続性のあるものについては、国や県、周辺市町村との連携も図りながら、目標とする概ね 20 年後の緑豊かなまちづくりを目指し、進めていくことが必要である。



10－3 計画の進行管理と見直し

緑の基本計画は、都市計画マスタープランにあわせ、おおむね 10 年ごとに緑地の確保目標などの計画や施策の進捗状況の把握など計画の進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

① 計画の進行管理

1 Plan（計画）

今回の計画策定のように、緑の量などの現況、基本方針、目標設定、施策の方針などを定めます。

2 Do（実行）

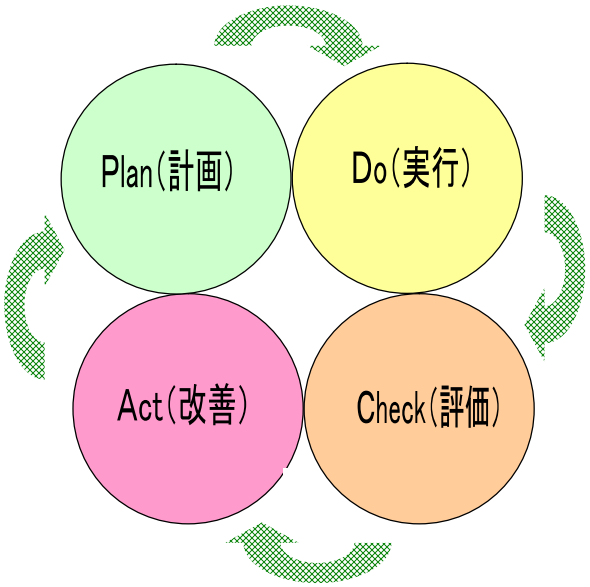
市民、事業者、行政の連携と協働により、公園づくりや緑のネットワークづくりなどの事業計画を策定し施策を推進します。

3 Check（評価）

事業や施策の実施に伴う緑の量の変化の把握、取り組みのフォローアップなど事業や施策の効果などを評価します。

4 Act（改善）

評価を踏まえた計画の見直し、新たな事業計画の立案などを行います。



■ＰＤＣＡサイクルによる計画の点検と見直し

② その他の見直しの必要性

計画の進行管理とあわせ、次のような事象が生じた場合は見直しを検討します。

・市民参加活動の顕著な高まりにより積極的な市民参加による計画づくりや都市緑化が求められ、緑の基本計画で位置づける必要性が高まった場合。

・里山の保全、防災公園の確保、密集市街地の整備、施設跡地の利用計画の具体化など新たな政策課題への対応が必要になった場合。

・事業評価の結果等により主要な公園整備や緑地保全事業等などの見込み、予定が変化した場合。

・都市緑地法の改正等を受けて、これらを活用した施策を実施できることとなった場合など。

資料：緑の基本計画ハンドブックから抜粋

参考資料

参考資料１：緑地の保全・緑化に関する主な制度

ふるさとの原風景を守り続ける・・・守る緑

緑を守るための制度

○特別緑地保全地区制度

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより、豊かな緑を将来に継承することができる。

（都市緑地法第 12 条）

○管理協定制度

特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区等の管理の負担を軽減することができる。

（都市緑地法第 24 条）

○風致地区制度

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上で、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要な区域について定めるものである。

○保全配慮地区

都市緑地法に基づき、緑の基本計画で設定する「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として定めるもので、その地区内で講じる緑地保全施策等を即地的に定めるものである。

緑の拠点とそれらのネットワークを形成する・・・創る緑

緑の拠点を形成するための制度

○借地公園制度

民間の土地所有者と地方公共団体が貸借契約を結んだ土地に公園整備を行なう制度。

（都市公園法第 16 条）

○緑化重点地区

都市緑地法に基づき、緑の基本計画で設定する「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」で、その地域内で講じる緑化施策等を即地的に定めるものである。一定の地区を指定し、緑の基本計画が目指す姿をモデル的に具体化し、市民や企業、NPO、行政が連携し、公園緑地の整備や公共公益施設、民間施設の緑化などを総合的かつ効果的に図るものである。

市民と行政が協働(協力)して緑を育てる･･･育てる緑

市民と行政が協力して緑を育む制度

○緑地協定制度

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができる。(都市緑地法第 45 条、第 54 条)

○市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。(都市緑地法第 55 条)

○緑地管理機構制度

地方公共団体以外のＮＰＯ法人などの団体が緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができる。(都市緑地法第 68 条)

参考資料 2:その他まちづくりの中で検討できる制度

○地区計画の活用による緑地保全

屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。(都市緑地法第 20 条)

○緑化地域制度

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。これにより効果的に緑を創出することができる。　(都市緑地法第 34 条)

○緑化施設整備計画認定制度

民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。(都市緑地法第 60 条)

参考資料 3:制度の概要

○特別緑地保全地区制度	
都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することができる。 （都市緑地法第 12 条）	
指定要件	指定要件は次のいずれかである。 • 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの • 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの • 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの
指定主体	• 特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として計画決定を行う。面積により決定主体が異なる。 ・10ha 以上の場合：都道府県が決定する。 指定都市にあっては、指定都市が決定する。 ・10ha 未満の場合：市町村が決定する。
行為の規制	特別緑地保全地区に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事（指定都市及び中核市においては当該都市の長）の許可が必要になる。 • 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 • 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 • 木竹の伐採 • 水面の埋立て又は干拓 • 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積　など
指定のメリット	• 次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。 ・ 相続税：山林及び原野については８割評価減となる。(財産評価基本通達 50-2、58-5、123-2) ・ 固定資産税が最大 1/2 まで減免される。 • 土地の買入れを申し出ることができます。譲渡所得には 2,000 万円の控除が適用される。 • 管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができる。 市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。

○管理協定制度	
特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区等の管理の負担を軽減することができる。 （都市緑地法第 24 条）	
地区の条件	条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる区域は、地区計画等（「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」）において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域。
行為の規制	• 地方公共団体又は緑地管理機構は、必要に応じて、特別緑地保全地区、緑地保全地域又は近郊緑地保全区域内の土地所有者と管理協定を締結することにより、これらの特別緑地保全地区等の緑地の管理を行うことができる。 • 締結する管理協定の内容は次のとおりです。 ・ 管理協定の目的となる土地の区域 ・ 管理協定区域内の緑地の管理に関する事項 ・ 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項（必要な場合に定める） ・ 管理協定の有効期間（5 年以上、20 年以下） ・ 管理協定に違反した場合の措置 • この協定を締結し、公告が行われた後には、この協定は、その後に管理協定区域内の土地の所有者等になった方に対しても効力を持つ。
指定のメリット	管理協定の締結は、土地所有者にとって次のようなメリットがある。 • 地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。 • 特別緑地保全地区においては、相続税は、特別緑地保全地区としての評価減に加え、貸付期間 20 年以上等の要件に該当する場合、さらに２割評価減となり、土地の所有コストを軽減できる。 • 緑地保全地域内で協定を締結した場合、緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。

○風致地区制度	
風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。	
指定主体等	風致地区は、10ha 以上は都道府県・政令市が、10ha 未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下、「風致政令」という。）で定める基準に従い、地方公共団体が条例（以下、「風致条例」という。）を制定することとしている。
行為規制の内容	風致政令における行為規制の内容は以下のとおりであり、許可が必要。 ａ.建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退） ｂ.建築物等の色彩の変更 ｃ.宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率、のり） ｄ.水面の埋立て又は干拓 ｅ.木竹の伐採 ｆ.土石の類の採取 ｇ.屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

○緑地協定制度	
土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができる。（都市緑地法第 45 条、第 54 条）	
協定の種類と締結者	協定には以下の２つの種類がある。 ● 45 条協定：全員協定ともいう。 既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの。 ● 54 条協定：一人協定ともいう。 開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、３年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する。 ● 協定の締結者には次の者がなることができる。 ・ 土地の所有者（民間ディベロッパー等を含む） ・ 土地の借地権者（地上権又は借地権を有する者） ・ 土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者
協定の内容	• 緑地協定の目的となる土地の区域 • 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの ・ 保全又は植栽する樹木等の種類 ・ 保全又は植栽する樹木等の場所 ・ 保全又は設置するかき又はさくの構造 ・ その他緑地の保全又は緑化に関する事項 • 緑地協定の有効期間（5 年以上、30 年未満） • 緑地協定に違反した場合の措置
締結のメリット	• 関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観レベルが向上する。 • 市町村によっては助成措置を設けているところがあり、支援を受けられる場合がある。

○市民緑地制度	
土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。（都市緑地法第 55 条）	
対象となる土地・契約期間など	• 都市計画区域内の 300m2 以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象となる。 • 特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も市民緑地の対象となる。 • 契約期間は 5 年以上。
契約の内容	• 市民緑地契約の対象となる土地等の区域 ♦ 市民緑地の保全や利用のために必要な施設整備に関する事項 ♦ 緑化施設の整備に関する事項（人工地盤・建築物などの場合） ♦ 市民緑地の管理の方法に関する事項 ♦ 市民緑地の管理期間 ♦ 契約に違反した場合の措置 （◆については、必要に応じて定める。）
締結のメリット	市民緑地契約の締結は、土地所有者にとって次のメリットがある。 • 地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。 • 次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。 ・ 契約期間が 20 年以上等の要件に該当する場合、相続税が 2 割評価減となる。 ・ 土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となる。 • 緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。

○緑地管理機構制度	
地方公共団体以外のＮＰＯ法人などの団体が緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度です。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができます。（都市緑地法第 68 条）	
緑地管理機構の指定	• 機構となりうる法人は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を目的として設立された民法 34 条に基づく公益法人及び特定非営利活動促進法第２条第２項に基づく特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）。 • 都道府県知事が指定する。
業務の内容	• 制度を適用するためには、事業者が緑化施設整備計画を作成し、市町村長の認定を受ける必要があります。 • 管理協定に基づく緑地の管理 • 市民緑地の設置及び管理 • 都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 • 次に掲げる業務 ・ 住民等の利用に供する認定緑化施設の管理 ・ 認定計画に従った緑化施設の受託整備又は認定緑化施設の受託管理 ・ ・ 緑化施設の整備に必要な資金のあっせん ・ 緑地の保全及び緑化の推進に関する情報収集と提供 ・ 緑地の保全及び緑化の推進に関する助言及び指導 ・ 緑地の保全及び緑化の推進に関する調査及び研究 （・については、選択制）
制度のメリット	• 緑地管理機構が特別緑地保全地区内の土地を買入れる場合、地方自治体が買入れるのと同様の優遇措置がある。 ・土地所有者の申出により買入れる場合に、譲渡所得には 2,000 万円の控除が適用される。 • 地方公共団体以外のＮＰＯ法人などの組織が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能になる。

○保全配慮地区	
都市緑地法に基づき、緑の基本計画で設定する「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」として定めるもので、その地区内で講じる緑地保全施策等を即地的に定めるものである。	
対象となる地区	緑地保全地区は、当該市町村の状況に応じて適宜設定されるものであるが、特別緑地保全地区以外の区域であって、下記のような地区を一体的に含む地区が対象として考えられる。 ○ 風致景観となる緑地を保全する必要のある地区 ○ 地区特有の生態系を保全する必要のある地区 ○ 自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要のある地区 ○ 屋敷林等を保全し、美しい郷土景観の保全を図る地区 ○ 都市における環境保全に資する農地、屋敷林等 ○ 市街地開発事業で保全する残存樹林をして位置づけた地区 ○ 土砂崩壊から守るために緑地保全を図る必要がある地区

○借地公園制度	
民間の土地所有者と地方公共団体が貸借契約を結んだ土地に公園整備を行なう制度。 （都市公園法第 16 条）	
貸借契約の内容	契約期間 • 基本的に任意であるが、これまでは「都市公園の保存規定」があり、以下の理由がない限り、契約を終了することが困難であったが、「貸借契約の終了等により、公園の土地物件の権原が消滅した場合に廃止できる」当規定が加えられた。 〔これまで規定されていた廃止理由〕 ・公益上特別の必要がある場合 ・代替の都市公園が設置される場合
補助制度	公園整備に対する補助 ・貸借契約期間が 10 年以上のものについて用地費 1/3、施設費 1/2 の補助を行う。
指定のメリット	• 公園管理者側 ・期間限定の都市公園を設置することが可能になり、市街地にある企業等の未利用地を積極的に活用した都市公園整備が可能になる。 • 土地所有者側 ・契約終了の決定理由を土地所有者側の要因によって決定することができ、土地利用の計画に従って、未利用地の有効な利用を図ることが出来る。

○緑化重点地区	
都市緑地法に基づき、緑の基本計画で設定する「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」で、その地域内で講じる緑化施策等を即地的に定めるものである。一定の地区を指定し、緑の基本計画が目指す姿をモデル的に具体化し、市民や企業、NPO、行政が連携し、公園緑地の整備や公共公益施設、民間施設の緑化などを総合的かつ効果的に図るものである。	
対象となる地区	緑化重点地区は、当該市町村の状況に応じて適宜設定されるもので下記のような地区が対象として考えられる。 ○ 駅前等都市のシンボルとなる地区 ○ 特に緑の少ない地区 ○ 風致地区などで都市における風致の維持･創出が特に重要な地区 ○ 避難地の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区 ○ 緑化の推進の住民意識が高い地区 ○ 市街地開発事業等の予定地区 ○ 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区 ○ 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区 ○ 公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区 ○ ヒートアイランド現象の緩和等とし環境の改善が必要な地区

○地区計画等の活用による緑地保全	
屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。(都市緑地法第 20 条)	
地区の条件	条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる区域は、地区計画等(「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」)において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域。
行為の規制	条例を定めると、次の行為を行う場合に、市町村長の許可が必要になる。 • 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 • 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 • 木竹の伐採 • 水面の埋立て又は干拓 • 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積　など
指定のメリット	市民緑地制度を併用することにより地域の自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。

○緑化地域制度	
緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。これにより効果的に緑を創出することができる。（都市緑地法第 34 条）	
指定の要件	指定の要件は「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」。
指定主体	緑化地域は、都市計画法における地域地区として市町村が計画決定を行う。
緑化義務付けの対象	義務づけの対象となるのは、敷地面積が原則 1,000m2 以上の建築物の新築又は増築である。 • 市町村は、特に必要がある場合、条例で敷地面積の対象規模を 300m2 まで引き下げることができる。 • 増築の場合については、従前の床面積の 2 割以上の増築を行うものが対象となる。 注：学校など、その用途や敷地の状況によってやむを得ないと認めて市町村が許可した一部の建築物や建築基準法により建ぺい率等の規制が適用されない一部の建築物等については対象外となります。なお、適用除外に際し、市町村長は許可を要する場合、その許可には必要な条件を付することができます
緑化義務付けの内容	建築物の緑化率を原則として都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることが義務づけられる。 なお、都市計画に定める緑化率の最低限度の上限は、 • 敷地面積の 25% • 1－建ぺい率－10%　のうち小さい数値となる。 建築基準関係規定とみなされ、建築確認の要件となる。 ※地区計画等により同等の緑化率規制を行える制度がある。
指定のメリット	緑化地域内において、緑化施設整備計画認定制度に基づき、緑化施設の整備計画について市町村長の認定を受けることにより、緑化施設について固定資産税の特例措置を受けることができる。

○緑化施設整備計画認定制度	
民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。（都市緑地法第 60 条）	
認定の対象となる緑化施設	• 「緑化施設」とは、樹木や地被植物などの植栽と、花壇、敷地内の保全された樹木、自然的な水流や池、これらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等をいう。 • 対象地区･対象建築物 認定の対象となる地区は「緑化地域」及び「緑の基本計画」に定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区)」です • 対象建築物は以下のとおり ・ 民間、公共を問わず、全ての建築物が対象となる。 ・ 既存の建築物に緑化施設を整備する場合や、既存の緑化施設を再整備する場合なども含む。 • 対象となる建築物の敷地の面積は緑化重点地区内（地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域を除く）では 500m2 以上、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では 300m2 以上。 • 緑化面積の敷地面積に対する割合は 20%以上。
施設緑化整備計画	• 制度を適用するためには、事業者が緑化施設整備計画を作成し、市町村長の認定を受ける必要があります。 • 緑化施設整備計画には次の事項を定めます。 ・ 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置および面積 ・ 整備する緑化施設の概要、規模、および配置 ・ 緑化施設の整備の実施期間 ・ 緑化施設の整備の資金計画 ・ その他の図面等
制度のメリット	緑化施設について、固定資産税の特例措置を受けることができる。 • 緑化重点地区内　課税標準 5 年間 1/2 • 緑化地域等内 • 緑化率規制対象建築物に係る緑化施設　課税標準 5 年間 1/3（義務の履行に必要な最低限度部分を除く。） • 緑化率規制対象外建築物に係る緑化施設　課税標準 5 年間 1/2

用語の解説

用語解説

【あ】	
アドプト制度 （アダプト制度）	→里親制度
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置します。
エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていくと考えられます。
NPO	Non-Profit-Organization（民間非営利組織）の略称。法人格を持った、公共サービスをしている民間非営利組織のことです。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれます。
オープンスペース	マンションの敷地内に設けられる、建物が立っていないスペースのことです。 駐車場なども含めてオープンスペースという場合もありますが、一般的には、子どもの遊び場や遊歩道、植栽などが整備された広場・庭園など、そのマンションの住人にとって快適な、憩いのスペースとして活用されている空間のことを指します。オープンスペースが広いほど、隣地の建築物との距離が取れるため、ゆとりや開放感など、快適性も上がります。
【か】	
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置します。
河川区域	河川法に基づいて指定されている区域で、地域制緑地の一つです。
環境保全機能	地球環境問題への関心の高まりの中で、ビオトープ（生物生息空間）の保全・整備と創出、快適でうるおいのある都市環境の創造、ヒートアイランド等の都市気候の緩和など、自然との共生や環境への負荷の低減に資するような主として存在を重視した機能です。
緩衝緑地	都市公園の種別の一つで、工場、コンビナート地帯あるいは道路、鉄道から周辺の住宅地、市街地への公害や災害を防止するため、境界地区において設けられる緑地です。

幹線道路	道路網のうち主要な骨格をなし、都市に出入りする交通と都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもつ道路です。
間伐	混みすぎた森林を適正な密度にして健全な森林に導くために、また、利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う伐採で、残存木の成長を促進させる作業です。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施します。この作業により生産された丸太が間伐材です。
カントリーパーク	第三次全国総合開発計画の地方定住構想を受けて、計画区域外に設置される都市公園です。農村や漁村などの住民が、文化やスポーツを楽しめるように各種施設を整備します。
協働	市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には相反する関係にもってきた主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係です。それぞれの努力を補完して取り組みをすすめることで、ばらばらに取り組む場合と比べて、大きな効果を生み出すことができるものと期待されます。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、１近隣住区当たり１箇所を誘致距離 500m の範囲内で１箇所当たり面積２ha を標準として配置します。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。 欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及しています。英国ではルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスではツーリズム・ベール（緑の旅行）と呼ばれています。
景観構成機能	市街地を取り囲みその背景となる緑地、市街地内の社寺林などの郷土景観を形づくる緑地、市街地内のランドマーク・シンボルとなるような緑地など、特色あるまちづくりに資するような主として都市景観を重視した機能です。
公園緑地	「都市公園など」と「民間施設の緑地」として整備・管理されているものの総称で、「施設緑地」と同義語です。
公共施設緑地	公共空地などの都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設と公共公益施設における植栽地などが該当します。

【さ】	
里親制度	街路樹や屋敷林などの樹木を移植し、個人のボランティアで管理する制度です。本来は人に対して使用することから、本市では「緑の育成ボランティア制度」に名称を変更しました。「アドプト制度」とも言います。
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域です。
市街化調整区域	都市計画区域のなかの一つで、住宅建設などの市街化を抑制すべき区域です。
施設緑地	都市公園法に基づいた“都市公園”と都市公園以外の“公共施設緑地”および“民間施設緑地”とに区分されます。
自然公園	わが国の自然の風景を保護するとともに、その利用の増進をはかり、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和 32 年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称です。
自然林	植林によらずに自然に生成した森林、天然林です。
市民農園	自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会などを提供するために、レクリエーションなどとして営利以外の目的で、蔬菜類などの栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園です。最近は、地方公共団体や農協などが市街地に残された農地の活用をはかりつつ、市民のニーズに応えるため、農地所有者から農地を借り上げ設置するケースが多くなっています。
市民緑地制度	土地の所有者が、自ら土地を市民の利用に供する緑地として提供することを支援し、緑の保全を推進する制度です。土地の所有者からの申請に基づき、地方自治体または緑地管理機構がその土地の所有者と契約し、市民緑地をつくります。この場合、土地所有者には一定の優遇措置が与えられます。
社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES シージェス）	民間企業等の緑化の取組みを環境保全の事業活動として社会的に評価、格付けし、その後押しをすることを目的とした制度であり、（財）都市緑化基金により実施されています。認定は、意欲が評価されるグリーンステージから、高い貢献度を長年維持することで取得できるスパラティブステージまで 5 段階に区分されています。
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園です。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

森林計画制度	国有林、民有林の両者を通じて、森林の管理方法を秩序づけるため、法律や規則等により、森林の取扱いの内容と場所と時期についての予定を一定の形式に整え、実施することで、森林の経営を規制する制度です。具体的には、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて区分し、望ましい森林へ導くため、森林整備を実施するための方法や数量等を計画することで、国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成されます。
森林法	明治３０年に制定され、昭和２６年に全面的に改正され新たに公布された森林行政の基本法典です。内容は、総則、森林計画等、保安施設、土地の使用、森林審議会、雑則からなり、森林計画では基本となる法律です。近年では、平成１０年に、伐採届や森林施業計画の認定が市町村へ移行する改正があり、平成１３年に、重視する機能に応じて森林を３区分して整備を推進するよう森林計画制度等が改正されました。
生産緑地	都市計画法と生産緑地法に基づく地域地区の一種で、農林漁業との調和をはかりつつ良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園緑地など公共施設などの敷地に適している 500 ㎡以上の土地を指定します。
生物の多様性	地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、⑴生物種の数が多いという「種間の多様性」、⑵同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質がことなるという「種内の多様性(遺伝子の多様性)」、⑶これら生物とその生息環境からなる生態系(ある地域内に生息する生物群とその生活に関係のある物理的環境とを総合して一体としたもの)が多様であるという「生態系の多様性」という３つのレベルの多様性を含んでいます。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ１箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置します。
【た】	
多自然型工法	河川が本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出を目指した工法です。
地域森林計画 対象民有林	森林法に基づいて指定されている地域制緑地の一つです。
地域制緑地	緑地保全地区（都市緑地法）・風致地区（都市計画法）・保安林区域（森林法）などの“法による地域”、緑地協定（都市緑地法）による“協定”、“条例などによるもの”などの緑地が該当します。

地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離１km の範囲内で１地区当たり１箇所面積４ha を標準として配置します。
着地型観光都市	着地型観光にいう「着地」とは、観光客を受け入れる側の地域を指し、これに対して、旅行者が出発する側の地域を「発地」と呼びます。従来の観光が、旅行代理店が旅行者の「発地」から出発するパック旅行等を企画し、着地側である観光地がそれを受け入れるという形態で成り立っていたのに対して、着地型観光では、地域にある観光資源を着地側の地域住民が発掘し、発信するというものであり、まさに住民主体型の活動であるといえます。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園でその目的に則し配置します。
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。（都市緑地法第 12 条、首都圏近郊緑地保全法第５条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第６条） 指定は 10ha 以上の場合は都道府県が決定し、10ha 未満の場合は市町村が決定します。また、指定都市にあっては、指定都市が決定を行います。 指定の要件は次のいずれとします。 ＊無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ＊神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの ＊次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの • 風致又は景観が優れているもの • 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの
都市基幹公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園です。その機能から総合公園と運動公園に区分されます。

都市計画区域	都市計画を策定する場ともいうべき区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の範囲を言います。
都市公園	都市公園法により整備された公園です。都市公園法第２条に規定する公園施設で、街区公園や近隣公園などの“住区基幹公園”、総合公園などの“都市基幹公園”、風致公園や歴史公園などの“特殊公園”、広域公園や都市緑地などの“その他公園”などがあります。
都市公園法	「都市公園の設置と管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」 都市公園設置と管理基準などを定めるため昭和 31 年 4 月 20 日に公布、同年 10 月 15 日に施行された法律です。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上をはかるために設けられる緑地であり、１箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置します。ただし、既成市街地などにおいて良好な樹林地などがある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させる都市環境の改善をはかるために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha 以上とします。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
都市緑地法	都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された旧・都市緑地保全法（1973 年）が 2004 年の法改正（いわゆる景観緑三法の制定）により改称されました。 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規程してます。
都市林	都市の生活環境を維持・向上させる機能を発揮させるため、都市でまだ自然環境が残されている地域を中心として、市街地やその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地などにおける野生動物の保護、都市気候の改善を行うことを目的として設けられる都市公園です。
【な】	
二次林	山火事や伐採などで原生植生が破壊された後に生じる森林です。
農業振興地域 **農用地区域**	農業振興地域整備法に基づいて指定されている地域制緑地の一つです。

【は】	
ハザードマップ	ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されています。 ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効です。
パートナーシップ	→協働
バリヤフリー	英語の「バリア（障壁）」と「フリー（自由な・～からのがれる）」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすることを意味します。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消など、物理的な障壁の除去という意味合いが強い言葉ですが、最近ではより広い意味で用いられるようになっています。
ヒートアイランド（現象）	都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染などが原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象です。
ビオトープ	ドイツ語で生物をあらわす Bio と、場所を表す Top を組み合わせた造語です。学術上生物圏の地域的な基本単位を示し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられます。有機的にネットワークすることにより、生物の移動に貢献し、地域生態系全体の質の向上に寄与します。野生生物が生息可能な環境状況を積極的に復元･創造していくという意味合いでも用いられます。
ビスタライン	「ビスタ」は「眺望・展望」を意味します。
風致地区	都市の風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区です。
ファサード	建築物の正面です。ヨーロッパ建築で重要視され、正面と同程度の装飾がほどこされている場合には、側面についても言います。
壁面緑化・屋上緑化	都市化に伴う緑化空間の減少を補い、都市環境と景観の向上をはかるために、建物の壁面や屋上を緑化する。建物内の消費エネルギーが軽減されたり、生物の移動空間となったりします。
保安林区域	森林法に基づいて指定されている地域制緑地の一つです。

防災機能	災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地、都市公害に対する緩衝地帯としての役割を果たす機能です。
保存樹・保存樹林	“都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律”に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木又は樹木の集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したものです。所有者は、保存樹または保存樹林について枯損防止など保存に努める義務を負います。
ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園または休憩所です。 地域の生活環境を良くすることを重視し、気軽に休める憩いの場となっています。
ボランティア	ボランティア活動に携わる人のことです。ボランティア活動は、古典的な定義では自発(自主)性、無償(無給)性、利他(社会、公共、公益)性に基づく活動とされるが、今日ではこれらに先駆(先見、創造、開拓)性を加えた４つをボランティア活動の柱とする場合が一般的となっています。
【ま】	
緑の基本計画	都市における緑地の保全と緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的にすすめることを目的とする計画です。この計画は、都市緑地保全法の改正により創設され、市町村が策定主体となり作成するものです。
緑の将来像	環境基本計画や都市マスタープランなどにおける都市づくりの基本理念を踏まえて、将来目指すべき緑の方向、緑の都市づくりの基本的な考え方、ビジョンなどを示したものです。その際、住民に分かりやすいテーマやキャッチフレーズを設定します。
緑のネットワーク形成	公園緑地のレクリエーション利用を向上させるため、また、生物の移動と生息空間を守るために、河川、緑道、幹線道路の緑化などの線状の水と緑により、公園緑地などを網状に結ぶことです。 ネットワーク 網の目のように作った組織、系列、つながりそのものを言います。

緑の目標水準	目標年次に対して、市街地内や都市計画区域内における緑地の確保目標量、都市公園などの施設として整備すべき緑地の確保目標量、公共公益施設や民有地の緑化に対する都市全体の目標などを定めたものです。 ＊緑地の確保目標水準 ・ 緑地率＝当該区域の緑地面積（施設緑地＋地域制緑地） ／ 当該区域面積 ・ 緑地の確保目標水準は、「都市計画中央審議会答申等(平成 7 年 7 月)」を踏まえて、将来市街地面積に対して概ね30%以上が望ましいとされている。 ＊一人当たり都市公園面積目標水準 ・ 一人当たり都市公園の面積目標水準は、「都市公園法施行令 第一章第一条」を踏まえて、都市計画区域内で 10 ㎡以上が、市街化区域内で 5 ㎡以上が望ましいとされている。 ＊一人当たり都市公園等面積目標水準 ・ 一人当たり都市公園等の面積目標水準は、「都市計画中央審議会答申等(平成 7 年 7 月)」を踏まえて、20 ㎡以上を目標とすることが望ましいとされている。
民間施設緑地	民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設緑地を言います。一般的には、公開していることや永続性の高いことが条件となるが、具体的に位置づける場合は地域の実情に合わせて適宜判断しています。
民有林	国有林以外の森林をいい、民有林には私有林（個人有、会社有、社寺有等）、公有林（県有、市町村有、財産区有等）、公社所有林等があります。
【や】	
ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザイン（Universal Design）とは国籍や文化、言語を越え、年代や個々の能力レベルの程度を問わずに誰もが利用することができるような製品、施設などのデザイン設計のことを示しています。
【ら】	
ランドマーク	景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつものです。わかりやすくかつ個性のある景観を形成するための都市デザインの要素として活用されます。一般的には周辺から見ることのできる高さがあるものです。

緑視率	緑の量を把握するための指標の一つで、ある地点において人間の視野内に占める緑のみかけの量の割合を言います。一般的な調査方法は、道路上や交差点より写真を撮影し、写真全体の中で樹木や樹林が占める面積割合を求める方法を採っています。
緑地	都市公園や公共施設、民間施設の緑地として整備・管理されている「施設緑地」と、森林地域や河川区域、農業振興地域農用地区域などとして保全・管理されている「地域制緑地」の総称です。
緑地協定	一定区域の近隣住民相互の合意により、緑地についての制限を協定として既存の制限に付加し、自ら遵守していこうとするものです。
緑地率	一般に広義に緑地という場合、都市公園などの営造物である緑地のほか、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、水面などが含まれます。そうした緑地が地表面を覆う比率を緑地率と言います。
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性と快適性の確保などをはかることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯と歩行者路又は自転車路を主体とする緑地のことです。幅員は 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場などを相互に結ぶよう配置します。
緑被率	樹林･植栽地･草地などの植物の緑でおおわれた、もしくは緑でおおわれていない自然的環境の状態にある土地（緑被地）の面積の、ある一定の区域の面積に対する割合です。緑の総量を平面的に捉える目安の指標として、一般的に用いられています。
緑化重点地区	緑地の保全･整備と都市緑化の総合的な展開をはかるために、モデルケースとして設定した地区です。設定した地区においては、緑化推進施策をできる限り詳細かつ具体的な整備計画として策定します。
緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、「緑化地域」を地域地区として都市計画決定を行うことにより、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度です。
緑化率	学校などの公共公益施設や工場などの民間施設において、各施設の敷地面積に対する緑化された面積の割合です。（道路は、緑化延長率）。
リニューアル	新しく作り直して再生させることです。リフレッシュやリボーンといった呼び方をすることもあります。

レクリエーション機能	多様化するレクリエーション需要に応え、日常的なレクリエーションと全市的なレクリエーション活動に対処しうるような利用を重視した機能です。 レクリエーション 仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽です。
レッドデータブック	環境庁が作成している資料集で、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップしてその危険度を解説したもの。以下の３種類に分けています。 【絶滅危惧種】絶滅の危機に瀕している種又は亜種 【危　急　種】現在の状態が続けば近い将来絶滅する種又は亜種 【希　少　種】生息条件の変化によって「危急種」「絶滅危惧種」に移行する種又は亜種。
ロケーション	周辺からみた建物の位置取り・立地条件です。

※ 本表は、関連する語句を含めて整理しているため、本文中に無い用語もあります。



嬉野市緑の基本計画【素案】

本計画案は、今回の説明会における皆様の意見を参考に、庁内調整並びに策定委員会の協議を経て、今春を目途に最終案としてまとめていく予定です。

編集　嬉野市 建設部 建設・新幹線課
〒843-0392　佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地
TEL　0954-42-3311
URL http://www.city.ureshino.lg.jp/